

令和7年1月28日
教育委員会事務局

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）について

1. 主 旨

教育委員会では、令和5年度から区のインクルーシブ教育の基本理念等を定めた「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」（以下「ガイドライン」とする）の策定に向け、庁内関係所管、学校関係者および外部有識者を交えた作成委員会を教育委員会事務局内に設置して検討を重ね、8月に素案を取りまとめた。その後、区民意見募集等ではいただいた意見を踏まえ、作成委員会で検討を行い、「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）」を取りまとめたので、報告する。

2 ガイドライン（案）の内容

インクルーシブ教育を実践する教職員に向けて教育委員会の考え方や視点、取組みを示し、目の前の子どもたちに起きている状況に対してどのように捉えればよいのかを考え、子どもたちに寄り添い、主体的な成長を促す学級運営や指導の工夫等、行動につなげることができるようにするためのガイドラインとして、主に以下の内容とした。詳細は、別紙・資料1「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（案）」のとおり。

- (1) インクルーシブ教育についての理解を深められるよう、基礎知識及びインクルーシブ教育の意味と意義をまとめた。
- (2) 区が目指す姿として、インクルーシブ教育の基本理念及びインクルーシブ教育を推進していくための教育委員会の基本方針や5つの重点取組み、学校現場における5つの行動コンセプトを定めた。
- (3) ガイドラインを読んだ教員が、行動コンセプトに沿った行動をとる際に、どのような点がポイントになるのか考え、実行につなげていくための事例をまとめた。

3. 意見聴取について

別紙・資料2「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）意見聴取について」参照

4. ガイドライン策定時、策定後の取組み

(1) ガイドライン説明会

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 校長、特別支援教育コーディネーター |
| ②実施時期 | 3月上旬 |
| ③内 容 | ・ガイドライン作成委員長による基調講演
・世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」による児童・生徒の支援についての講話
・ブロックごとの意見交換 |

- ④そ の 他 この他にインクルーシブ教育支援員に対しても、「げんき」との連携のもと、4月より研修を実施していく。

(2) ガイドラインの送付

- ①Teams の「世田谷区立小中学校教員チーム」に PDF を投稿するとともに、全小・中学校教員全員にガイドライン冊子を送付 ※3月中
- ②インクルーシブ教育支援員全員にガイドライン冊子を送付 ※4月より順次

5. 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|----|-----------------|
| 令和7年 | 2月 | 文教常任委員会（案）報告 |
| | | 関係団体への説明 |
| | | 障害者施策推進協議会（案）報告 |
| | 3月 | 策定 |

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン

～子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？

共に学び、共に育つ教育をめざして～

(案)

令和7年1月

世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区は、2023年（令和5年）11月に、区長と教育委員会で構成される総合教育会議において議論を重ね、区の教育の方向性を定めた、教育大綱（案）を踏まえ、「世田谷区教育大綱」を策定しました。

「世田谷区教育大綱」では、

学ぶとは、自分自身を見つめ直すこと。

これからやってくる未来に向けて、

あたたかく充実した日々を送るために、

身体まるごとで問いかけ、思考を深めて、成長をはかる。

～略～

学びの権利は、誰もが持つもの。

この保障と実現こそ、「世田谷の教育」が目指す礎である。

さらに、学びの権利を分け隔てなく実現する「誰一人取り残さない社会」を

構築していくために、

私たちは「世田谷の教育」の意義を共有し、高めていく。

人はひとりひとり違う。

性別も、年齢も、育ち暮らす環境も、資質もそれぞれだ。

学びの場での気づきや、学びを深める速度やリズムも、それぞれ異なる。

それならば、学びのあり方も多様となる。

～略～

まさに、人間として誰もが持つ生命の鼓動を、やさしく受けとめ、

可能性と未来への道を引き出すのが「世田谷の教育」であり、

子どもも大人も、「世田谷の教育」を創り出す当事者なのである。

～略～

とし、区全体の教育行政の方向性を示しました。

これを受け、世田谷区教育委員会では、令和6年度を初年度とする「世田谷区教育振興基本計画」を策定しました。この「世田谷区教育振興基本計画」と区としての障害者への考え方や施策を明らかにした令和6年度を初年度とする「せたがやインクルージョンプラン」において、教育委員会と区は、インクルーシブ教育の推進を重点取組みとして位置づけ、その方向性、取組み内容を明らかにしました。

この度、インクルーシブ教育の推進において、実践する教職員に向けて教育委員会の考え方や視点、取組みを示し、目の前の子どもたちに現在起きている状況に対し、どのように捉えればよいのかを考え、子どもたちに寄り添い、主体的な成長を促す学級の運営、指導の工夫や配慮等、学校として、教員として行動につなげることのできるガイドラインを作成するものです。

このガイドラインが現場の教職員の役に立ち、学校の積極的な取組みにつながって、子どもたちの学校生活が充実し、子どもたちの成長を誰もが実感できるよう、作成に取り組んできました。

今後とも、教育の質をさらに向上させるため、このガイドラインのバージョンアップを図っていきます。

教育長あいさつ

各学校、先生方が、世田谷区の教育の充実や子どもたちの幸せのために尽力くださっていることに敬意を表します。

世田谷区では、「子どもも大人も共に学び、共に育つ教育の推進」を教育の土台に据えて、取り組んでいます。「世田谷区教育大綱」にもある通り、「人はひとりひとり違う。性別も、年齢も、育ち暮らす環境も、資質もそれぞれ」です。世田谷区では現在、障害や様々な背景がある多くの子どもが同じクラスに在籍しています。このような中、これからの学校は、私たち大人が「～である」といったことを決めるのではなく、子どもたち自身が学び方や過ごし方を決めていくことが必要です。

多様な個性や背景をもつ子どもそれぞれの学び方を、あらかじめ決めるのではなく、子どもが決めたことを子どもと一緒に実現するために、見守り、伴走することが求められています。

これは一見すると当然のことのようには思えますが、子どもへの私たち大人が良かれと思う言葉を飲み込み、子どもたちを信じて待ち、子どもと対話し、寄り添うことは、実は非常に難しいのではないかと思います。しかしながら、この考え方は、今後の「世田谷の教育」の根幹を成すものであり、さまざまな学びの場で実践していくべきことであります。このたび、このような考え方のもと、世田谷区教育委員会として、これまで以上にインクルーシブ教育を推進していくため、「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定しました。

これまでも先生方は、一人ひとりの子どもたちの幸せのために日々実践を積み重ね、優れた指導技術を有しておられます。このガイドラインからこれまでの自身の教育の在り方について、新たな発見や、考えられること、気づいたことを日々の授業や教育活動に生かしてほしいと思います。教育委員会としても、インクルーシブ教育の推進のための考え方や視点、支援体制の全容等を示し、実践していく先生方と一緒に、「世田谷区の教育」の基礎を築き、インクルーシブ教育を本ガイドラインのもとで一歩ずつ推進していきます。

このガイドラインに基づき、世田谷で学んだ子どもたちが自分たちで豊かな、そして自分らしい未来を切り開いていくことにつながるよう願っています。

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之



せたがやインクルーシブ教育ガイドライン作成委員会 委員長あいさつ

今回、世田谷区におけるインクルーシブ教育の実現をめざすガイドラインを作成しました。インクルーシブ教育は、全ての子どもたちが背景や能力に関わらず、共に学び成長することをめざすものです。また、これからの時代の教育に向けて、多様性を尊重し、誰一人取り残さない教育環境の整備の基盤となるものです。

世田谷区のインクルーシブ教育の基本方針は、すべての子どもを対象に、共に学び、共に育つため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していくことです。このガイドラインはインクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すとともに、インクルーシブ教育を推進していく学校や先生方をサポートするために作成しました。

インクルーシブ教育の実現には教育に携わる一人ひとりの意識と行動が重要であり、日々の教育活動で子どもたちに寄り添い、柔軟かつ創造的な対応を心がけることが求められます。また、当事者も含めた学校に関わるすべての保護者や地域社会、そして行政が互いに協力・連携しながらインクルーシブ教育の理念を共有し、課題を克服することで、豊かな教育環境が築かれます。

このガイドラインは、実践のポイントとして、事例を加えています。教職員や区職員等の研修資料や人権教育の授業に活用していただくとともに、身近で日常的な事例を絶えず加え、学び、挑戦し続けていくことが大事であります。

このガイドラインが先生方の教育実践の道標となり、子どもたちの未来を共に拓く一助となることを願っています。

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン作成委員会
委員長 半澤 嘉博



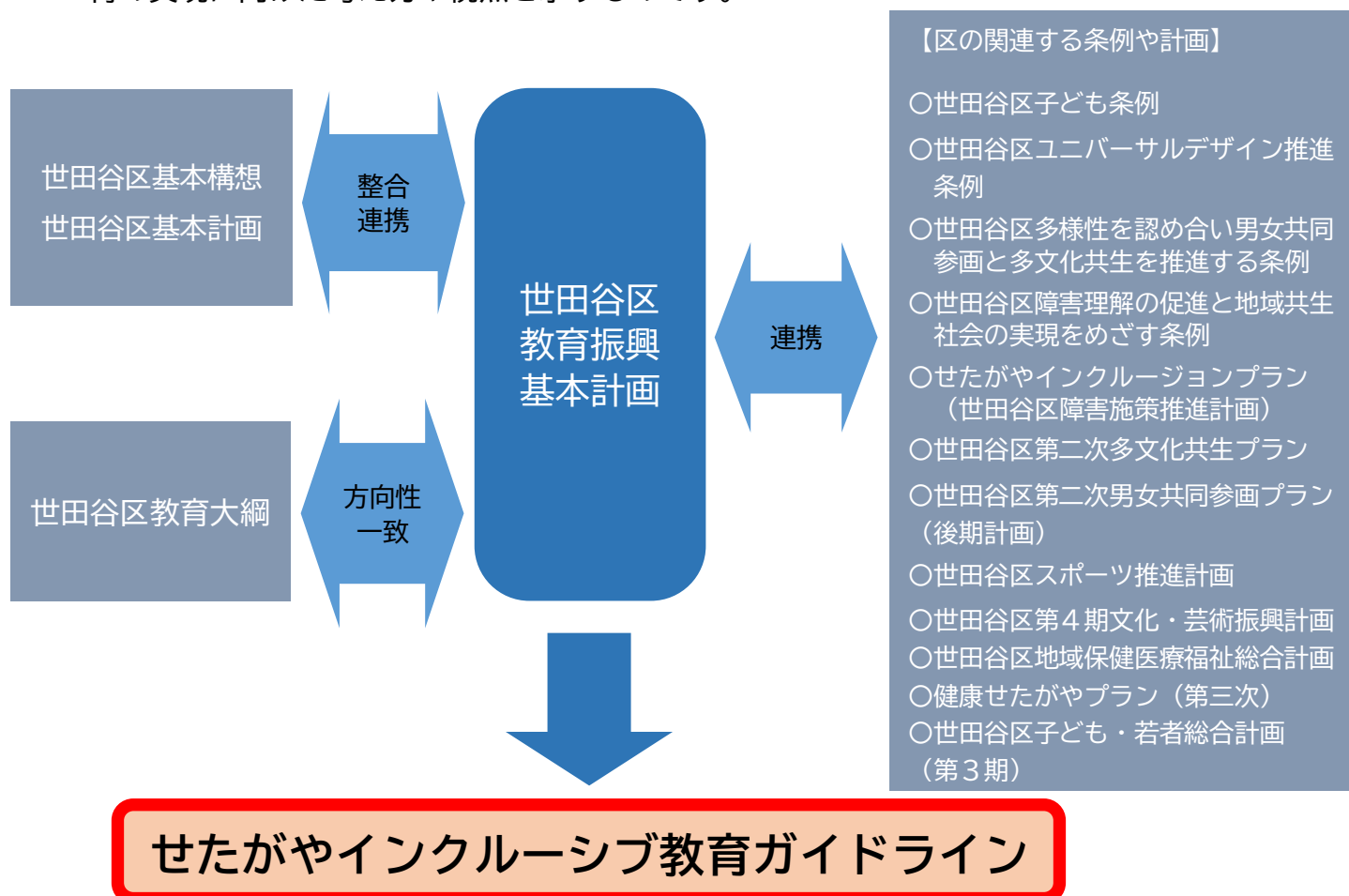
目次

第1章 ガイドラインの位置付け・構成	1
第2章 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の姿	2
2-1 インクルーシブ教育をより理解するための基礎知識	2
2-2 なぜ今、インクルーシブ教育なのか	10
2-3 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念	12
2-4 教育委員会の取組み	13
2-5 学校における行動コンセプト	16
第3章 インクルーシブ教育 行動コンセプトの実践ポイント	19
第4章 ガイドラインの活用について	31
4-1 職員会議・校内研修等で 対象 教職員	31
4-2 自己研さんで 対象 教職員	33
4-3 保護者会で 対象 教員・保護者	34
4-4 地域への発信で 対象 保護者・地域	35
せたがやインクルーシブ教育ガイドライン作成委員会 開催の概要	36
資料編	40
資料1 教育の質を高める働き方改革の推進	41
資料2 学校を支える体制	42
資料3 特別支援学級等	45
資料4 医療的ケア等	48
資料5 帰国・外国人児童・生徒等及び日本語指導が必要な児童・生徒	49
資料6 性的マイノリティ	50
資料7 ヤングケアラー	51
資料8 不登校	52
資料9 子どもの権利を守る仕組み	53

第1章 ガイドラインの位置付け・構成

1 位置付け

本ガイドラインは、世界の動向や国や都の法令や計画等を踏まえ、区の各種条例や計画と共に、学校から地域共生社会を進めていくため、教育委員会として、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すものです。



2 構成

本ガイドラインは、教育委員会と学校が一体となり、共に学び、共に育つ教育を実践するため、第2章では、インクルーシブ教育推進のための基礎知識と、なぜインクルーシブ教育が必要なのかについて、体系的に理解を深められるよう記載するとともに、世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念、それに対しての教育委員会の基本方針や取組み、そして学校現場における行動コンセプトを明確にしました。

第3章では、事例を掲載しました。第2章の考え方やコンセプトを、学校生活においてどのように生かしていけばいいのか、またこれまで行ってきたことが正しいのかという観点から学校において考え、実行につなげていくための事例です。

第4章では、本ガイドラインの活用について、研修等の実施例を掲載しています。

巻末には学校に向けた資料として、教育委員会が実施する学校への支援体制の全容を示すとともに、関係する国、都、区の現行の諸制度について解説しています。

第2章 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の姿

2-1 インクルーシブ教育をより理解するための基礎知識

1 インクルージョン（包摂）とは

インクルーシブ教育をより理解するために、まず、インクルージョン（包摂）とはどのような状態をいうのかを理解する必要があります。また、インクルージョンと比較される異なる状態として、エクスクルージョン（排除）、セグリゲーション（分離）、インテグレーション（統合）があります。

これらの状態を、フランス経済・社会・環境評議会資料（2014）を参照し、わかりやすく示したのが以下の図になります。

排除 エクスクルージョン		みんなが同じであることが求められ、そうでない人は参加できない状態です。このため、一部の人だけが権利を持ち、他の人とのつながりが断たれてしまいます。
分離 セグリゲーション		個々人のもつ特性・特徴により、特定のグループが別の場所に分けられている状態です。このような分離は、法律などによって正当化される場合があります。
統合 インテグレーション		様々な特性・特徴をもつ個々人が同じ場所にいても、その場所のルールに合わせることを求められます。適応できないと、権利が十分に守られません。
包摂 インクルージョン		個々人のもつ特性・特徴に関係なく、すべての人が学校生活やその後の社会生活に平等に参加できる状態です。法律や制度はすべての人のために作られ、多様性が尊重されます。

Conseil économique, social et environnemental, Mieux accompagner et inclure

les personnes en situation de handicap: un défi, une nécessité, Journaux officiels, Juin 2014

（フランス経済・社会・環境評議会資料）（2014, p20）を参照した。

上図のように、インクルージョン（包摂）とは、少数者も多数者も分け隔てなく、すべての人が同じ場で関わり合いながら過ごすことをいいます。

世界的な歴史の流れの中で、誰もが（万人に）等しく教育を受ける権利があることが示されています。エクスクルージョン（分離）されることもなければ、インテグレーション（統合）やダンピング（投げ入れ…共に学ぶ工夫がされないまま、同じ場に入れられること）といった見かけ上の同じ学びの場での学びではなく、一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場でできる教育が、インクルーシブ教育です。

インクルーシブ教育については、国連障害者権利委員会が2016年に「障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号」で主に以下のとおり示しています。

- （1）インクルーシブ教育とは、障害の有無を問わずあらゆる可能性のある児童・生徒が同じ教室で一緒に学ぶことである。このことには、誰もが一緒に学びながら、個別のニーズを満たすことができる教育制度を構築することが含まれる。
- （2）すべての人のための質の高い教育に焦点を当て、教育機関、例えば、学校や大学がすべての児童・生徒を援助して、すべての児童・生徒が最善の状況で、完全に参加できるようにする。
- （3）インクルーシブ教育とは、すべての児童・生徒が上記の教育を受けられるようにするために、教育のあり方を大きく変えることを指す。つまり、教育制度は個人のニーズにあわせられるべきであり、個人を教育制度にあわせることではない。
- （4）このように、インクルーシブ教育は、排除や分離、または統合と異なるものである。

2 インクルーシブ教育の歴史

1994年 特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明 (平成6年) 「サラマンカ声明」

スペインのサラマンカでユネスコとスペイン政府との共催による特別なニーズ教育に関する世界会議において、世界人権宣言に示されたあらゆる個人の教育を受ける権利（万人のための教育）の目標実現に向けた国際文書で、以下が定められています。

- (1) すべての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利をもち、また、受容できる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない、
- (2) すべての子どもは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズをもっており、教育システムはきわめて多様なこうした特性やニーズを考慮にいれて計画・立案され、教育計画が実施されなければならない、
- (3) 特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならない、
- (4) このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

2006年 「障害者の権利に関する条約」 (平成18年)

2006年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連総会で採択され、2008年に発効しました。日本は国内の法制度等の整備を経て、2014年に批准しました。条約では以下が定められています。

- (1) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (2) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容（インクルージョン）し、質の高く、かつ無償初等教育を享受することができると及び中等教育を享受することができること。
- (3) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (4) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般のもとで受けること。

- (5) 学問および社会的発達を最大限にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置が取られることを確保すること。

2015年
(平成27年)

「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会で採択

目標4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられました。7つの達成目標と、3つの実現の方法が示されています。

[関連する達成目標]

2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

[関連する実現の方法]

子ども、障害者およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

2022年
(令和4年)

国連・障害者権利委員会 日本政府報告に対する総括所見

「障害者権利条約」には、条約に基づく義務の履行状況などを把握するため、締結国に対して、状況を報告させて審査を行い、改善等に関する勧告を行う仕組みが定められています。8月に日本政府からの報告が審査され、9月に報告に関する総括所見が採択されました。以下が記載されています。

- (1) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること。
- (2) すべての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。
- (3) 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために合理的配慮を保障すること。
- (4) 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (5) 点字、「イージーリード」、聾児童のための手話教育等、通常教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾文化を推進し、盲聾児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
- (6) 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。



「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」制定

17条にインクルーシブ教育の推進のために必要な施策を講じることが定められました。

3 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内の法制度の整備について

日本政府は、条約の批准に向けて、2011年に「障害者基本法」を改正しました。

2013年には障害者に対する差別の解消を目的とし、学校を含む公共機関や企業が障害者に対する差別の解消を推進するための、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、2024年4月には改正法が施行され、合理的配慮の提供が義務化されました。この法律では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人から申出があった場合の合理的配慮の提供を義務とすることなどを通じて、地域共生社会を実現することをめざしています。

(1) 合理的配慮

合理的配慮とは、障害者等が他の人と平等に機会を享受できるようにするための個別の支援や調整を指します。これは、障害者等からの意思の表明に基づき、建設的な対話を踏まえて、権利利益の侵害とならないよう行われる社会的障壁（バリア）の除去のことで、負担が過重でない範囲で提供されます。例えば、視覚障害のある児童・生徒に対してデジタル教科書を使用すること、知的障害のある児童・生徒に対して課題の提出期限を延長することなどが合理的配慮に該当します。

また、聴覚障害のある児童・生徒がいるクラスで、授業の際に手話通訳者を派遣する例や、ノートテイクを行うための文字変換ソフトを使用する例もあり、他の児童・生徒と同じように授業に参加できるよう、合理的配慮を行っています。

以上のような取組みは、障害のある児童・生徒が平等に教育を受ける権利を保障するだけでなく、すべての児童・生徒が互いに理解し合い、支え合う環境を作ることにもつながります。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、合理的配慮の不提供は差別とされますが、合理的配慮は固定的なものではなく、建設的な対話に基づいて支援の在り方を変更や調整する柔軟さが大切です。「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定（令和6年1月17日）」では、「学校法人等は、本人・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・

調整を必要としている旨の意思の表明があった場合において、均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。対話においては、現在必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること」と示されており、教育委員会及び公立学校は直接の対象ではありませんが、法に適切に対応するための参考とすることが求められています。本人の思いを聞き、寄り添った支援が求められます。

(2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、すべての人が利用しやすいように環境を整備することです。世田谷区では、ユニバーサルデザインについて、すべての区民一人ひとりが尊重され、共に支えあい、すべての人にとって利用しやすいように生活できる環境を作っていくことと考えています。

学校での事例としては、車椅子利用の児童・生徒がいるため、校内の段差をなくし、エレベーターを設置した例や、視覚障害のある児童・生徒のために、音声案内システムを導入した例があります。これにより、すべての児童・生徒が自由に移動できるようになり、学びやすい環境が整いました。

合理的配慮とユニバーサルデザインは、相互補完的な関係にあります。ユニバーサルデザインは、インクルーシブ教育を実施するための重要な手段ではありますが、すべてのニーズに対応できるものではなく、個別の合理的配慮が必要です。

4 障害のモデル

障害のモデルには以下の3つあります。

医学モデル	障害を病気やケガその他の健康状態から引き起こされた特性と捉えます。
社会モデル	「障害者権利条約」で示された概念で、「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」や「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の基本となっている考え方です。障害が社会的障壁と相対することで生ずるものと捉えます。このモデルでは、障害者が直面するバリアは、私たちの意識を変えることや、施設や環境の整備、情報伝達の工夫などにより解消または軽減できると考えます。
人権モデル	誰もが生まれながらにして尊厳を有することを強調します。このモデルは、障害のある児童・生徒の基本的権利を保障し、差別や排除をなくすための措置を求めます。

これらのモデルは優劣をつけるものではなく、互いに関連しあうものです。例えば、障害の医学モデルでは、視覚障害者に対しては、視力を回復させる手術や治療を行うことを考えます。障害の社会モデルでは、バリアフリーの施設整備や情報のアクセシビリティ向上を考えます。障害の人権モデルでは、障害のある児童・生徒が本人の希望で学外での学校行事等に参加できるための体制整備や条件整備をすることや、他の児童・生徒との協働的な活動ができる準備や配慮等が重要と考えます。それぞれのモデルが果たす役割を理解し、明らかにされる課題を把握することが必要です。

5 性的マイノリティ

性的マイノリティは、「性的少数者」「セクシャル・マイノリティ」とも表現され、「からだの性」と「自認する性」が異なる人や、「好きになる性」が同性である人など、多数派とは違う性のあり方をもつ人々、全てを含んだ言葉です。性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）について人に相談できなかつたり、暴露（アウトティング）されるのではないかと不安を抱えていたり、社会の偏見や生活上の困難に直面することが多いとされています。

国の自殺総合対策大綱では、性的マイノリティの自殺念慮の割合が高いことが指摘されています。その背景には、性的マイノリティに対する無理解や偏見があるとされています。このため、大綱では自殺総合対策の当面の重点施策として、年代に応じた情報提供や支援を行う人材として教職員の理解を促進することが明記されています。

学校においては、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援が求められます。

6 帰国・外国人児童・生徒等及び日本語指導が必要な児童・生徒

帰国・外国人児童・生徒等及び日本語指導を必要としている児童・生徒は、全国的に見て特に小・中学生に増加傾向が見られます。以前は、日本企業が海外に進出する中で、現地で働く日本人家庭の子どもが帰国するケースが主でしたが、近年では、日本国内の労働力不足から外国人労働者が増加し、その家族が日本で生活する機会が増えています。

日本語指導が必要な児童・生徒は外国籍の子どもに限られるわけではありません。編入から数か月が過ぎ、生活言語はある程度できているように見えても、学習言語は一段ハードルが上がります。また、2つの言語を使用する環境にいても、両言語共に年相応のレベルに達していない状態や、年相応の教育を受けていない状況にあり、生活や学習に影響を及ぼす児童・生徒もいます。

小（中）学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示 第1章総則第4章2（2）イ）では、「日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に

応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」としています。平成26年には、学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある児童・生徒に対し、日本語の能力に応じた「特別の教育課程」による指導が可能となりました。

さらに、こうした子どもたちについては、生活習慣の違いなどによる不適應の問題が生じる場合もあります。

学校においては、日本語の習得に関する支援に加えて、教職員や子どもたちが互いに言語的・文化的背景に関心をもって理解しようとする姿勢を保ち、温かい人間関係をつくることができるよう配慮する必要があります。また、帰国・外国人児童・生徒等の母国の言語や文化について、他の児童・生徒が学習する機会を設けることなどにも配慮することが大切です。

2-2 なぜ今、インクルーシブ教育なのか

1 世界がめざすインクルーシブ教育

1994年、スペインのサラマンカで開催された『特別なニーズ教育に関する世界会議』で採択された『サラマンカ宣言』を機に、多様な背景を持つ子どもたちが分け隔てなく共に学ぶインクルーシブ教育の実現が世界的に求められるようになりました。

2006年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会で採択され、2014年に日本は批准しました。これにより、すべての子どもたちが、学ぶ場所を分けられることなく、質の高い教育を受けられるよう、日本の教育制度を変えることが求められました。

一方、2022年には、国連の障害者権利委員会より日本政府に対して、インクルーシブ教育の推進に関する勧告がなされました。

このように、現在、差別や排除をせず共に生きる地域共生社会の実現に向けて、世界が取り組んでいます。それは、日本でも例外ではありません。地域共生社会の実現の土台として求められているのが、インクルーシブ教育です。

2 すべての子どもたちが共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進

世田谷区では、障害の社会モデルの考え方に基づき、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を策定し、令和5年1月1日から施行しました。障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、社会的障壁と相対することによって生じると捉え、身近な環境にあるハード・ソフトのバリアを解消していくこととしております。これを受けて策定した「世田谷区インクルージョンプラン」と区全体の教育行政の方向性を定めた「教育大綱」を受けて策定した「世田谷区教育振興基本計画」において、基本方針の一つを「多様性を受け入れ自分らしく生きる」とし、インクルーシブ教育の推進を重点取り組みとして位置付けています。

近年、社会モデルだけでなく障害の人権モデルの考え方も広まりつつあり、私たち一人ひとりが、誰もが基本的人権を享受していることを認識し、インクルーシブ教育の意味と意義を理解し、実践していくという意識に転換していかななくてはなりません。

区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまります。しかしながら、このことが当たり前であるという認識が十分でない教職員がいることで保護者との相互理解が不十分となり、教職員の発言が子どもや保護者を傷つけていることがあります。このようなことが、子どもや保護者が通常の学級で学ぶことは難しい、何も配慮されないのでは、などと思ってしまう要因の1つとなっています。また、インクルーシブ教育における合理的配慮の提供には、子どもの意思の尊

重と、学校と保護者による対話と、全ての関係者の協力が重要です。しかし、調整不足等が原因で、保護者の期待と学校の対応との間にギャップが生じることもあります。

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害などに関わらず、また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、望む場で学ぶことができるようにしていくことが重要です。

このような背景のもと、すべての子どもを包摂する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していきます。既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一步ずつ前進させていく必要があります。

2-3 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念

すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害などに関わらず、他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、他人との比較で優劣をつけるのではなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育をめざします。

子どもたちは、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学び、共に考え、共に支え合い、共に育つことが当たり前であることを理解します。自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、まず自分自身を理解し、それぞれが様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。

教員や学校に関係する大人も、子どもの自主性や成長を阻む壁ではなく、子ども同士のつながりを大切にする伴走者となります。大人の『こうあるべき』という観念を見直し、『あなたは どうしたい』と問いかけながら、悩みを抱えるすべての子どもに寄り添い、その成長に応じた適切な支援と教育に取り組んでいきます。

そのために教育委員会と学校は、これまでの世田谷区の教育の知見を生かしつつ、すべての差別を取り除き、住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めていきます。

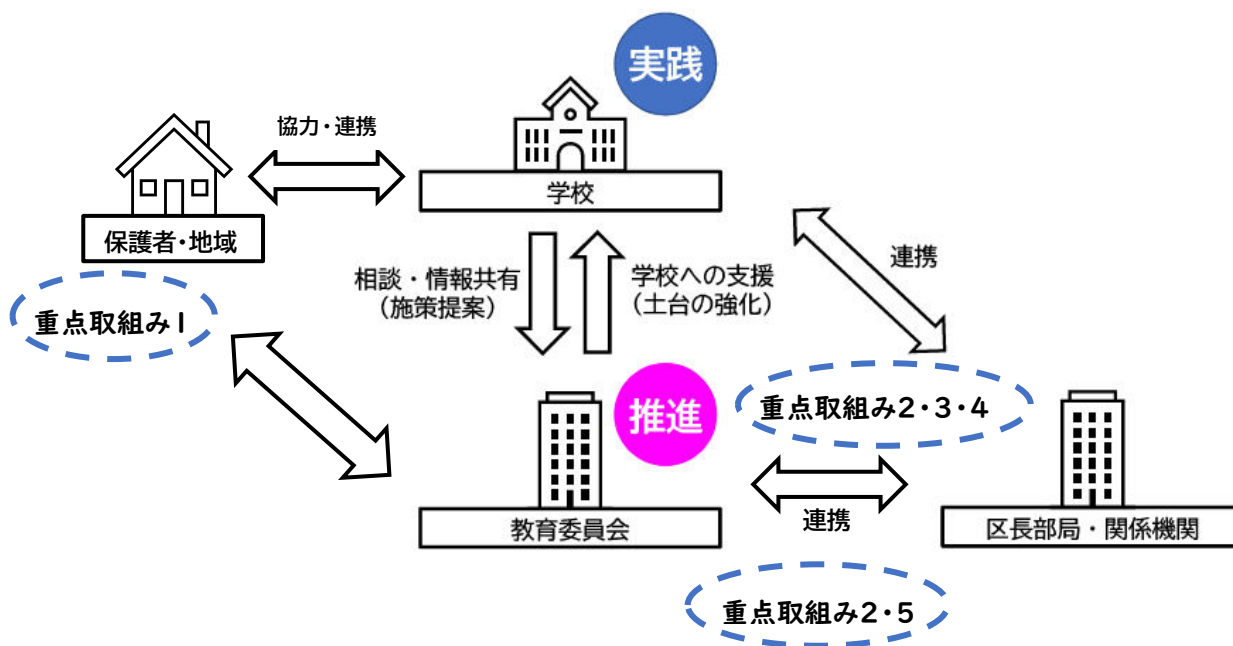
教育委員会は、この基本理念を、学校からの気づきを踏まえながら常に発展させていき、子どもたちが自身の境遇や背景も含めて自分という人間を大切に思い、他者のことも同じように大切にし、一人ひとりが共に生きる地域共生社会へつなぐインクルーシブ教育を推進していきます。

2-4 教育委員会の取組み

1 教育委員会の基本方針

教育委員会は基本理念をもとに、インクルーシブ教育を一步ずつ進め、様々な子どもが差別なく地域の学校に就学・進学することを当たり前のこととし、子どもたちが自分とは違う様々な困難さや経験などをもつ仲間と学び合い、広い視野で共に未来を考えることにつなげていきます。

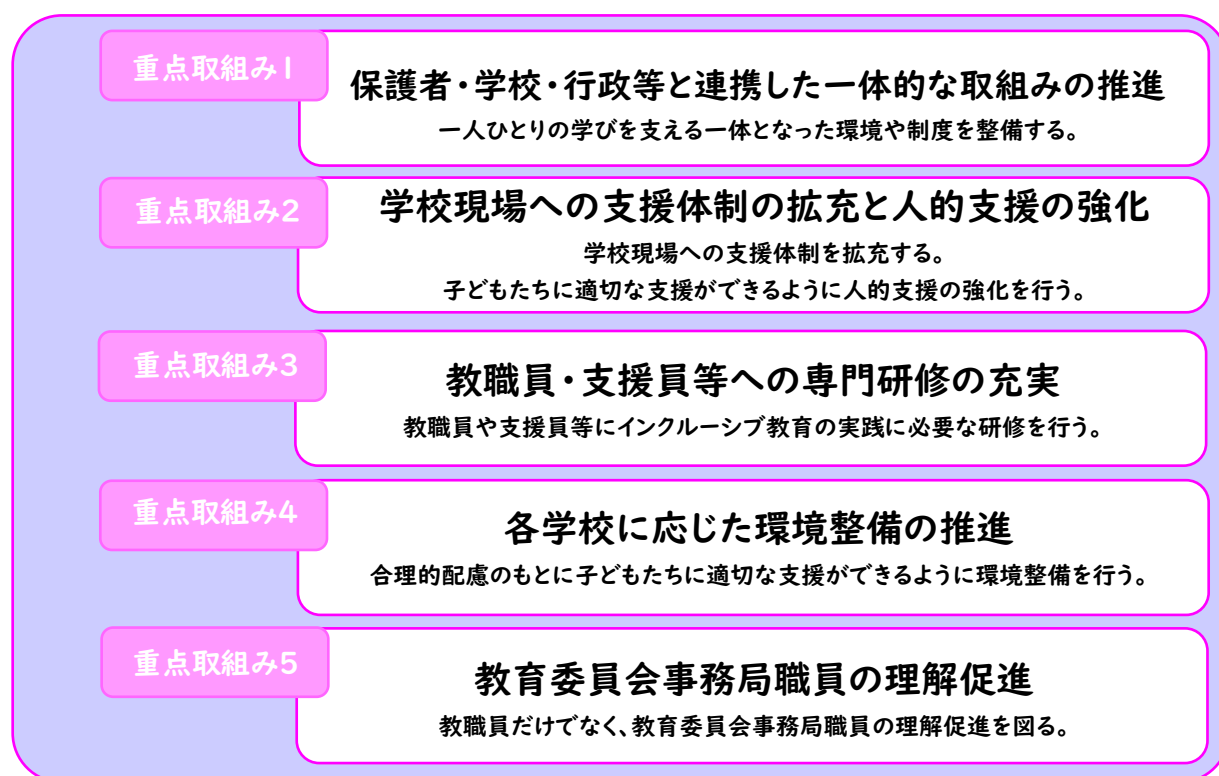
また、インクルーシブ教育を一步ずつ進めるにあたっては、学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるための土台（基盤）が必要です。教育委員会はこの土台（基盤）を強固にするため、学校をはじめ、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用と、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築や運用、合理的配慮への理解促進と提供及び保護者との建設的な対話、子どもたちの実態の把握や実態に基づいた教育活動及び支援が実施されるよう、取り組んでまいります。



- 重点取組み1** 保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進
- 重点取組み2** 学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化
- 重点取組み3** 教職員・支援員等への専門研修の充実
- 重点取組み4** 各学校に応じた環境整備の推進
- 重点取組み5** 教育委員会事務局職員の理解促進

2 インクルーシブ教育を実現するために教育委員会が実施すること

インクルーシブ教育を実現するために、教育委員会が行う重点取組みを定めます。



重点取組み1 保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進

子どもたち一人ひとりに応じた学びが実現されるには、子どもたちのことをよく知っている保護者との協力はもちろんのこと、学校・行政（教育委員会）の関係者などの対話を基にした環境の調整をし、それをもとに地域との連携を進めていく必要があります。このように環境の調整を一体的に進めていくため、福祉等の関係機関と連携して、絶えず変化する子どもの状況の把握や、合理的配慮の内容の検討のため、保護者、学校、教育委員会とが一体となった仕組みを構築していきます。また、学校内においても、担任だけが担当するのではなく、学年、特別支援学級、特別支援教室（すまいるルーム）の教員も含め学校が一体となるよう、取組みを支援していきます。さらに、学校を出発点に地域全体で地域共生社会について考えられるような学び合いの場を設定していきます。

重点取組み2 学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化

通常の学級における配慮が必要な児童・生徒を支援するインクルーシブ教育支援員、学校生活サポーターの配置を拡充させていきます。さらに学校への助言等を行う教育委員会内の専門チームを質・量ともに充実させ、それらチームを総括する体制を構築し、教育委員会と学校が一体となった子どもへの支援の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びができる学級経営とつなげていきます。

また、障害のある子ども一人ひとりの個別最適な学びにつながるよう、教育委員会は工夫を重ねながら、専門的な教員の確保や保護者の理解促進を図っていきます。

一方で、近年増加傾向にある外国人児童・生徒等及び日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援を、日本語指導や学校生活に必要な日本の習慣等、母語の習得状況にも配慮しながら、量的に拡充するとともに、区内どこからでも補習授業に参加できる体制を整えます。

重点取組み3 教職員・支援員等への専門研修の充実

インクルーシブ教育ガイドラインの基本理念を理解し、子どもたちからも学び続けながら成長できる教職員の育成をめざします。インクルーシブ教育を実践するための知識や実践事例、そこから学ぶ様々な視点を日々の授業や子どもへの対応、保護者への対応、学校の運営に生かされるよう、専門的で実践的な研修を区内全体で、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等の教員に対し、実施していきます。また、研修は教育委員会内の専門チームや区内の先進校、区長部局との連携のもと実施していきます。

さらに、進路選択に関する情報や各種福祉サービス等の情報を区長部局の関係部署や専門機関とも連携し、より幅広い情報を収集できるようにするとともに、子どもの希望にあわせた情報提供をするなど、進路指導を充実させていきます。

重点取組み4 各学校に応じた環境整備の推進

子どもたちに、住み慣れた環境の中で合理的配慮に基づく一人ひとりに応じた適切な支援が提供できるよう、今後の学校改築に合わせ、本ガイドラインの主旨に沿ってユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備を行い、学びやすい環境整備を進めます。また、現在ある学校については、改修の機会を捉え、各学校の状況に合わせ、できる範囲を明確にしながら、適切な学校整備を行います。

その際、各教室や更衣場所、トイレの仕様、教室以外で児童・生徒が落ち着くことのできる場所の配置等について、配慮していきます。また、一人ひとりの感覚特性に応じた環境整備や配慮についても学校と共に取り組んでいきます。

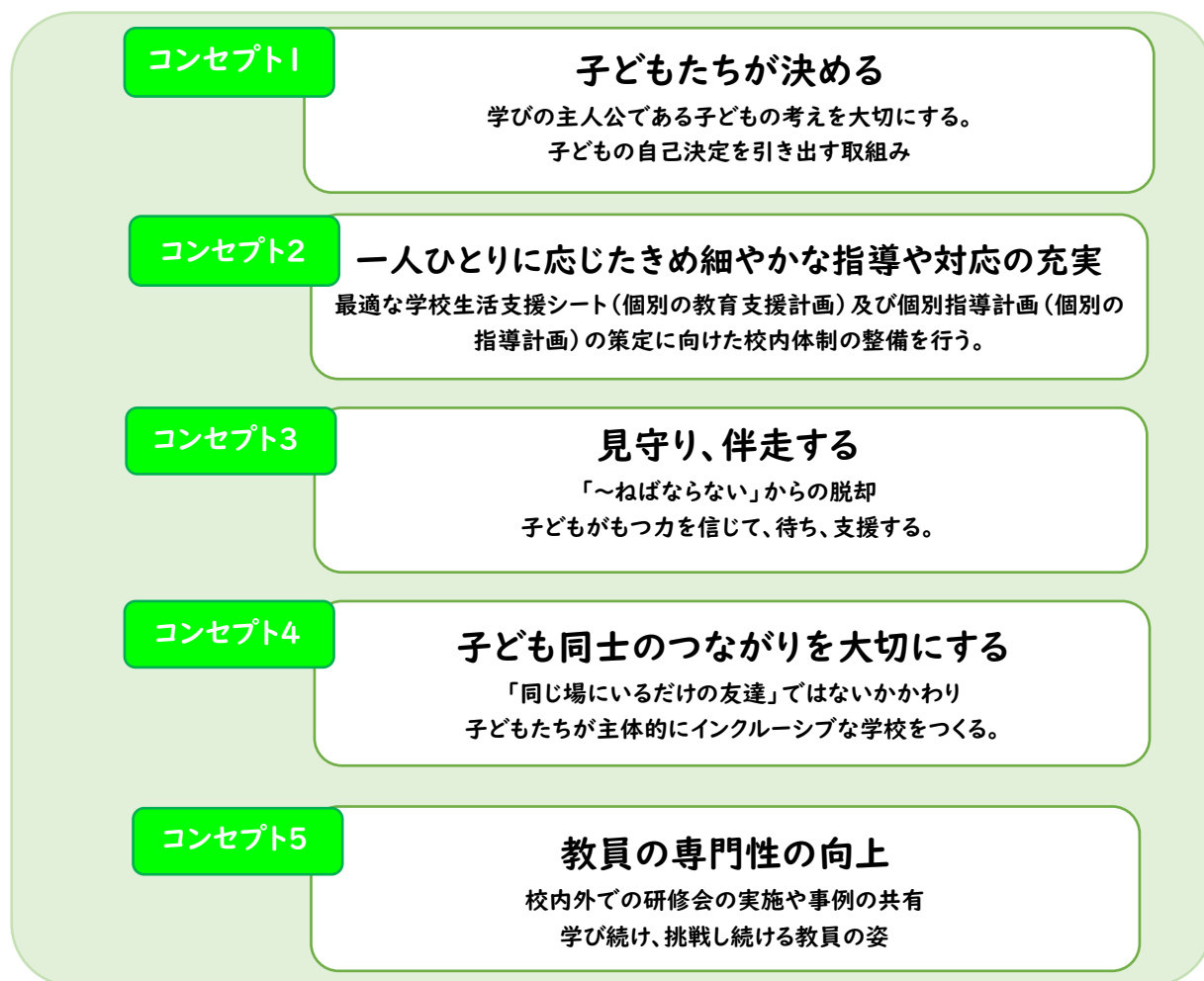
重点取組み5 教育委員会事務局職員の理解促進

教育委員会事務局のすべての職員は、インクルーシブ教育に対する理解を深め、本ガイドラインの基本理念を理解し、その達成に必要な基礎知識を身につけるとともに、国内外で常にアップデートされていくインクルーシブ教育に対する知見を養っていきます。また、それらの知見をもとに現在の制度を本ガイドラインに沿って活用するとともに、必要な改善を行い、本ガイドラインの趣旨に沿った取組みが推進されるよう、一歩ずつ前に進めていける人材を育成していきます。

2-5 学校における行動コンセプト

世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念を受け、以下の5つの行動コンセプトに基づいた学校経営、学級経営を全校で実施していくとともに、教育委員会も2-4の重点的取組みを実施することで各学校現場を支援し、土台を強化していきます。

各学校においては、行動コンセプトの内容を理解するとともに教員一人ひとりの意識を高め、実践につなげていくことが大切です。



コンセプト1 子どもたちが決める

キーワード：自己決定や考えの尊重、意思表示や意思疎通の支援

こども基本法に定められた、すべての子どもが自分に直接関係することに意見を言うことや、社会のさまざまな活動に参加する権利は、インクルーシブ教育において最も大切にされる考え方です。学校、教員は子どもの年齢や発達状況等に応じて、「こうあるべき」と大人が決めるのではなく、子どもの、そして子どもたちの自己決定を促すことが必要です。一方で、子どもたちの中には、意思表示が難しい子もいます。まず彼らが自分の意思を伝える方法を見つけるための支援が必要です。これは言葉だけでなく、身振りや絵、写真、絵文字、音楽など、様々な表現方法を試すこと、子どもたちが自分の意思を伝えるた

めの環境を整えることも大切です。それは、子どもたちの意見が尊重され、安心して意見を言える環境をつくることにつながります。そして何より、子どもたちが自分で決めることの大切さを理解し、自分が選んだことによる結果を経験することで、自己決定の重要性を学ぶことができます。以上を踏まえながら、子どもたちのペースに合わせてサポートすることが大切です。

コンセプト2 一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や対応の充実

キーワード：的確な実態把握、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用、校内体制の充実、外部機関等の活用、合理的配慮の提供

子どもたちの実態は一人ひとり異なります。障害をはじめ、子どもの特性を教職員がチームとして把握し、それに応じた最適な学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画（個別の指導計画）が策定できるように校内体制を整備していきます。また、その際には、本人からの意見を聴くとともに、保護者から子どもの得意なこと、好きなことなどを聴き、保護者を巻き込み、一緒になって子どもが自己肯定感を育みながら成長することをめざした計画となるよう留意することが大切です。個別指導計画の作成にあたっては、教育委員会が派遣する専門チームや作成支援ソフトなどを活用することもできます。

コンセプト3 見守り、伴走する

キーワード：待つ、見守る、伴走する、個に応じた学びのプロセス

子どもは自分が大切にされていると感じたとき、自分らしさを発揮し、自己決定力を高めていきます。学校では子どもにも、大人にも「～しなければならない」「～してはいけない」と考えられがちです。喜びや失敗を積み重ねて成長していく子どもたちの力を信じて見守り、伴走していくことが必要です。学習においては、教師が用意した正解のみにたどり着くのではなく、子どもたちが生活や体験から関心や疑問をもったことについて、それぞれ得意なこと、好きなことを生かして協力しながら探究する学びが行われるよう、活動を工夫することが大切です。

コンセプト4 子ども同士のつながりを大切にする

キーワード：子ども同士での多様性理解、子どものつながりの尊重、外部機関等の活用

学校や地域において、子ども同士が同じ学校、学び舎等の仲間として共に学ぶことで、多様性への理解を深め、偏見のない人間関係を育みます。そして、教員や支援員等の態度や行動は、子どもたちがどのように仲間と接するか直接影响到を与えます。子どもたちのそばにいる大人が子ども同士のつながりを大切にすることで、子どもたちが「どうすれば誰もが一緒に学校生活を送ることができるのか」を主体的に考え、本ガイドラインの趣旨に沿っ

て、現在の制度を最大限活用し、試行錯誤を重ねながら行動することを促します。

コンセプト5 教員の専門性の向上

キーワード：専門性の向上、教職員の人権感覚、研修、事例の共有、外部機関等の活用

全ての学級に支援の必要な子どもがいることが当たり前であるとの認識から、全教員が障害特性、L G B T Qなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、海外での生活や文化等の状況を把握し、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる技術を習得することが必要不可欠です。これには子どもをありのままに受け止め、一人の人間として尊重し、子どもたちからも学びながら共に成長することができるようになる必要があります。子どもたちの持つ背景や特性に応じた個別支援を行い、協働的な学びにつなげられる、教員としての専門性を絶えず向上させる必要があります。

こうした専門性は一朝一夕に身に付くものではありませんが、教員それぞれが役割やキャリアに応じて少しずつ力を高め、問題解決もできるよう、様々な研修を組み合わせ実施していきます。

第3章 インクルーシブ教育 行動コンセプトの実践ポイント

世田谷区内においても、これまで多くの先生方が「共に学び、共に育つ」実践を行ってきました。ここでは、2－5の行動コンセプトに沿った行動をとる際に、どのような点がポイントになってくるのかについて、区内における様々なこれまでの実践をもとに、改めて考えるべきことをまとめています。先生方が改めてこれまでの対応を振り返り、新たな取組みにチャレンジする際の参考となる事例となります。

これらの事例には、様々な視点からの議論があり、一定の望ましい方向性はあるものの、児童・生徒に寄り添った行動は、その子のもつ特性や学級の置かれた状況等で違います。各学校でご議論いただき、子どもや保護者への気付きの視点を増やしていきましょう。

事例やポイントについて今後、様々な視点から追加し、内容を充実させていきます。

事例 1 対応の引継ぎと丁寧な調整に基づいた支援

【#キーワード】意思表示や意思疎通の支援、待つ、学校生活支援シートや個別指導計画の活用、合理的配慮の提供

事例 2 子どもの就学先について

【#キーワード】自己決定や考えの尊重、校内体制の充実、専門性の向上

事例 3 子どもの学びたい思いに応える

【#キーワード】自己決定や考えの尊重、合理的配慮の提供、個に応じた学びのプロセス

事例 4 地域子どもたちが共に学ぶ

【#キーワード】学校生活支援シートや個別指導計画の活用、子ども同士での多様性理解、子どものつながりの尊重

事例 5 子どもから見えている世界を理解する

【#キーワード】的確な実態把握、校内体制の充実、伴走する、専門性の向上

事例 6 保護者との連携について

【#キーワード】外部機関との連携、合理的配慮の提供、事例の共有

事例 7 子どもが自ら心の安定を図る

【#キーワード】校内体制の充実、合理的配慮の提供、子ども同士の多様性での理解

事例 8 子どもたちのつながり

【#キーワード】自己決定や考えの尊重、見守る、子ども同士での多様性理解、子どものつながりの尊重

事例 9 教育活動における保護者の協力

【#キーワード】自己決定や考えの尊重、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用、教職員の人権感覚

事例 10 ヤングケアラー

【#キーワード】伴走する、的確な実態把握、外部機関との連携

事例 11 アンコンシャス・バイアス

【#キーワード】子ども同士での多様性理解、専門性の向上、教職員の人権感覚

1 対応の引継ぎと丁寧な調整に基づいた支援 うまく言葉を出すことが苦手な子どもへの配慮

中学1年生のAさんは、小学校の時から学校でクラスメイトや先生と会話する場面が見られず、家族以外と言葉での意思疎通がなかなかうまくできませんでした。特に、初めての場面や初対面の人と関わる時、また授業中に発言の順番が回ってくると、緊張感が増し、動きが止まってしまうこともありました。

中学校に進学する際、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)をもとに、Aさんの支援について引継ぎが行われました。中学校としては、Aさんが安心して中学校で生活できるように、改めて管理職、学年主任、担任、Aさんの保護者で入学前に面談を行うことで、Aさんの思いを把握することにしました。保護者からは、

- ・ 入学式は不安になり、途中で固まって動けなくなってしまうかもしれないので、呼名で立てなくても、返事ができなくてもそのまま進行してほしい。
- ・ 小学校の時は、時間をかけて支援員と信頼関係ができ、メモのやりとりで意思疎通ができるようになった。声をかけられることは嫌ではないので、粘り強い声掛けを担任や支援員の方をお願いしたい。

との申し出がありました。学校はその思いを受け止めることを伝え、

- ・ キーボード入力が得意と聞いているのでタブレットを活用してコミュニケーションを取りたい。
- ・ 本人に学校生活で困り感がある時には、随時、学校と保護者で相互に連絡を取り合い、よりよい方向に進めるよう連携したい。

と伝え、保護者も承諾されました。

入学式後、当初は不安も重なり、動きが止まってしまう時もありましたが、担任や支援員が粘り強く肯定的に声をかけ続けたことでタブレットを活用したコミュニケーションができるようになりました。授業中に自分の考えを発表する際は、タブレットで自分の意見を入力し、支援員の先生が代読してくれます。周囲に自分の考えを伝えることができた経験が生徒の自信につながり、保護者に「学校は楽しい」と伝えるようになりました。

【#キーワード】意思表出や意思疎通の支援、待つ、学校生活支援シートや個別指導計画の活用、合理的配慮の提供

この事例のポイント

- ① 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を基に、小中間の引継ぎを丁寧に実施していますか。
- ② 入学前の面談で、保護者の「子どもを大切にしてほしい、またクラスメイトと共に育ってほしい」という思いに向き合い、合理的配慮の提供を検討していますか。
- ③ 子どもへの声掛けが、「みんなも頑張っているから、あなたも頑張るなさい。」だけになっていませんか。

2 子どもの就学先について 居住する地域の学校に通いたいという子ども・保護者への対応

Aさんの保護者は、Aさんの幼稚園での生活に困難さを感じ、区の就学相談を受けることになりました。行動観察や心理検査、教育委員会との面談等を経て、「通常の学級で過ごす中で、すまいるルームを活用することが望ましい」という結果を教育委員会より受け取り、Aさんは地元の小学校に通うことになりました。

小1の4月は楽しく過ごしていたものの、5月のゴールデンウィーク明けから、学習面や学校生活での困難さが顕著に出てくるようになりました。この頃担任の記録には、

- ・ 15分、座っていることが難しい。わからない問題になると怒り出す。
- ・ ノートに書く文字が重なって何を書いているかわからない。
- ・ 自分が好きなものをお友達がもっていると、自分で奪ってしまう。

などのことが書かれていました。

すまいるルームでは、4月後半から指導をスタート。こちらでは周りからの刺激も少なく、落ち着いて個別での自立活動や小集団での学習に取り組む様子が見られました。

教室での対応に困った担任は、5月下旬の校内委員会で、保護者に7月の面談で今の状況を伝え、今の学級で生活するよりも、この子にあった学級、いわゆる特別支援学級への転級が望ましいことを伝えたいと述べました。管理職からは、「もう少し様子を見よう」と言われましたが、担任は納得せず、6月～7月までの間、保護者に伝えるための記録をとり続けました。

そして7月の個人面談で担任は、保護者にこれまでのAさんへの対応の困難さについて、記録をもとに伝えとともに、

「今のクラスでは、Aさんにとって安心した空間にはなっていない」

「このクラスよりも、少人数のクラスで学習や生活をしたほうがよいのではないか。」

「勉強がついていけなくて困っているAさんを見るのは私もつらい」

「本人のためを思うと特別支援学級に転級したほうがよいと私は思う」と面談で伝えました。

保護者は、このように言われると思っておらず、ショックを受けて帰りました。帰宅後、子どもに「もうこの学校にはいられないかもしれないよ」と伝え、Aさんは「なんでいられないの、僕はこの学校がいい」と、泣きながらお母さんにしがみつきました。

【 #キーワード 】自己決定や考えの尊重、校内体制の充実、専門性の向上

この事例のポイント

- ① 子どもに困難さがあると認識した時、このクラスには合わないと思っていませんか。手立てや支援策を視点にした記録をとり、それをもとに子どもや保護者とともに考えていますか。
- ② 校内委員会が「大変だ会議」になっていませんか。担任一人が課題を抱えこまずに、学校全体での具体的な支援を考える会議にしていますか。
- ③ 子どもの就学先は、障害の状態や必要となる支援の内容等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて、本人・保護者の意見を尊重し決定します。
- ④ 教員一人ひとりが、個別指導計画や学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成するスキルを持っていますか。

3 子どもの学びたい思いに応える 知的障害のある子どもへの学習面での対応

知的障害のある中学校1年生のAさんは、得意な教科の授業中に指名されると元気に発表したり、昼休みは友だちと鬼ごっこしたりするなど、学校生活に意欲的に取り組んでいます。ただ、全体への指示や説明が理解できないことも多く、また指示がわからなくても、「はい」「わかりました」という返事をしてしまうことが多くあります。学習をする中でも、漢字を読むことや書くことが苦手だったり、四則計算において繰り上がり繰り下がり計算ができなかったりして、授業中に涙ぐみながらワークシートに取り組む場面も見られました。

少しでも本人の自己肯定感を保ってあげたいと思った担任は、保護者と面談をすることにしました。面談で伝えることを学年の他の教員や管理職と相談し、まずは本人の頑張っているところと苦手としている部分について、保護者と共有することにしました。

面談で、はじめに自宅での様子を聞いてみると

- ・ 弟妹（小2、年長児）の面倒をよく見てくれて、とても助かっていること。
- ・ 小2の弟と一緒に宿題等をしていると、弟がAさんの宿題の間違いをみつけて「こんなものできないの」と言い、怒って喧嘩になってしまうことがあること。
- ・ また、3人の子に一齐に声をかけたときに、Aさんにだけ伝わっていないことがよくあること。

等が話されました。担任は、学校でもAさんはとても頑張り屋さんで教員の手伝いをしてくれること、クラスに一齐に話をした内容は伝わっていないことがあることなどを伝えながら、学習面や生活面での本人の困り感をサポートしたいが、例えば算数の時間に別の課題に取り組ませるのはどうか、と聞いてみました。

保護者からは、Aさんは家で、みんなと違うことをするのは嫌だと言っていたこともあったが、本人の学習のためにどちらが良いか話し合ってみる、との話がありました。担任からは、本人の思いも尊重しながら、サポートの仕方を本人、保護者、学校で継続的に話し合っていくことを伝え、面談を終えました。その後、夏休みにかけて保護者と子どもと何度かやり取りをし、

- ・ 事前に、読めない漢字があれば支援員さんにフリガナをふってもらえることができること。
- ・ クラス全体に指示をした後、机間指導してAさんに個別に話をするとともに、困っていることを具体的に聞くようにすること。
- ・ 数学は区費講師による取り出し授業を活用すること。

を保護者、Aさんに提案し、まずは2学期から始めてみることにしました。

【 #キーワード 】自己決定や考えの尊重、合理的配慮の提供、個に応じた学びのプロセス

○この事例のポイント

- ① 「子ども」が主語の対応をしていますか。自分の都合になっていませんか。
- ② 面談をする前に、管理職や関係する職員で、手立てを具体的に考えていますか。
- ③ 面談の際、まずは、子どもや保護者の声に耳を傾けようとしていますか。
- ④ スモールステップで、支援を始めていますか。

4 地域の子どもたちが共に学ぶ 特別支援学校との副籍交流での対応について

A中学校は、新設1年目です。新設と同時に副籍交流の地域指定校になりました。そこでA中学校の学区に住み、都立特別支援学校に通う2年生のBさんと直接的な交流をすることになり、校内で検討が始まりました。

まずは、Bさんが特別支援学校ではどのような様子なのか、それぞれの学校担当者が、Bさんの個別指導計画も踏まえてオンラインにて打ち合わせを行いました。その中で、Bさんが、

- ・ 初めての場所では、楽しみにしている反面、とても緊張して、怖がってしまうこと
- ・ 校外学習に行く際に特別支援学校では、行先や経路の動画を見せることで少しでも安心できるように対応していること。また保護者の方と、校外学習の場所を下見に行くこともあること。

等が伝えられました。

そこで、少しでもBさんが安心して副籍交流に参加できるように、担任からBさんと保護者に事前にA中学校で【事前校内見学会】を行わないか提案することにし、保護者も承諾されました。

事前校内見学会当日、最初は緊張していたBさんでしたが、教室を見て回り、教員たちとあいさつを交わす中で少しずつ緊張がほぐれる様子が見られました。そのあとの事前打ち合わせでは

- ・ Bさんが自己紹介するときの方法や立つ位置について。
- ・ 交流では、学級活動の時間にクラスみんなでできるゲームをすること。
- ・ Bさんの好きなこと、得意なこと、不得意なことを交流学年の生徒に事前に伝えること。
- ・ Bさんが土を触ることが好きなこともあり、今後は部活動（園芸部）も体験したいこと

の3点を、確認しました。

そのあと、A中学校では、当該学年の学年集会や部活動のミーティングで、副籍交流についての説明、Bさんが定期的にA中学校に登校すること、Bさんの得意、不得意なことを確認するなどするとともに、教員及び生徒が意見交換をし、共通認識をもつようにしました。交流に当たって、特別支援学校や保護者とA中学校との連絡、A中学校の教員と生徒の意見交換は、継続的に行いました。

1回目の交流当日のBさんは、自己紹介の緊張もあり、怖がってしまう様子もありました。2回目の交流では多くの生徒が名前を呼びながら出迎えたこともあり、1回目より顔を上げて周りの様子を見ていました。また学級活動の際も、2回目にはBさんに少し笑顔が見られました。また部活動においては、プランターへの花植えや水やりにも熱心に取り組む、部員から「Bさん、また来なよ」と言われ、とても喜んでいました。

この後もBさんと地域連携校との副籍交流は続き、学期に1回の直接交流や、学芸発表会で作品を相互に展示する等の間接的な交流も実施していきました。

【 #キーワード 】学校生活支援シートや個別指導計画の活用、子ども同士での多様性理解、子どものつながりの尊重

この事例のポイント

- ① 副籍制度を正しく理解していますか。
- ② 特別支援学校との緊密な連携を図ったうえで、対象となる児童・生徒の実態に即した副籍交流を継続して実施していますか。
- ③ 子ども同士のつながりを大切にした交流や合理的配慮の提供など、本ガイドラインの趣旨に沿った副籍交流を、実施していますか。

5 子どもから見えている世界を理解する 本人の特性・課題についての対応

小学校2年生のAさんは、とても活発なお子さんです。友だちとも関係は良好で、クラスのムードメーカーのような存在でもあります。ただ、ついつい楽しくなりすぎてしまうと、特別教室への移動が遅れたり、5時間目が始まって教室にいなかったりすることが度々ありました。

担任はAさんが時間を守れなかった時に教室ですぐ注意したり、放課後個別に呼んで話をしたり、保護者にもその都度連絡をしながら、Aさんの課題について改善を図ってきたつもりでしたが、改善される様子は見られませんでした。

またAさんは担任が指導すると、

「ぼくだって、気を付けているつもりだけど忘れてしまうんだよ」

と怒ったような言い方をします。担任は、Aさんが問題をわかっていないように感じていました。

ある日、Aさんが時間を見て行動できない様子に業を煮やした担任は、本人を呼び出し、

- ・ Aさんに、教員が購入した時計をつけさせること。
- ・ 毎朝8時10分に本人を登校させ、今日の予定を確認する時間をつくり、見通しを持たせること。

の2つを明日からするからね、と伝えました。Aさんは黙って下を向いていました。

翌朝、時計をつけているAさんを見たクラスメイトが、

「なんで時計をつけてるの、あ、いつも時間を守りなさい、と先生に怒られているからだ！」

とAさんに言いました。Aさんは泣きながら、

「ぼくだって、こんなことしたくないよ。」

と教室を飛び出して、トイレの個室に閉じこもってしまいました。

養護教諭の呼びかけにAさんはトイレから出てきましたが、保健室で「なぜいつもみんなの前で僕だけ怒られるかわからない。」「お母さんにもお父さんにも家で怒られる」と泣いており、その日は教室に戻ることはできませんでした。

夕方、保護者より担任あてに抗議の電話が入り、Aさんが学校に行きたくないと言っていると伝えられました。

【 #キーワード 】的確な実態把握、校内体制の充実、伴走する、専門性の向上

この事例のポイント

- ① 障害等の特性から生じる子どもの言動について学び、理解していますか。
- ② 子どもが感じていることを子どもの目線で共感的に理解しようとしていますか。
- ③ 教員の価値観や優先順位を対話することなく子どもや保護者に押し付けていませんか。
- ④ 保護者への連絡が、マイナスなことばかりになっていませんか。
- ⑤ 子どもの課題について、組織で対応していますか。

6 保護者との連携について 海外から帰国し、編入した生徒の家庭との連絡方法

A先生が担任する中学校2年生のBさんは、海外から編入後3か月が経過し、挨拶程度の日本語を習得しています。Bさんは帰国・外国人教育相談室に通い、生活言語とひらがなの学習を頑張っており、在籍校では翻訳アプリを使いながら、クラスメイトと積極的にコミュニケーションをとっています。

Bさんは、宗教上の理由で食べられないものがあり、給食を別食で対応しているので、保護者との連絡が欠かせません。10月には河口湖移動教室があり、食事のことについて保護者と確認がしたいのですが、連絡をしても、なかなか電話に出てもらえません。電話がつながっても、言葉の壁があり、伝えたいことがうまく伝わりません。

A先生は副校長先生に相談し、区の通訳派遣を利用して保護者の方と学校から連絡をする方法について相談することになりました。相談の日は、通訳の方にサポートしてもらいながら、保護者と連絡が取りやすい手段を、電話、手紙、FAX、メールから選んでもらい、電話で連絡を取り合うようにことになりました。

しかし、保護者の日本語が片言なこともあり、なかなか電話がつながらず、必要な連絡をしても折り返しもない状況が続きました。その様子を見ていたC学年主任が、「丁寧な言葉遣いがBさんの保護者にはわかりにくいかもしれないですよ」と、文化庁の「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を見せてくれました。このガイドラインを参考にして、簡単な日本語で話すように心がけると、次第に保護者とコミュニケーションが取れるようになりました。しばらくすると、保護者からの折り返しももらえるようになりました。

また、緊急の時以外は、事前に「〇がつ〇にちの〇時にでんわします」と書いた手紙を生徒にもたせ、「ママに見せてね」と声をかけるようにしています。

河口湖移動教室の前には、丁寧に打ち合わせをする必要があったので、もう一度通訳の派遣を依頼し、移動教室に向けた保護者会の内容も含め、食事のこと、持ち物のことなど、お互いに心配していることを話し合うことができました。Bさんは3日間の移動教室を無事に終え、「ふじさんがとてもきれいだった」と作文を書くことができました。

【 #キーワード 】 外部機関との連携、合理的配慮の提供、事例の共有

この事例のポイント

- ① 言葉の壁を低くするため、難しい言葉を使わず、「やさしい日本語」で伝えていますか。
- ② 通訳派遣など、外部との連携を検討していますか。
- ③ 手紙などを活用し、なるべく事前に約束するようにしていますか。
- ④ 子どもや保護者とどのような言葉でやりとりしたか記録を取り、他の教員や次年度への引き継ぎを行っていますか。

7 子どもが自ら心の安定を図る

クールダウンスペースを用いた支援

小学校3年生のAさんは、自閉スペクトラム症の診断を受けており、環境の変化や周囲の音に敏感で、ストレスを感じるとパニックを起こすことがあります。学習活動の中で、グループワークや学級活動など、複数のクラスメイトが同時に話すような場面では集中力が切れやすく、感情のコントロールが難しい場面が見られました。学校生活サポーターがそばについて支援をしている時間もありますが、学習活動の形態が多様化する中、Aさんが落ち着いて学習できない時間も多くありました。

担任のB先生は保護者と相談し、Aさんがパニックを起こしたときは、学校生活サポーターと一緒に会議室へ移動して学習することを考えました。Aさんに提案したところ、少し不安そうでしたがうなずいていました。しかし、学校生活サポーターがいない時間もあること、パニックを起こしてから教室と違う階の会議室へ移動するのはAさんにとっても大変なことで、さらに混乱してしまう様子が見られたことから、校内委員会で対応について検討しました。

B先生は、今度は特別支援コーディネーターと一緒にもう一度、Aさんと保護者と面談しました。最近の学校生活を振り返る中で、Aさんから「この間教室で泣いてしまった時、みんなから見られていたのが嫌だった」と話しました。保護者からは、【Aさんが幼稚園の時、教室の角に木の箱で仕切った小部屋をつくり、その中で過ごすことが好きだった】という話がありました。そこで、校内委員会で検討したいくつかの案の中から、教室の一角に「クールダウンスペース」を設置することを提案しました。

このスペースは、教室の後ろ、廊下側の角を使い、2辺を段ボールで囲って作りました。Aさんがスペースの中で椅子に座れば、中からも外からも視線が遮られますが、サポーターがそばに立てば、中の様子が分かります。

B先生はAさんに、不安を感じた時やみんなに見られたくない時にはこのスペースで学習することができることを説明しました。クールダウンスペースを利用する際には、Aさん自身の判断で行くことができるようにし、授業者やサポーターが様子を見ながら、パニックを起こす前に声をかけることができるよう、校内委員会や職員会議を通じて全教員に周知しました。また、Aさんの保護者に、クラスの子どもたちにも、Aさんがクールダウンスペースを利用する時があることを伝えてよいか確認し、保護者も承諾しました。

クールダウンスペースを導入した結果、Aさんは不安を感じた際にスペースを利用するようになり、パニックになることが減りました。クラスメイトもAさんの行動を理解し、スペースの利用を自然なものとして受け入れるようになりました。

クールダウンスペースの利用だけでなく、イヤーマフやサングラスの活用を検討してAさんが受ける刺激を調整する方法を探るなど、Aさん、Aさんの保護者とB先生で、学校生活が少しでも過ごしやすくなるよう、話し合いを継続しています。

【 #キーワード 】 校内体制の充実、合理的配慮の提供、子ども同士の多様性での理解

この事例のポイント

- ① パニックを起こした後の対応を考えるだけでなく、本人や保護者、授業者からの情報から、どのような状況が不安を引き起こすか考え、対応を検討していますか。
- ② 担任1人で対応せず、特別支援教育コーディネーター、校内委員会と連携していますか
- ③ クラスメイトやその保護者に対する理解を進める手立てを講じていますか。

8 子どもたちのつながり

みんなで遊ぶにはどうしたらよいか主体的に考える

A小学校の6年1組には、足に障害があり、走ることの難しいBさんが在籍しています。今日の学級活動では、学期末のお楽しみ会のプログラムを考えています。担任のC先生は、基本的に子どもに任せて見守ることにしました。担任からのスケジュールなどの説明後、司会のDさんを中心にみんなが楽しめるのはどんな遊びか、話し合いました。

まず、子どもたちが自由に遊びのアイデアを出し合いました。「鬼ごっこがいい」「サッカーがやりたい」「それだとBさんが参加できないよ」「私もサッカーは苦手だからやりたくない」「スポーツは無理じゃないかな」など様々な意見が出ました。

Bさんが「サッカーがやってみたい」と発言したことをきっかけに、どうすればみんなでサッカーができるか、ルールの調整が始まりました。Bさんは「キーパーならできるよ」と言いました。すると、「キーパーしかやらないなんて、サッカーをやったとは言えないよ」という意見が出ました。司会のDさんがBさんに「キーパー以外はやりたくない？」と聞いてみると、「やってみたいけど、走れないから無理だと思う」との返事でした。

様々な意見から、「フィールドを小さくする」「走るのは禁止、早歩きまで」「ボールを持つのは5秒以内」「Bさんは手を使ってもよい」というルールを考えました。

子どもたちは、「試してみたいので、先生、校庭を使ってもいいですか？あと、審判をしてください。」と言い、C先生は「よし、校庭を使える時間を確認するね」と答えました。

後日、実際にみんなで決めたルールを試してみることになりました。Bさんが手を使うと、Bさんの手と他の児童の足が当たりそうでかえって危なかったり、C先生1人では児童が走っていないかどうかジャッジするのが難しかったりすることが分かりました。問題が起こると子どもたちは意見を出し合い、ルールを改良していきました。Aさんはボールを持っていない時も、大きな声でチームに指示を出していました。

お楽しみ会当日も、みんなが笑顔でサッカーを楽しむことができ、自分たちで考えたルールでやり遂げた経験は、子どもたちの自信につながりました。

Bさんは少し疲れを感じる時もありましたが、様子を見ていたC先生や副校長先生がBさんに声を掛け、休憩や見学も挟んでお楽しみ会に参加しました。C先生はBさんのこと以外にも、子ども同士でけがが起きないか、また危なくないかを確認しながら見守り、子どものサポートに徹しました。

【 #キーワード 】自己決定や考えの尊重、見守る、子ども同士での多様性理解、子どものつながりの尊重

この事例のポイント

- ① 子どもが主体的に学級活動に取り組むことで、共感や多様性を尊重する姿勢を育てていますか。
- ② 教員は必要な支援を行い、伴走する姿勢で見守っていますか。
- ③ Bさんの考えを聞かずに、Bさんのできること、できないことを限定して提案するのは、良かれと思っての提案でも差別になることを理解していますか。
- ④ 実際に試しながら、ルールを改善させることで、子どもたちに継続的な対話や調整の重要性を体験させていますか。

9 教育活動における保護者の協力 長時間歩行が困難な児童の遠足への対応

小学校4年生のAさんは先天性疾患により、長時間の歩行は全身の筋肉や呼吸機能の状況から困難です。しかし、先生方がAさんに身体の状況やどうしたいかをよく問いかけ、他の教員、友人、学校包括支援員、学校生活サポーター等の協力も得て、体育の授業を含む日常の学校生活に一生懸命取り組むことができています。

さて、今年度の遠足は、青梅の御岳山です。現地ではケーブルカーを使用せず、往復徒歩の行程です。担任のB先生は事前学習の時に、Aさんが自分の力で山に登れるか不安ではあるけれども、友人と一緒に昼食を食べたり、きれいな景色を見たりすることをとても楽しみにしていることを知りました。

ただ、Aさんの身体的状況を踏まえると、途中で歩けなくなることや、呼吸が苦しくなることも考えられます。B先生は、一緒に引率する同学年の教員に相談したところ、Aさんも登れるか不安を抱えているが、遠足を楽しみにしていることから、保護者に同行してもらうのが良いのではと助言されました。

B先生は、遠足の1週間前にAさんの保護者と面談を行い、遠足への同行をお願いすることにしました。面談当日、B先生は保護者に対して、

「Aさんが遠足をとても楽しみにしていることは学校、担任としても理解しています。」

「ただ、今回は全体ではケーブルカーを使わない行程で行います。」

「当日は、包括支援員もついていきますが、他の児童も見ないといけませんし、学校生活サポーターの方も当日は来られない状況で、Aさんに大人をつけることはできません。」

「当日、Aさんはケーブルカーを使って、頂上まで来ていただきたいと考えていますので、その際、保護者の方が同行いただくことはできませんか。」と伝えました。

保護者は、残念そうな表情をしながら、

「Aはこの遠足を楽しみにしていて、先週末に家族で予行演習もしました。」

「ケーブルカーを使うことには賛成ですが、このことはAに聞いていただけましたか。学校生活支援シートにも、4年生からは本人の意思を確認することで当事者意識を育てていくことを目標のひとつにすると記載してあったと思います。」

「Aには少しずつ自立をしてほしいと思っています。その中で、先生方にも今回の遠足でお願いしたいこともあり、B先生にお伝えするためにAと話し合い、まとめていたところでした。」

「先生方が大変なこともわかりますが、配慮が必要な子どもは保護者の同伴が義務なのでしょうか。」と話があり、

「少し考えさせてほしい。」と言って、保護者との面談は終了しました。

【 #キーワード 】自己決定や考えの尊重、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用、教職員の人権感覚

この事例のポイント

- ① 障害者差別解消法では、障害を理由に条件をつけることは、不当な差別的取扱いに該当することを知っていますか。
- ② 遠足をどのような行程にするか、子ども同士で話し合う場面をつくりましたか。
- ③ 引率する教員等の分担や、現地の交通の活用により、子どもの状況にあわせた遠足になるように行程を検討しましたか。
- ④ 保護者の協力を得る際は、十分な検討の時間を取り、話し合いを行っていますか。
- ⑤ 子どもにどうしたいか十分に問いかけていたでしょうか。また、この事例の場合、担任と保護者の面談において、本人は不在で良いでしょうか。

10 ヤングケアラー

家庭の事情が心配な生徒への対応

Aさんは、中学校1年生です。小学校の時から、児童会の活動に取り組んだり、勉強にも熱心に取り組んだりするなど、何事にも積極的に活動する子どもとの情報が引継ぎではありませんでした。

その情報通り、中学校でも、学習面、生活面とも積極的に取り組み、友だちとも良好な関係を保つなど、学年全体に良い影響を与える生徒として力を発揮しました。

ただ、5月のSCによる全員面接では以下のような話が聞けました。やってみたい部活もあるが、家のことがあるので迷っていること。

- ・ 父親とは5年前に死別しており、母親、本人、弟（4歳）の3人暮らしであること。
- ・ Aさん自身は、母親が自分たちを育てるために夜遅くまで仕事を頑張っているの、それを助けるのは当たり前だと思っていること。

SCは詳しく話を聞く必要があると思い、担任に相談して改めて面接することになりました。

- ・ 母親は仕事でAさんより早く家を出て、夜も帰宅が遅い日が多いこと。
- ・ Aさんが弟の朝の支度や、保育園の送迎、夕食の準備をしていること。
- ・ 母親の疲れている気持ちや、つらい気持ちの受け止め役にAさんがなっていること。
- ・ 自分の家庭での役割について、Aさんは使命感と誇りをもっていること。

SCからの報告を受け、担任と学年の教員を中心に、Aさんの様子を丁寧に見て、変わったことがあればすぐに情報を共有し、対応を検討しようと確認していました。

1学期の期末考査が終わった週から、Aさんは少しずつ遅刻が増えてきました。遅刻の理由をAさんに聞いても、「少し体調が悪いので・・・すみません」ということを繰り返し言い、保護者に電話しても同じなので、それ以上は具体的に聞き出すことができませんでした。

夏休み中に3者面談の日を設定しましたが、約束した時間に本人から連絡が入り、キャンセルになりました。

2学期になるとAさんは欠席が増えてきました。緊急連絡アプリを通じて、欠席の連絡が体調不良を理由として入ってはいましたが、担任が連絡してもなかなか母親と連絡がつかず、様子が心配になってきました。

そこで学校では管理職の指示でAさんについて、管理職、学年教員、生活指導主任、養護教諭及びSCで、登校支援会議を行いました。会議では、現在の状況の確認の後、今後欠席が3日以上連続する場合、家庭訪問を学年体制で実施し、長期化を避けることを目指すこととなりました。

その後、担任と面接したSCがたびたび家庭訪問を試みましたが、洗濯物は干してあるものの応答はなく、管理職の判断で教育相談課の不登校支援窓口へ支援依頼することになりました。学校が不登校支援窓口の心理職とSSWと協議した結果、不登校の背景にヤングケアラーの疑いがあり、本人の安否確認も含め管理職から子ども家庭支援センターへ支援依頼することにしました。早速学校で関係者によるケース会議が開かれ、その後、アセスメントを基にした「児童・生徒理解・支援シート」を作成し、支援をスタートすることになりました。

【 #キーワード 】 伴走する、的確な実態把握、外部機関との連携

この事例のポイント

- ① 「不登校支援ガイドライン」に基づいた支援を行っていますか。
- ② SC全員面接の後小学校と連絡をとるなど、様々な情報を支援に生かしていますか。
- ③ 子どもに対して、信頼関係がある人からアプローチすることを心掛けていますか。
- ④ 子どもの心身の健康を第一に、子どもや保護者の思いや考えも尊重しながら、支援の方向を考えていますか。

11 アンコンシャス・バイアス

面談において、子どもの良いところを伝える時の対応

※ 本事例では分かりやすいように、子どもの名前を仮名で表記しています。

A先生は小学校1年生の担任で、これから1学期末の保護者面談が始まります。A先生はこの3か月間、受け持っている児童一人ひとりをよく見て、それぞれの良い点を記録してきました。その記録をもとに、保護者の方に児童の良いところを伝えたいと意気込んでいます。

1人目 ひろきさんの保護者と

D先生：「ひろきさんは国語の授業で元気よく大きな声で教科書を読むなど、頑張っています。」

保護者：(笑顔で)「ありがとうございます。」

D先生：「ひろきさんは、声が高いことから、女の子に間違えられることもあります。本当に女の子のように誰にでも穏やかで優しいです。」

保護者：(無表情で)「はあ…。」

2人目 アンジェラさんの保護者と

D先生：「アンジェラさんは、とてもやさしいお子さんで、この間も忘れ物をした隣の友人にすぐに自分の消しゴムを貸していました。」

保護者：(笑顔で)「ありがとうございます。」

D先生：「それにアンジェラさんは、目がぱっちりしていてハーフっぽく、友人から大人気なんです。先生方とも、アンジェラちゃんの親はどこの出身なのってよく聞いたりしていますよ。」

保護者：(無表情で)「はあ…。」

～中略～

保護者：「先生はいろいろ忙しくて大変と聞きますが、これからもアンジェラのことをよろしく願いいたします。」

D先生：「教員は多忙でブラック職場などと言われることもありますが、私は天職だと思っています。これからも子ども達のために頑張ります。」

保護者：(無言)

【 #キーワード 】 子ども同士での多様性理解、専門性の向上、教職員の人権感覚

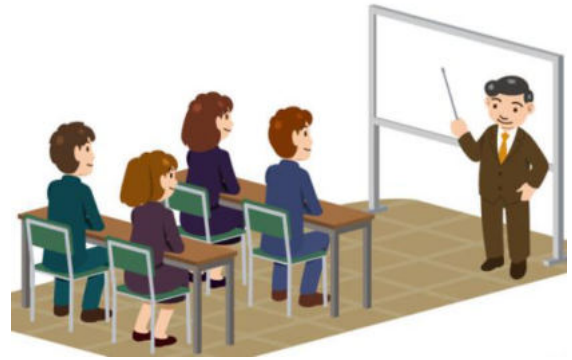
この事例のポイント

- ① 子どもの外見や声、性格といった特徴から、その子どもが「**である」としたり、性別等に関係づけた話をしたりしていませんか。
- ② 世間で使用されている表現の中にも、例えば、色を用いた言葉や表現は、悪意がなくとも人を傷つける場合があることを考えていますか。
- ③ 自分自身では気付いていない無意識な思い込みや、ものの見方(アンコンシャス・バイアス)はありませんか。
- ④ 大人の言葉や態度は、子どもに大きな影響を与えることを自覚していますか。
- ⑤ 子どもや保護者の育った背景にも、配慮していますか。

第4章 ガイドラインの活用について

4-1 職員会議・校内研修等で 対象 教職員

インクルーシブ教育を推進するには、校内の全教職員が共通理解を深める必要があります。どの授業、どの教育活動においても、同じ認識のもとで子どもたちと接することが大切です。本ガイドラインを活用して校内研修等を行うに当たっては、校長の学校経営方針に基づき、研究主任等の校内研修を計画する役割を担う教員と、特別支援教育コーディネーターが協働して研修を企画するのが望ましいです。



ここでは、外部講師を招聘しない形での研修実施の例を紹介します。多くの業務や教育課題への対応に取り組む中で、研修時間の確保は大きな課題ですが、教育委員会主催の研修と連携させながら、短時間の研修を複数回実施する等の工夫を行うことで、効果を高めることができます。以下の例を参考に、職員会議や校内研修で本ガイドラインを活用して理解を深めましょう。

《例1》15分×7回（既存の会議の中で短時間を確保し実施）

※区主催の外部研修等の内容を適宜伝達しながら進めます。

（第1回）第1章～第2章について議論し、内容を個人で整理します。

（第2回）【先生方はこのガイドラインを通してどうしたい】と題し、自分なりの考えをまとめペアで共有します。

（第3回）第3章の各事例から一つを選び、グループごとに事例のポイントを考え、最後に全体で共有します。

（第4回）第3章の各事例から第3回とは別の一つを選び、グループごとに事例のポイントを考え、最後に全体で共有します。

（第5回）インクルーシブ教育の推進に向けて、世田谷区が進める「誰一人取り残さない教育」について「すでに取り組んでいること」「これからすぐに取り組めそうなこと」について、グループごとに「学校づくり」の視点で話し合い、最後に全体で共有します。

（第6回）インクルーシブ教育の推進に向けて、合理的配慮について「すでに取り組んでいること」「これからすぐに取り組めそうなこと」をグループごとに「学級づくり」の視点で話し合い、最後に全体で共有します。

（第7回）インクルーシブ教育の推進に向けて、授業のユニバーサルデザイン化について「すでに取り組んでいること」「これからすぐに取り組めそうなこと」について、グループごとに「授業づくり」の視点で話し合い、最後に全体で共有します。

※ 第5～7回では、学校や学級の中で、児童・生徒が共に学び共に育つ実践をしている通常の学級、教育委員会の専門チームから、実践例を共有する機会が設定できるとよいでしょう。

《例2》計60分～90分（3回）（校内研修として時間を設定して実施）

※区主催の外部研修等の内容を適宜伝達しながら進めます。

（第1回）第1章～第2章について、個人で内容を整理します。（10分）

（第2回）第3章のいくつかの事例について、グループごとに事例のポイントを考え、全全体で共有します。（20～30分）

（第3回）インクルーシブ教育の推進に向けて、合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化などを元に、「すでに取り組んでいること」「これからすぐに取り組めそうなこと」について、グループごとに「学校づくり」「学級づくり」「授業づくり」の視点で話し合い、全体で共有します。（30～50分）

※ 第3回では、児童・生徒が共に学び共に育つ実践をしている通常の学級、教育委員会の専門チームの実践例を共有する機会が設定できるとよいでしょう。

4-2 自己研さんで 対象 教職員



世田谷区全体でインクルーシブ教育を推進するためには、一人ひとりの教員がインクルーシブ教育に対する理解を深め、高い意識をもって取り組んでいくことが大切です。

まずは、本ガイドラインを読み込んで内容を把握するとともに、区が開催する教職員対象の研修に参加するなど、世田谷区のめざすインクルーシブ教育についての理解を深めることが考えられます。

また、学んだことを自身の取組みに積極的に反映させながら、PDCAサイクルを意識して以下のチェックを定期的に行い、教職員一人ひとりがインクルーシブ教育の推進に向けてよりよい実践につなげていくことが大切です。

≪例≫ 以下のチェックを定期的に行い、自身のインクルーシブ教育の推進に向けた取組を振り返る。

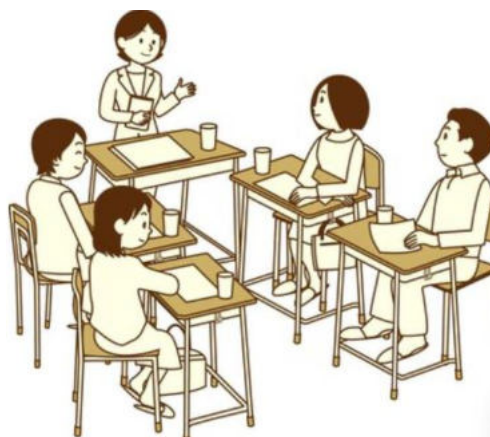
- (1) 子ども同士のつながりを大切に学級（集団）づくりのために、自身が取り組んでいることをチェックしてみましょう。
- (2) 誰にとってもわかりやすい授業づくりができているか、チェックしてみましょう。
- (3) 自分自身が、子どもたちをどのように理解しているかチェックしてみましょう。
- (4) 全ての子どもが安心して過ごせる学級環境がつくれているかチェックしてみましょう。
- (5) 保護者との連携、信頼関係について、チェックしてみましょう。
- (6) 校内の教職員との連携についてチェックしてみましょう。
- (7) 校外の関係機関との連携についてチェックしてみましょう。

インクルーシブ教育について、教職員だけでなく子どもたち、保護者、教育委員会の専門チーム、福祉等の関係機関等と普段から話し合ってみましょう。

4-3 保護者会で 対象 教員・保護者

各学校がインクルーシブ教育を推進するにあたっては、児童・生徒のみならず、全ての保護者の理解啓発を図り、意見を交わすことが不可欠です。このような取組みにより、教員の理解も深まります。

クラス保護者会等の機会において、担任等が、本ガイドラインを活用しながら、現段階でのインクルーシブ教育をめざす上での課題も明確にしつつ、全ての子どもたちが背景や能力に関わらず、共に学び成長することをめざすこと、子どもの多様性を尊重し、誰一人取り残さない学級づくりや学校づくりを行っていくこと等について、【子どもと大人が一体となって、共に歩もう】と共通理解を図ることが望まれます。



≪例≫ 10分×2回（既存の1学期及び2学期保護者会の中で実施）

（第1回）第1章～第2章を5分ほどで黙読してもらい、インクルーシブ教育についての基本的な情報を共有します。様々な背景のある子どもたちがどのように学習するのか、彼らの権利やニーズ等について説明し、学校におけるインクルーシブ教育の取組みを紹介します。その際、多様性を理解することや、すべての子どもたちが一緒に学ぶことの価値など、インクルーシブ教育の意義を具体的に伝えることが重要です。

（第2回）第3章の事例から、保護者が関わる部分を選び、隣同士で事例のポイントを考え、全体にシェアしてもらいます。また、当事者である子どもたちの日常をイメージしやすくするために、シミュレーションやロールプレイを行うことも考えられます。これにより、全ての保護者が様々な背景のある子どもたちの立場を理解し、彼らの感じる困難や挑戦を共有します。最後に、インクルーシブ教育についての質問や懸念を共有し、解決策を一緒に考える場をもつすることも重要です。その際、例えば障害のある子どもについて、保護者の協力のもと、その経験や視点を共有することも、保護者の理解を深めるために効果的です。

4-4 地域への発信で 対象 保護者・地域



学校便りや学校ホームページ、学校運営委員会、学校公開等を通じて、本ガイドラインの内容や学校の取組みを積極的に発信します。特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員がそれぞれの立場から発信することで、多様な視点からインクルーシブ教育の推進について共有します。

インクルーシブ教育の理念や地域共生社会の重要性を共有することで、学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもたちが生涯、地域で安心して過ごせる環境を築い

ていくことが大切です。行政も学校による地域への発信の取組みを支援します。

【学校ホームページや学校だよりの例】

- 1 学校でのインクルーシブな取組みをホームページ等で発信する。
- 2 地域で暮らす様々な背景を持つ方々のインタビュー等をホームページや学校だよりに掲載する。

※ 人選については学校運営委員会と連携する

【地域と連携した教育課程の例】

- 1 多様な地域住民が利用する場（児童館、介護施設等）での職場体験学習を実施する。
- 2 総合的な学習の時間で、様々な背景をもつ地域の方に児童・生徒がインタビューをする。

【行政による学校から地域への発信のための支援】

- 1 学校評価アンケートの項目に「インクルーシブ教育ガイドライン」の内容が学校で実践されているか、共通の質問を設定する。
- 2 広報誌、区民まつり等の区のイベント及び世田谷区教育委員会が主催する様々なイベントにおいて、ガイドラインについての広報活動を実施する。

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン作成委員会 開催の概要

1 開催経過

回数	開催日時 場所	検討テーマ
第1回	令和5年6月2日(金) 午後2時00分から午後3時30分 世田谷区役所 第1庁舎 4階 教育委員会室	(1)ガイドラインの全体構想 (2)ガイドライン作成の役割分担 (3)意見聴取のあり方
第2回	令和5年7月12日(水) 午前10時から正午 世田谷区役所 第1庁舎 4階 教育委員会室	(1)インクルーシブ教育の定義について (2)ガイドラインのテーマの設定について (3)意見聴取について
第3回	令和5年10月23日(月) 午後1時30分から午後3時30分 世田谷区砧総合支所 ミーティングルーム	(1)本ガイドラインの論点整理について (2)意見聴取について
第4回	令和5年12月27日(水) 午後1時30分から午後3時30分 教育総合センター 研修室 ほし	(1)素案検討について
第5回	令和6年1月23日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室	(1)構成案検討について
第6回	令和6年5月22日(水) 午後1時30分から午後3時まで 教育総合センター 研修室 にじ	(1)素案検討について ガイドライン[骨子案]に対する議論
第7回	令和6年7月19日(金) 午後1時30分から午後3時まで 教育総合センター 研修室 たいよう	(1)素案検討について ガイドライン[素案]に対する議論
第8回	令和6年10月31日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで 世田谷区民会館 集会室 A	(1)区民意見聴取 ガイドライン[10月案]に対する議論 (2)案の検討について
第9回	令和6年11月29日(木) 午後1時30分から午後4時まで 烏山区民センター集会室	(1)ガイドライン(案)の検討 ガイドライン[11月案]に対する議論 (2)まとめ

2 委員名簿

<令和5年、6年度>

◎半澤 嘉博	東京家政大学 特任教授
○鈴木 秀樹	東京学芸大学附属小金井小学校 教諭
島添 聡	都立光明学園 統括校長
宮田 守	都立久我山青光学園 統括校長
寺崎 晶子	小学校校長会代表（世田谷区立松沢小学校長）
外村 さやか	小学校特別支援教育コーディネーター （世田谷区立松沢小学校 主幹教諭）
美馬 景子	小学校特別支援学級主任 （世田谷区立多聞小学校 主任教諭）
織毛 英美	中学校特別支援学級主任 （世田谷区立松沢中学校 主任教諭）

◎委員長 ○副委員長 肩書は令和6年度

<令和5年度のみ>

井尻 郁夫	中学校校長会代表（世田谷区立芦花中学校長）
相佐 妃沙乃	中学校主任教諭（世田谷区立深沢中学校）

肩書は令和5年度

<令和6年度のみ>

池田 賢市	中央大学 教授
加藤 ムカ	中学校校長会代表（世田谷区立弦巻中学校長）
坂本 尚子	世田谷区帰国・外国人教育相談室 室長

肩書は令和6年度

3 作成委員会における主な意見

この間作成委員会において、事務局が示した案等に対する主なご意見を掲載しました。

全般について

- 本ガイドラインは、オール世田谷で共生社会を創っていくために共通の認識を示すためのものとして、マニュアル化しないことが必要である。個々の詳細な部分は他のガイドラインやマニュアルに委ねる形が良い。
- ガイドラインは教員の意識改革の部分が中心となるのではないかと。教員の役割を整理して記載するのが良い。
- 一人ひとりの子どもに寄り添って教育を行っていくことが、教員の仕事の本来の意味であり、今の教員が喜びを感じさせてあげられる内容であってほしい。
- 誰もが安心して普通学級、学校に入れるかということが権利として保障されていることが重要である。ガイドラインでは、まず制度改革をどうするのか、そしてその後に教室の中をどのようにしていくかの2点が主な内容になるのではないかと。
- 誰1人取り残さないとは、学びの権利保障から取り残さないことなので、その点がわかるように書く必要があるのではないかと。
- 現状の中でできることは一部分であるとしても、できるようになってからでは、統合となり、インクルーシブにはならないので、その点を認識してもらうことが必要ではないかと。先生に向けてのガイドラインであるならば、クラスをどのように変えるかが書けると良いのではないかと。
- 全体的に、分離を思わせる表記や文脈は修正すべきである。
- 今後インクルーシブ教育を推進するに当たり、全国的な課題として、学習評価や学級規模のことを記載した方が良いのではないかと。

第1章 ガイドラインの位置付け・構成

- 教育委員会として、教育振興基本計画に沿って制度改革を進めながら、教員には意識改革を促すような流れが必要になると考えられる。
- 区の条例などとの整合性や重なりについても整理した方が良い。

第2章 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の姿

- なぜインクルーシブ教育を進めるかを、差別や人権侵害、分離が差別につながる点を踏まえて、しっかり記載すべきである。インクルーシブな社会をめざすうえで、教育の現場で分離があってはならないことを、すぐにできなくても示していくべき。
- 障害に限らずに、多様な子どもたちを対象にすることについて、整理して分かりやすく示すことが必要である。
- 5つのコンセプトを並列で示していることが分かりやすい。教員の専門性のコンセプトについては、公立小中学校に勤務する教師としての専門性として、こういうものが必要ということも示せると良い。
- 教員が自分のクラスに在籍する支援が必要な子どもについて、成長を促すためにチャレンジさせていく部分や、できない部分についての必要な支援とは何かということ、1

つ1つ考えていくきっかけになるガイドラインになるように議論すべき。

- 教員が頑張るだけでなく、現場の教員が利用できる支援といった制度的保障がないと、うまくいかないのではないかな。
- 「すべての子どもが、望む場で学ぶことができるようにしていく」という部分は、最初から普通学級か特別支援学級かという選択肢が提示され、インクルーシブな状況とは言えず、国連の委員会からも、選択肢があること自体の差別性を指摘されていることを考えれば、居住する地域の普通学級で教育を受けることをめざしていることが伝わるような表現にしてほしい。
- 2－4の図について、学校と教育委員会、学校と関係機関との関係は双方向であるといいのではないかな。実際には、学校から教育委員会へ相談や事例の共有があり、関係機関との連携もすでに行われている。
- 合理的配慮には、関係者の建設的対話が必要である。
- 合理的配慮が学校に過度の負担を課すものであると判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案することを記載した方がよい。

第3章 インクルーシブ教育 行動コンセプトの実践ポイント

- 区内の実践事例があると自分たちでもできる、工夫できるというように感じる。
- 良かれと思ったことが実は差別といった事例を示せると良い。また、人権侵害時の人権救済の方法をどこかに書いた方がいい。
- 読み手が現状を踏まえたうえで、どう変えていくかを考えてもらうことを示唆したい。
- 子どもの自己決定の視点、子ども同士のつながりを大切にして、みんなで考えて決めることも事例に対するポイントとして盛り込めたらよい。

第4章 ガイドラインの活用について

- ガイドライン策定後に、関係者が忘れることなく、考える必要がある条件を作っていくことが大事ではないかな。見直すタイミングや話し合う場などの仕組みを作っておかないと、形骸化してしまうのではないかな。
- 研修の担当者と対象者を明記した方がよいのではないかな。
- 研修においては、当事者や保護者から話を聞くことも入れた方がよい。

資料編

- 国連の考え方では、長期的には特別支援学級をなくしていく方向なので、特別支援学級等整備計画の中で長期的には特別支援学級等を全小・中学校に設置する、と書かれていると、読む人が混乱する。資料編は学校にとって必要だと思うが、別冊にできないかな。
- 就学相談や支援のあり方、特別支援学級に通学する子どもの人数の長期的な目標なども示せるか検討が必要である。
- 交流及び共同学習についての文科省の通知は国連から撤回の勧告を受けている。あえて書くことはないのではないかな。
- 文科省通知を交流及び共同学習を制限するものとして捉えるか、推進するものとして捉えるかによって、扱いが変わる。

資料編

資料編

本ガイドラインに基づいて各学校で取り組みや検討を行う際には、現在の教育委員会の施策や各種制度を活用していく必要があります。今ある制度を本ガイドラインに沿って運用することにより、次の気づきや、新たな提案が浮かび上がってきます。資料編では、これらの観点から、現在の関連する制度を中心にまとめました。

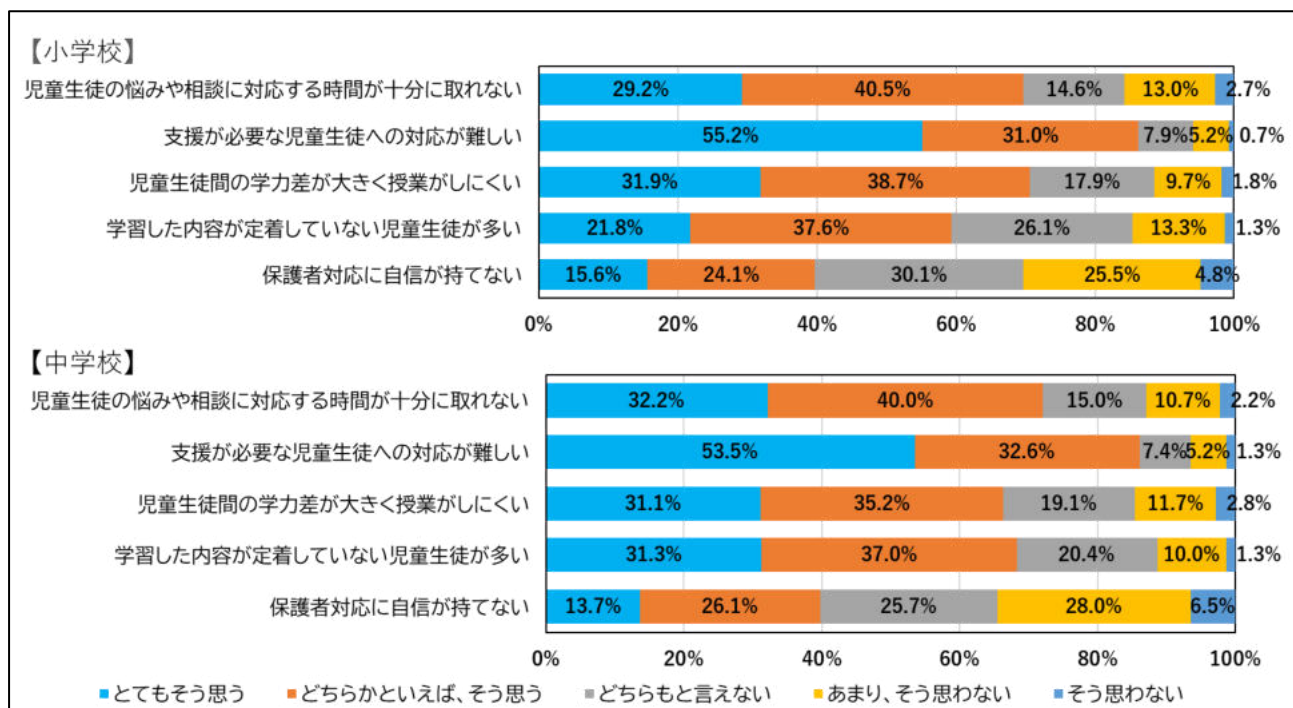
- 資料1 教育の質を高める働き方改革の推進
- 資料2 学校を支える体制
- 資料3 特別支援学級等
- 資料4 医療的ケア等
- 資料5 帰国・外国人児童・生徒等及び日本語指導が必要な児童・生徒
- 資料6 性的マイノリティ
- 資料7 ヤングケアラー
- 資料8 不登校
- 資料9 子どもの権利を守る仕組み

資料1 教育の質を高める働き方改革の推進

学校現場では、教員不足が続く中、授業だけでなく、その準備や様々な校務、更には保護者への対応など教員が関わる業務が多岐にわたり、こうした「重い業務負担の常態化」から「児童・生徒に向き合う時間等の不足」を招いています。

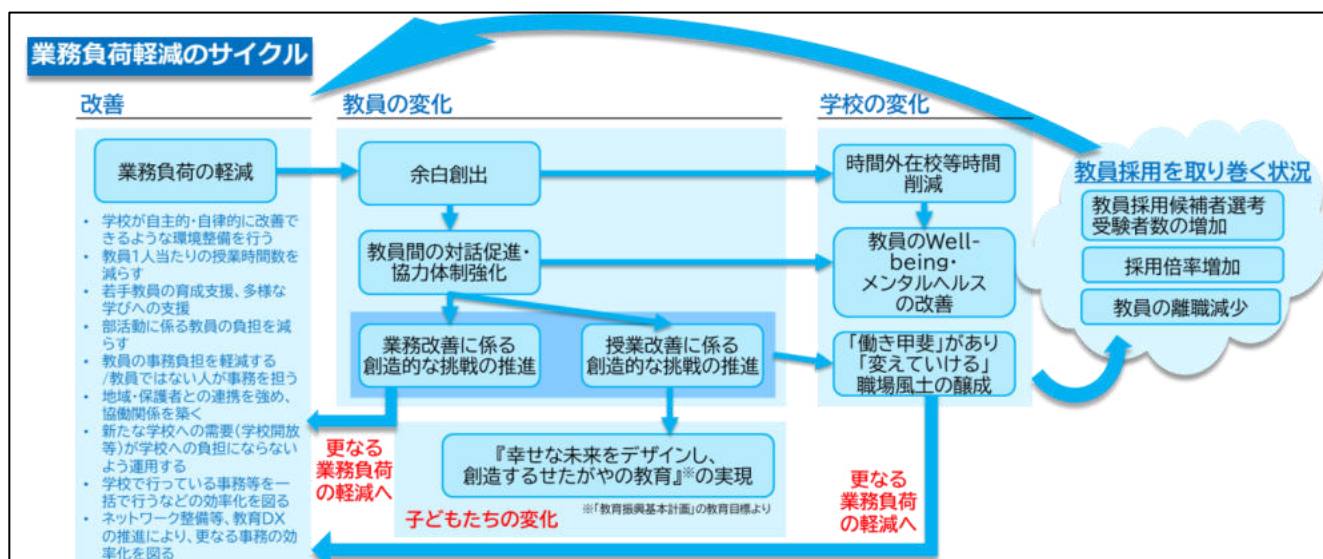
また、昨年度実施した区内教員対象のアンケートでは、小・中学校ともに支援が必要な児童・生徒への対応や、対応の時間の確保、保護者対応に悩んでいる教員が多くなっています。

教育委員会では、現在の状況から、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定し、実施します。



○学校の働き方改革に関する区内教員アンケート（R5年度）より勤務上の悩みについて

推進プランに基づいた具体的な取組みから教員の負担を軽減することによって、教員間の対話を促進し、協力体制が強化され、このことが、各学校の創造的な実践を推進し、学校が進化し、子どもたちの幸せへつながっていくことが大切です。



資料2 学校を支える体制

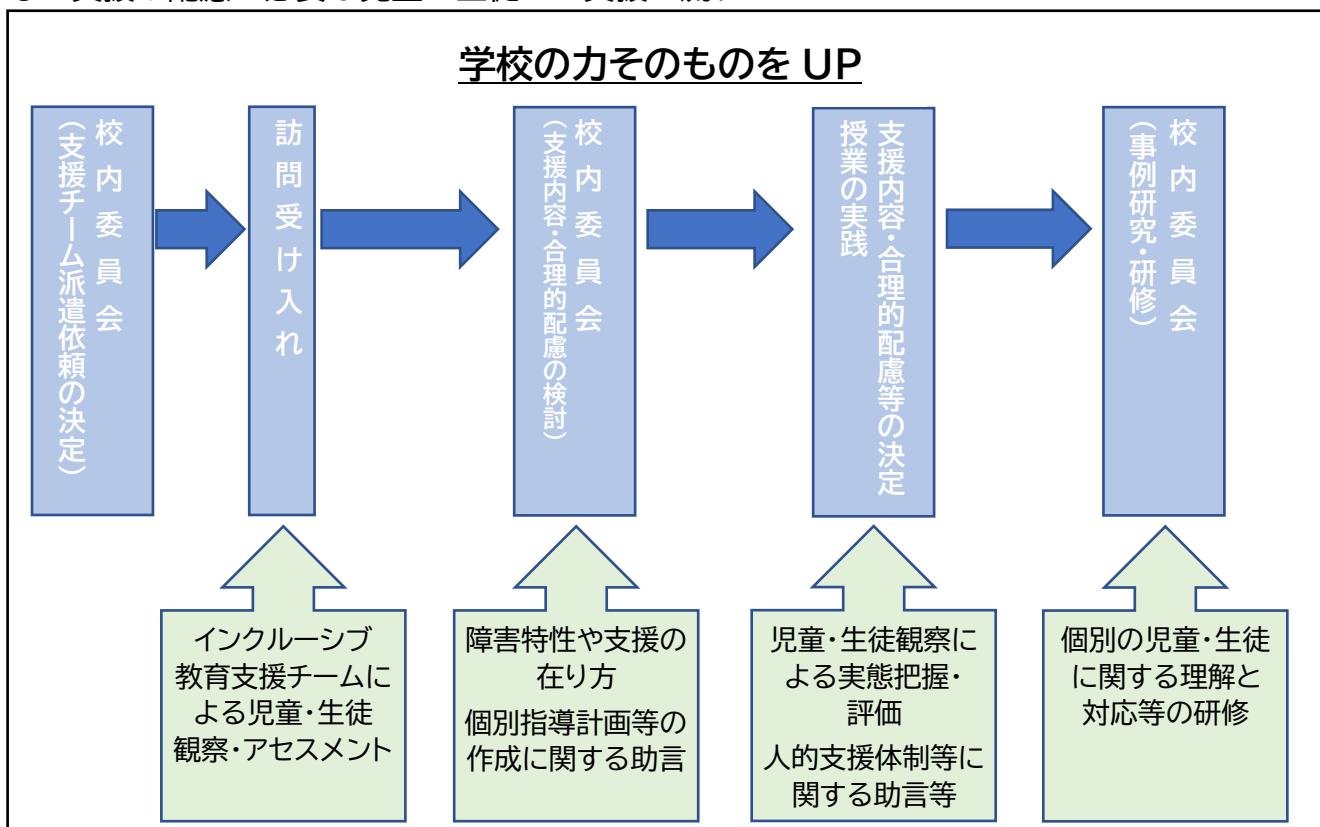
小・中学校の通常の学級、特別支援学級等、幼稚園においては、子どもの学びを支えるために様々な人材が活躍しています。

「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を受け、これらの人材についても、学校に適切に配置します。また、専門家等を学校に派遣し、校内委員会の組織力強化を支援するとともに、インクルーシブ教育支援員その他の人的支援を拡充します。さらに教育委員会の専門チームを強化し、現場と教育委員会が一体となった支援体制の構築に向けて取組みを進めます。

○ 支援人材一覧

種別	役割	通常学級	特別支援学級等
インクルーシブ教育支援チーム	学校を巡回し、配慮や支援を必要とする子どもたちのニーズに合わせて、教員に助言する。	○	
区費講師	教科の補充指導を個別または小集団指導を行う。	○	
	自閉症・情緒障害学級や特別支援教室（すまいるルーム）における教員の補助を行う。		○
区費講師 または看護師	小学校における特別支援教育コーディネーターの本来業務（授業や保健室運営）を代替する。	○	
インクルーシブ教育支援員	配慮を要する児童・生徒が在籍する通常学級で、安全配慮、教育活動や生活指導上の支援を行う。	○	
特別支援学級支援員	特別支援学級で、安全配慮、教育活動や生活指導上の支援を行う。		○
学校医療的ケア看護師	医療的ケアが必要な児童・生徒に医療的ケアを行う。	○	○
学校生活サポーター	配慮を要する児童・生徒の安全配慮、生活の支援を行う。	○	○
エデュケーションアシスタント	配慮を要する小学1年生の安全配慮、生活の支援を行う。	○	
大学生ボランティア	配慮を要する児童・生徒の安全配慮を行う。	○	○
要約筆記ボランティア	聴覚障害で配慮を要する生徒に対して要約筆記を行う。	○	
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	配慮を要する園児の安全配慮やコミュニケーションを仲介する。	○	

○ 支援や配慮が必要な児童・生徒への支援の流れ

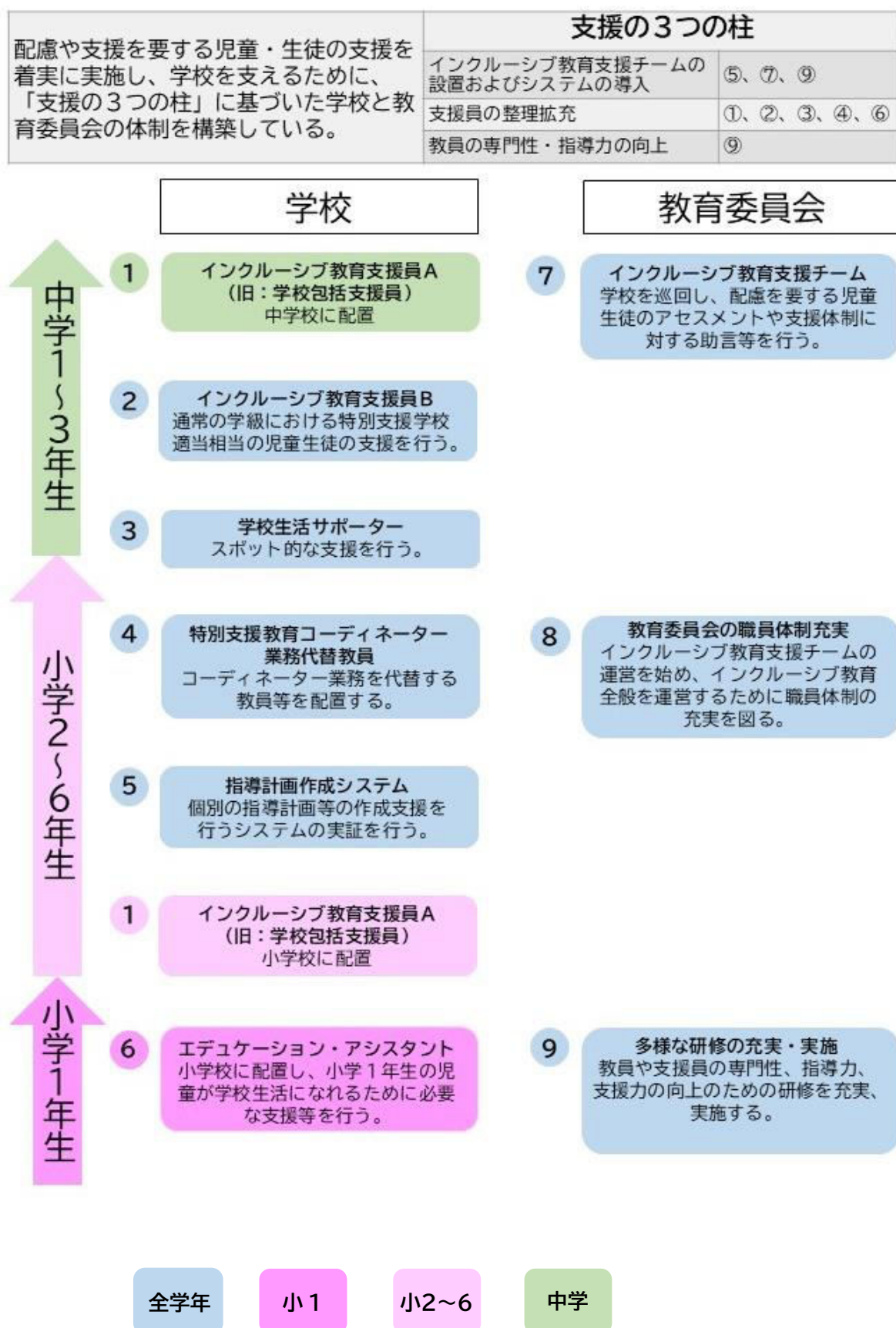


※ インクルーシブ教育支援チーム

教員経験者及びアセスメントができる専門職で構成するチームとする。

学校を訪問し、児童・生徒の観察、アセスメントを継続的に行うとともに、教職員による支援の状況等の実態を把握した上で、支援内容や合理的配慮、校内支援体制に関する助言や、関係する教員を対象とした研修等を行う。

○ 「支援の3つの柱」に基づく支援体制



資料3 特別支援学級等

特別支援学級には固定学級と通級指導学級があり、一部の区立小・中学校に設置されています。一方、特別支援教室（すまいるルーム）は全小・中学校に設置されています。そのほか、東京都や一部の私立に特別支援学校があります。

障害や発達上の特性がある児童・生徒の状態等は多様であり、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援が必要であることから、児童・生徒の発達段階や状態等に応じた個別の学校生活支援シート（教育支援計画）や個別指導計画を作成し、保護者をはじめ関係機関が連携・協力して指導や支援を行っています。

今後の特別支援学級等の開設については、特別な支援を希望する子どもが地域の学校で学ぶことや、校内における教員の指導や支援の向上を実現していくために、「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」に基づき進めていきます。

※ ここでは、文部科学省告示（学習指導要領）に基づき「交流及び共同学習」、東京都の制度に基づき「副籍交流」という名称を使用しています。

1 特別支援学級（固定学級）について

特別支援学級（固定学級）には、知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級の3種別があります。区立小・中学校の約30％にいずれかの特別支援学級を設置しています。

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて（準じて）行うこととなっており、各教科、特別の教科、道徳、特別活動は通常の学級と同様に行いますが、児童・生徒の障害の状況にあわせた特別な教育課程を編成することができます。また、障害による学習または生活上の困難への対応等を目的とした自立活動の時間を設けるか、自立活動に関する指導を行います。

[固定学級の設置校数（令和7年4月現在）]

	小学校	中学校
知的障害学級	19校	9校
肢体不自由学級	2校	1校
自閉症・情緒障害学級	7校	3校

2 通級指導学級について

通級指導学級には、難聴学級、言語障害学級、弱視学級の3種別があります。

通常の学級に在籍する児童・生徒が、通級指導学級を設置している学校へ定期的に通級し、学習や生活をしやすいするために、一人ひとりの障害に応じた指導を行っています。

[通級指導学級の設置校数（令和7年4月現在）]

	小学校	中学校
難聴学級	2校	1校
言語障害学級	4校	－
弱視学級	1校	－

3 特別支援教室（すまいるルーム）

特別支援教室（すまいるルーム）は区立小・中学校の全校に設置しています。

通常の学級に在籍する児童・生徒が、校内に設置された教室へ定期的に通室し、発達障害や発達上の特性に対する学習や生活をしやすいするための指導を行っています。

4 交流及び共同学習、副籍制度

固定学級や東京都立の特別支援学校に在籍する児童・生徒においては、交流及び共同学習（特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が学校生活における交流や一緒に学習などをする事）、副籍制度（東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、地域指定校（居住する地域の小・中学校）に副次的な籍を持ち、居住する地域の学校の児童・生徒や地域と交流すること）による交流などを積極的に行うことを通じて、子ども同士や居住する地域とのつながりを深める制度です。

学習指導要領の総則では、第5 学校運営上の留意事項の一つとして、教育課程の編成及び実施に当たっては「他の小学校（中学校）や、幼稚園、認定こども園、保育所、（小学校）中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されています。

また、交流及び共同学習の時数に関する文部科学省の通知（4文科初第375号／令和4年4月27日）がありますが、本通知については、国連・障害者権利委員会の日本政府報告に対する総括所見において懸念と、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号及び持続可能な開発目標を想起して撤回の要請が示されています。

なお本通知では、以下が定められています。

- （1）特別支援学級に在籍している児童・生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童・生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

- (2) ただし、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童・生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童・生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、(1)の限りではないこと。

5 世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画

世田谷区では、特別支援学級を希望する児童・生徒の地域における学びの場の確保のため、「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」に基づいて、区立小・中学校の特別支援学級の開設整備等を進めています。整備計画はおおむね3年ごとに計画を見直すこととしており、令和7年度から9年度までの計画では以下の整備方針のもとで計画を推進していきます。

(1) 長期的な目標

インクルーシブ教育の推進、地域の学校で学ぶことを基本とすることを見据えるとともに、特別支援学級で培われた指導方法の校内での共有により、学校全体の教員の指導力や支援の向上を図り、各校で多様な児童・生徒が学び、理解を深める環境を構築していくために、特別支援学級等を全小・中学校に設置することを将来的な目標とする。

(2) 計画的な整備

特別支援学級・特別支援教室を希望する児童・生徒数を中期的に予測し、学校の空き教室の状況、改築計画、地域偏在を踏まえた上で、整備計画を策定し、計画的な整備を推進する。

(3) 緊急的な整備

特別支援学級・特別支援教室を希望する児童・生徒数の予測外の増加に伴い、学級数不足が見込まれる場合は、関係所管との協議を経て、緊急的な整備を行うこととする。

資料4 医療的ケア等

教育委員会では、医療的ケア児が教育を受ける機会を確保するために、平成30年度から喀痰吸引、経管栄養等の配慮を必要とする児童に試行的に看護師を配置しました。

さらに、令和2年度から学校に本格的な看護師の配置を開始しました。令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア、医療的ケア児が定義されたことや、学校の設置者は法に基づき、医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされました。これを受け、令和6年3月に「学校等における医療的ケア実施ガイドライン」とガイドラインの別冊である「学校における人工呼吸器に関するマニュアル」を策定し、ガイドラインに基づいて、看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。

また、世田谷区では、疾病や身体障害等の理由から、徒歩や公共交通機関の利用といった通常の経路及び方法による通学では身体の負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できない場合には、本人の状況と医師の意見書をもとに、福祉タクシー等で通学することが必要と認められる場合に、通学に要する福祉タクシー等の実費相当額について就学奨励費または就学援助費の制度を活用し、令和5年9月から支給対象としています。

資料5 帰国・外国人児童・生徒等及び日本語指導が必要な児童・生徒

世田谷区では、平成15年度より、帰国・外国人教育相談室を区内中学校内に設置し、区立小・中学校に在籍する外国人及び海外から帰国した児童・生徒・保護者を対象に、教育相談・日本語指導・教科補習・通訳者の派遣等を行っています。

来日して間もない児童・生徒、及び来日してから時間が経っていても、学校での学習に不安がある児童・生徒に対して、「初期指導」等で日本語指導を行い、その後も段階的な日本語指導及び学習支援を、以下のようにシステム化して行っています。

1 初期指導

帰国・来日したばかりで日本語が話せない児童・生徒のために、学校からの申請により、講師の派遣をします。講師は、児童・生徒の在籍校で、日本語の個別指導にあたります。

2 訪問面接

当該児童・生徒に合った日本語指導の方針を決めるために面接を行います。面接の内容を踏まえて、相談員と学校、必要に応じて保護者も交えて、その後の日本語指導について協議します。

3 訪問指導・通級指導

小学生を対象に、「初期指導」だけでは「補習教室」に進むのが困難と判断された場合に、相談員が学校へ出向いて期間を決めて(おおむね2か月を限度に)個別に日本語指導を行います。

中学生の場合は、梅丘中学校内の「帰国・外国人教育相談室」に通う形で、個別に日本語指導を行います。

4 補習教室

補習教室は梅丘中学校の教室を使用して行います。土曜教室では、日本語と国語を中心に指導し、水曜教室では、国語と三教科(社会、数学、理科)のうち一教科を生徒自身で選び、少人数グループで指導を行います。

(1) 土曜教室 対象：小・中学生

(2) 水曜教室 対象：中学生

5 通訳派遣

学校から保護者への連絡や説明、保護者会等で通訳が必要な場合に、通訳を派遣します。
(就学前の説明会を含む)

資料6 性的マイノリティ

世田谷区では、平成30年に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」で、性の多様性への理解促進とこれに起因する支障を取り除くための支援を行うことを明示しています。

具体的な取組みとして、平成27年に渋谷区と同時に全国に先駆けて、世田谷区パートナーシップ宣誓を始め、令和4年には、子や親もファミリーとして宣誓できるファミリーシップ宣誓も始めました。その他、性的マイノリティのための電話相談（世田谷にじいろひろば電話相談）や居場所事業（世田谷にじいろひろば交流スペース）などの取組みを行っています。

また、教育委員会では、区内全小・中学校の人権担当教員等を対象に、「性自認・性的指向」をテーマとした授業公開を毎年度開催しています。子どもたちが、発達段階に応じて、性の多様性について知り、自分と異なる意見や立場を尊重するとともに偏見や差別をなくそうとする態度を育てることを目標とした内容で、授業後に協議会を行うなど、教員の理解を深めるための取組みとして継続的に実施しています。

資料7 ヤングケアラー

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

ヤングケアラーの問題は、子ども本人が置かれている状況をうまく言葉にすることが難しい、本人や家族に自覚がないといった理由などから、表面化しにくいことが指摘されています。また、ヤングケアラーの背景には、高齢・障害・生活困窮などの複合的な課題があることから、まずは周囲の大人が気づき、関係機関と連携して、早期に必要な支援につなげることが重要です。早い段階から子どもの将来を見据え、本人の可能性を狭めることなく、将来の選択肢を増やすための支援を考える必要があります。

【世田谷区のヤングケアラー支援の取組み】

1 ヤングケアラーコーディネーター（支援者向け相談窓口）

ヤングケアラー支援に関する助言や子ども本人への伴走型支援のほか、支援者向けの研修や支援のネットワークづくりを行っています。気になる子どもがいる場合の対応や、具体的な支援策、関係機関との連携等について、電話やメールで直接相談することができます（個人情報伏せたかたちでの相談も受け付けています）。

2 世田谷区ヤングケアラーさぽーとるーむ（当事者向けLINE相談窓口）

ヤングケアラーの子ども・若者を対象としたLINE相談窓口です。自身がヤングケアラーだった経験を持つ相談員が相談対応を行います。必要に応じてヤングケアラーコーディネーターとも連携し、ケースに応じた支援につなげます。

3 普及啓発の取組み

（1）「ヤングケアラーってなんだろう？」（小学生版・中学生版・高校生以上版）

ヤングケアラーに関する説明や、困ったときの相談先などについてまとめています。

※毎年、区立小学校4年生、区立中学校1年生に配布、学校タブレット端末にも掲載

（2）世田谷区ヤングケアラー支援マニュアル（教育関係機関（学校）編）

教育関係機関向けのマニュアルとして、ヤングケアラー支援の基本や、関係機関の役割、支援のフロー、支援事例、参考となる相談窓口や支援機関を掲載しています。

資料8 不登校

世田谷区では令和6年3月に、不登校児童・生徒への支援に関する教職員共通の指針となる「不登校支援ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは不登校の未然防止、早期発見・早期対応、長期化した場合の支援など各段階における対応の指針として不登校児童・生徒への支援に関する基本的な考え方を示すものです。

教育委員会として、学校以外の居場所づくりや学習機会の保障等の支援事業も行っています。

1 ほっとルーム（別室登校）

不登校児童・生徒が、学校内の教室以外の場所を活用する「ほっとルーム（別室登校）」を設置しています。教育委員会では、別室登校を利用する児童・生徒の安全管理、学習支援等のため、小・中学校30校（令和6年度）に学校生活サポーターを配置しています。

2 ほっとルームせたがY a h！オンライン（ONLINE）

学習に不安があったり、外に出ることは難しいけれども日中の居場所を見つけたいと思っていたりする不登校またはその傾向がある児童・生徒向けに、オンライン（メタバース環境）による学習支援や居場所支援、体験プログラムの提供を行うとともに個別での児童・生徒・保護者の相談支援も行っています。現在週3日（月・水・金曜日）開設しています。

3 ほっとスクール（教育支援センター）

心理的な理由等によって不登校状態にある区内在住の児童・生徒を対象に、学校生活への復帰や、社会的自立に向けた支援を行っている施設です。ほっとスクールでは同年代の子どもたちと一緒に過ごし、学習や体験活動を行っています。現在、世田谷区には、城山、尾山台、希望丘と3施設あり、城山、尾山台は直営、希望丘は事業委託により運営しています。

4 学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」

新しい環境での学びを望み、学習意欲のある児童・生徒への支援策として、令和4年4月に「学びの多様化学校（不登校特例校）『ねいろ』」を開設しました。

「ねいろ」では、生徒の実態に合わせた特別な教育課程を編成し、正規の教職員を配置し、生徒の興味や関心に合わせた学習活動や様々な体験活動、交流事業を実施し、生徒一人一人の個性や能力を発見・伸ばしながら、社会的な自立に向けた教育活動を実施しています。体験学習では、教科を横断的に様々な体験活動に取り組んでおり、探究の時間では、教科で学んだ内容や経験を生かして、個々の得意なことや興味・関心に合わせて学習を進めています。

資料9 子どもの権利を守る仕組み

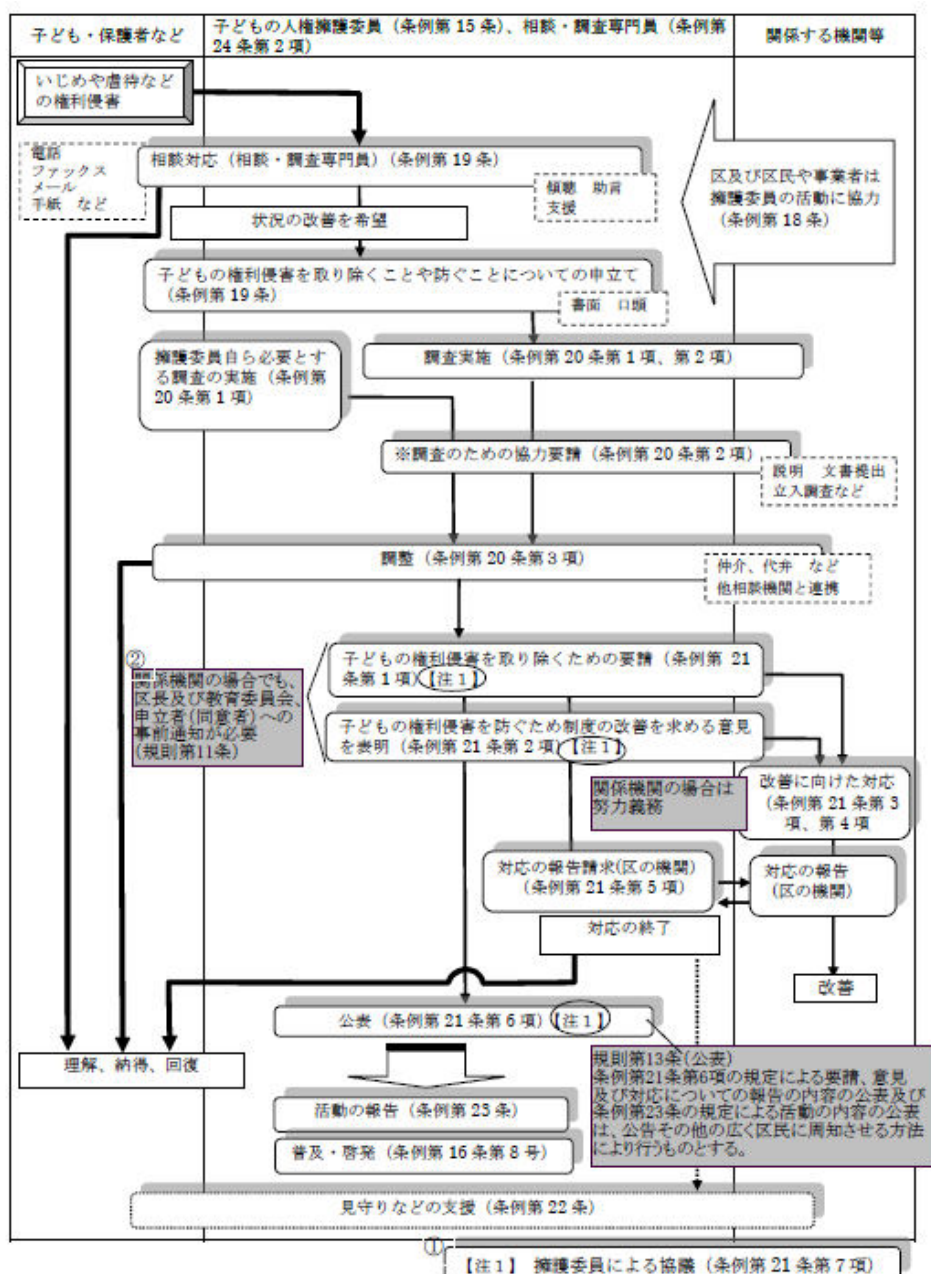
1 世田谷区子どもの人権擁護委員（通称：せたがやホッと子どもサポート）

「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと）は、

「世田谷区子ども条例」に基づいて設置された第三者機関で、地方自治法に基づく区長及び教育委員会の附属機関です。世田谷区に住んでいる子ども、学校や仕事で世田谷区に通っている子どもの権利侵害があったときなど、問題の解決のために子どものすみやかな救済を図ります。

「せたホッと」には、「子どもの人権擁護委員」（子どもサポート委員）と相談・調査専門員がいます。委員も相談・調査専門員も、子どもの話をじっくり聞き、子どもにとって一番いい方法を一緒に考えます。

○子どもの権利侵害に関する相談・救済の流れ



せたがやインクルーシブ教育ガイドライン
令和7年3月〇日 発行
世田谷区教育委員会事務局
TEL 03-5432-2703

資料２－１

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案） 意見聴取について

１．意見募集期間

令和６年９月１５日（日）から令和６年１０月８日（火）まで

２．素案閲覧場所

区のホームページ、各担当課、区政情報センター、図書館、
総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター

３．意見提出人数（件数）

（１）意見提出人数 １０３人（件）

内訳 ホームページ ９８人（件）

持参 ２人（件）

ファクシミリ ２人（件）

郵送 １人（件）

インクルーシブ教育に関する意見	９６件
その他の意見	７件
合計	１０３件

４．意見・提案及び区の考え方

資料２－２のとおり

インクルーシブ教育に関する意見		
No.	意見・提案	区の考え方
1	・ふりがなを振る必要性は分かるが読みづらい。難読語以外はふりがながない版も制作すべき。 ・いわゆるお世話係を児童や生徒に押し付けるような行為を大人がしてはいけないことや、子供同士の押し付け合いがあった場合は一旦大人が引き取ることを明記してほしい。 ・健常児同士が目一杯遊んで良いという観点が抜けている。 ・LGBTについては一部の活動家の意向に沿わないようにし、他の性教育などと合わせて発達段階に合わせた指導を行うべき。 また、宗教上同性愛が禁忌である子供にも配慮すべき。 ・医療ケア児や障害児の普通学級への受け入れについては、他の児童・生徒への負荷が大きい場合は受け入れを断ることも積極的に行って頂きたい。また、同級生やその保護者からの苦情申し立ても秘密保持を徹底の上簡単に受けられる体制にすべき。合わせて体育や課外活動といった身体を動かす活動については健常児に負荷を掛けないよう現に配慮して頂きたい。（お世話係押し付け禁止もそうだが、要配慮児に合わせて活動内容を縮小すると言ったことは止めてほしい） ・外国人対応については、日本人の児童・生徒への負荷が過大にならないようにしてほしい。また、給食対応などはアレルギー対応以外一切断ってほしい。	誰もが容易にガイドラインの内容を読んでいただけるよう、策定後にホームページで公開するものについては、音声コードの活用など、工夫してまいります。 ガイドラインでは行動コンセプト4「子ども同士のつながりを大切にする」で、障害の有無や子どもの多様な背景や状況に関わらず、子ども同士が同じ学校、学び舎等の仲間として共に学ぶことで、多様性への理解を深め、偏見のない人間関係を育むことを示しています。 ガイドラインでは、支援が必要な子どもの学校生活については、学校と本人、保護者の合理的配慮の実施に向けた十分な調整が行われることを示しています。調整の要件には、他の子どもたちの状況も含まれると考えます。また、すべての子どもの意思や考えを聞くことを重視しています。 学校給食を通して児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るため、衛生管理の徹底や食物アレルギーによる事故防止等に取り組んでおります。今後も必要な対応を図りながら、子どもたちに安全で美味しい給食を提供できるよう努めてまいります。
2	特殊教育から特別支援教育制度の移行期と息子の教育期間が重なりました。 当時は心障学級がなくなるのではないかという空気に障害児の親は大きな不安を感じつつも、障害者の社会進出にも新しい流れが来るのかと思ったことを覚えています。 検討会では当初学籍一元化も視野に入っていたかと思いますが、当時は心障学級の対象となっていなかった発達障害児に配慮を届けるための制度改革が主な目的かと感じました。 新しい制度は通常学級の中で配慮を得られず、困っていた発達障害の子どもたちに心障学級の指導のノウハウを活かして支援をすることだと思いましたが、施行された後には少子化の時代に逆行するかのように特別支援学級と特別支援学校の在籍児童が増えるという事態になりました。 その頃から比べると、別の意味でも社会の多様性は広がり、障害のあるなしのみならず、多言語・異文化、LGBTQと、現実的には今の教育現場ですべてを内包するのは相当綿密な長期計画を立てなければ難しいと思います。 あるべき姿として、誰ひとり取り残さない社会・共生社会の実現はとても大事なテーマですが、そこをめざすためにはまず、教員・保護者に共生社会実現の重要性を理解してもらわなくてはならないと思います。 個別の配慮はあらゆる意味で提供されるべきで、たとえば学習能力がすごく高い子にもその子の意欲を成長させる指導スキルも必要であると思います。障害のある子には障害特性を理解したうえで、指導方法を考えられる方。多言語・異文化についても各々の文化に詳しい方。 個別の配慮をするためには15人ぐらいの少人数学級の編成。等々、人的配置に惜しみなく、予算を充てる覚悟がなければ、実効性は伴わなくなるのではないのでしょうか。 学習の場は学校だけではなく、フリースクール、通信制等々、教育現場の多様性もあるかと思いますが、基本的に義務教育は地元の学区で受け入れる。 受け入れたからには児童の評価については、どう考えるのか。一律、〇〇ができるか、できないかの評価をするのか。 個性を重んじ、個人の成長の様子を主とするのか。 ガイドラインは教育現場の当事者（児童・生徒だけでなく、教員、専門性を有する人、保護者、地域の人）が思いを共有できる、ものにしていただければと思います。	教員に対してはガイドラインの内容を確実に理解していただく機会として、研修を実施してまいります。また、ガイドラインは教員向けではありますが、多くの方に内容を理解していただけるような工夫を検討してまいります。 法令や文部科学省、都の通知に基づくことを基本としながら、人員と質の確保といった課題を踏まえ、検討してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
3	全体的には子ども主体の理念が大義として掲げられ、包括的な教育環境の充足と発展が謳われている温かな印象の素案です。一方で、具体策に欠けており理想論に終始している印象も受けました。現実的には大変に壁の高い課題が多く、現場で対応仕切れない案件も多いこととお察しします。 一点、視点を欠いているようで懸念した事項は、特に配慮の必要のない、障害を抱えていない児童の学力向上についてです。インクルーシブ教育によって社会性構築や偏見差別の減少には繋がると思います。特に小学校では社会性を学ぶことが重要な時期ですので、特性についての理解や偏見のない助け合える人間関係構築には大変助けになるとと思いますが、やはり現場では特性のある児童への配慮が優先となり、学力の向上は後回しになりがちになると想像します。 中学校では将来に向けて学力向上も重要となりますが、現状は家庭の経済状況に大きく影響され、学力格差が広がっています。その点も十分に配慮が必要であると思います。どこまでインクルーシブにするのかという具体的範囲が分かりづらいです。 以下は項目ごとの気づいた点です。 ① P5 、3行目 障害者を理由とした→障害を理由とした ②P12、コンセプト1.2.3.4 意思表示が難しい特性を抱える児童も多い中で、具体策が見えずやや綺麗事に感じました。 ③P13 OJT、off-JTという言葉の意味が分からない区民も多いと思われます。 ④P16 無償ボランティアに依存してはいけない案件だと思います。有償にして責任を負って任務につく職員を配置すべきだと思います。 ⑤P16 安全な通学の為の福祉タクシー利用助成制度は具体策として大変素晴らしいと思います。親の負担減も大切な事柄です。 ⑥P17-18 具体的でとても良いと思います。以上です。	ガイドラインでは、障害に限らず、様々な背景のあるすべての子どもの学びの権利を保障していくことを示しております。また、子どもの貧困対策については、教育の支援も含め、現在、区として別途、計画を作成しております。 ガイドラインの案の作成の際に修正、分かりやすい表記に検討いたします。 学校の状況を踏まえ、具体的に分かりやすい表現にしていまいります。 日本語を十分に習得していない児童生徒への通訳のあり方については、検討してまいります。 引き続き、子どもたちの学び、育ちのための施策を展開してまいります。
4	6ページでは、区の条例では障害のモデルについて、社会モデルがベースになっているとあります。今回のガイドラインでは、社会モデルの限界がある中、社会モデルに人権モデルの考え方も取り入れていることを明記できないでしょうか。実際9ページでは、人権モデルの記載があります。主流が社会モデルとありますが、今のトレンドは人権モデルではないのですか。 2、今回の改正は、子ども条例の改正、つまりは、子どもの権利条例案との整合性ははかっておりますか。 3、インクルーシブ教育が、外部から言われたからやるものではなく、心の底からいいなと思えるような工夫がもっと必要な気がします。ガイドラインの活用のところで、校長による読み上げの代わりに、例えば、最初はnhkの動画をみる https://youtu.be/Vh-8jzUzBZE?si=WUtLJ-JTwjBCMUYW などして、考えてもらうのはどうでしょうか。	現在の区の条例では社会モデルの考えを基本として、施策展開をしております。現時点では人権モデルを紹介し、今後、区他の施策との整合性を図っていく必要があると考えています。 子どもの権利条例案との整合性を図っております。 活用の方法は一例であり、効果的な研修の補法については創意工夫のもとで行う者であると考えております。
5	息子を持つ保護者の意見 インクルーシブ教育ガイドラインの素案について、以下の意見を述べます。 まず、この素案は「インクルーシブ」とは言えません。普通級、支援級、特別支援学校といった分類自体が、既に分離教育の象徴であるにも関わらず、そこは一切変えない形で話を進められており、「世田谷区がインクルーシブを推進しています」という表面だけを整えた印象です。 私の息子（知的障害のない軽度ASD）は、当初教育委員会の勧めによって特別支援学校に通わされましたが、息子に合わないため、現在は学区の普通級（と通級のみ）の世田谷区小学校に転校しました。支援員が少ないため、週2回、自費で療育のセラピストを雇って息子を授業のサポートしています（毎月約25万円の負担）。この経済的な犠牲にもかかわらず、息子が今の学校（普通級）を心から楽しんでいるため、この選択が正しかったと感じています。 以前通っていた特別支援学校では、先生方は優しくかったものの、知的に遅れがない息子は授業中に教室の隅でドリルをやられ、ほとんど放置されていました。同級生と会話もできない環境で、息子は非常に退屈していたようです。 現在の小学校では、通級はあるものの支援級はなく、支援が必要な子どもへのサポートが十分でない点もありますが、息子は普通級の子どもたちと分け隔てなく接していただいています。息子は無理に「普通」に近づけられることなく、ありのままの息子の個性として受け入れられています。担任や支援員もASDについてあまり詳しくない様ですが、だからこそ、積極的に私や療育先の意見を聞いてくださるなど、日々学びながら対応してくれています。これこそが本来の「インクルーシブ教育」ではないでしょうか。 また、就学相談時に支援級（小学校）も体験しましたが、そこでは「いかに普通の子に近づけるか」が目的のようでした。教師は、子ども達が整列や体育座りやダンスで普通級と同じ動きをできることを強調しており、個々の特性に寄り添うという姿勢は感じられませんでした。軍隊のような教育を目指しているかのようでした。 現在のインクルーシブ教育は、形だけのサポートで、実際には機能していません。教師も支援方法を理解しておらず、子どもたちを集団行動に適応させることにのみ焦点を当てています。結果的に、発達障害の有無にかかわらず、不登校が増えているのは、子ども一人一人の心を無視したコントロール型の教育が原因ではないでしょうか。 このガイドラインを作る際に、まず「インクルーシブ」という言葉の意味を再考していただきたいと思います。	区では、すべての子どもを包摂する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障してまいります。 特別支援学級や特別支援学校を望まれている方もおり、これらの現状を踏まえて排除することなく包含して、インクルーシブ教育を考えていく必要であると考えています。 さまざまな支援や専門家との連携により、インクルーシブ教育には必要であると考えています。 一人ひとりのお子さんにあわせた支援を行い、お子さんにあわせた支援、指導を行っています。 いただいたご意見は参考に致します。

No.	意見・提案	区の考え方
6	せっかくインクルージブ教育ガイドラインを作成するにあたりインクルージブ教育は、障害の有無に関わらず全ての児童生徒にむけてのものであることを理解していないように見受けられます。 合理的配慮は、分離にもなりかねません。同じクラス同じ学年同じ学校で共に遊び学び育ち合う環境をつくることこそインクルージブ教育です。全ての子どもたちにです。 事例がでていました 算数少人数クラスこそがランクに合わせて学びクラス、学年でのカースト制度を作り上げる最たるもののご存知でしょうか？ 算数少人数クラスは、廃止すべきです。 同じクラスのなかで互いに教えあうことは支え合うという点でも素晴らしいです。 支援級 支援学校と分けることなく障害のあるこも地域の普通級に在籍に毎日毎日一緒に過ごすことにより心も育まれます。 インクルージブ教育の先には確実に不登校が減り鬱病が減り社会がかわる 皆が生きやすい社会になると思います。 世田谷区のインクルージブ教育ガイドラインは今一度考えを総入れ替えする必要性があると思います。 せっかくの機会です。当事者の保護者 障害あるこや不登校のこの保護者を交えて 改めて話し合う必要性を感じます。	合理的配慮は法的にも定義され、共に学び、共に育つことを進める上では必要であると考えています。 少人数で行うことで、共に学び合い、子ども同士が教えやすい環境になるほか、一人ひとりにあわせてきめ細やかな指導が可能になることにより、理解を深める効果が高いと考えています。 ご意見については、本意見募集をはじめ、当事者の方からもお伺いしております。
7	障害のある子どもが世田谷区の普通学級に通っています。先日のシンポジウムに参加しました。 このガイドラインにインクルーシブ教育が広がる期待をしていましたが、残念ながら期待は裏切られたと思っています。 委員長のシンポジウム後半の質疑応答の発言は、私には障害者差別とも取れるものがありました。 「知的障害の子どもが普通学級にいても勉強がわかるわけがない」と発言されたことに驚きました。こんな差別発言を言う作成委員長に私が望むガイドラインは作れません。まるで分離教育を肯定しているとは思えません。作成委員に当事者、その保護者、インクルーシヴ教育の研究者を入れて、きちんと議論をし直すことを求めます。(年内の作成にこだわらないください) また、「インクルーシヴ教育に反対」「支援学級をなくすな」という特別支援教育推進派の保護者もありますが、国連の勧告に従い、共生社会実現に必要な「地域でどの子も一緒に育ち合うことを目指す」ということを教育委員会がこのガイドラインのビジョンに掲げてください。 社会モデルではなく、その一歩先の人権モデルの視点からこのガイドラインを作成してください。	現在の区の条例では社会モデルの考えを基本として、施策展開をしております。現時点では人権モデルを紹介し、今後、区他の施策との整合性を図っていく必要があると考えています。 今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。教育員会、学校現場の変革を図り、令和7年度よりガイドラインに沿った取組みを実施していくことが重要であると考えているため、今年度中の策定を予定しております。 教育委員会と学校は、すべての差別を取り除き、住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるような体制づくりや環境整備を進めていくことを基本理念として掲げております。 現在の区の条例では社会モデルの考えを基本として、施策展開をしております。現時点では人権モデルを紹介し、今後、区他の施策との整合性を図っていく必要があると考えています。

No.	意見・提案	区の考え方
8	国連勧告を受け、1－1「全ての児童生徒が安心できる 共に学び、ともに育つ」ことを目指して「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」を策定されたことに、まずもって敬意を表します。 また「子どもたちが決める」（コンセプト1）「子どもの自己決定」（コンセプト2）「子どもたち同士のつながりを大切に」（コンセプト4）を謳っていることも大いに評価します。サブテーマに～日々、問いかけていますか？「あなたは どうしたい？」～と書かれているのも、知久教育長の言葉も素敵です。「めざす姿」の冒頭に「差別」を持ってきているのも見識です。具体的な例を挙げているのも（内容に違和感のあるものもありますが）良いと思います。 このような行政文書を見たのは、眞面市人権宣言以来です。このガイドライン（素案）を出されたこと自体が、世田谷区の行政姿勢を内外に示すものであると評価します。 そのうえでこの「ガイドライン」をより良いものにするために、以下数点意見を申し述べます。 ・1－3，1－4で書かれている「当事者」を児童・生徒・保護者・教員としているのには賛成です。ただ、教育委員会は当事者ではないのでしょうか？区教委は直接現場にいらなくても、大切な当事者であり行政的には一番の責任者です。行政が何をするかを具体的に書いてほしいです。とりわけ「ダンピング」を否定されるなら、それに見合った環境整備は区教委の仕事だと思っています。具体的例示をお願いしたいです。 ・全体を貫かれている、「一人も取り残さない」とはどういうことでしょうか？現在の学校現場で多くの「登校拒否」を出している一つの元凶は、「取り残さない」という一見心地よさそうなフレーズです。「取り残さない」という上から目線の教員と「取り残されてはならない」という強迫観念に縛られた親（保護者）、そしてこの呪縛に縛られて「ついていけないと取り残される」と思い込まされている「被害者」としての子どもではないでしょうか？このような強迫観念から親も子も、そして教職員も自由になりませんか？ そういう意味での、おとなたちの具体的な「意識改革」の方法を記述いただきたいです ・文科省のインクルーシブ教育システムの「多様な学びの場」と、インクルーシブ教育で言う「多様な学び」とは根本的に違います。子どもたちを分けない同じ場所で、子どもたち一人ひとりのニーズに合った「多様な学び」を認め、一人ひとりにあった教育課程（カリキュラム）を用意するのがインクルーシブ教育です。そういう意味で日本の文科省の「インクルーシブ教育システム」は国連から否定されているのです。 3－2では「通常の学級で学ぶことを難しいと思っている子どもと保護者がいることや、すべての子どもが居住する学区の学校に行くことが当たり前であるという認識が十分でない教職員もあり、このような概念・発想を転換する必要があります」と書かれてます。その通りです。 今後世田谷区では、「多様な学びの場」を「多様な学び」に変更してください。 ・インクルーシブ教育実現のために、教員の意識改革はとても重要です。しかし素案では「教員の資質・専門性のさらなる向上」（4など）と書かれています。 「資質」とは何ですか？ものの本によると、その人が生まれつき持っている性質や才能のことだそうです。世田谷の教員には「生まれつき持っている性質や才能」が必要なのですか？ また「専門性」とは、特定の分野において深い知識や経験を持っていること、ともあります。世田谷の教員は「何の」専門家であるべきなのですか？私は大阪教育大の「養護学校教員養成課程」を出ました。一応センモンカでしょう。しかし学校現場では、大学で習った「専門的知識」は役に立ちませんでした。また私の「障害」のある友人は、「専門家は予測ばかりして、本人の役にたたない結論を出す可能性があります。その責任を誰が取りますか？」と言っています。 教員が教えてもらうのはやはり目の前の子ども、そして保護者に他なりません。少々の専門性など、今の親御さんは教員よりも持ち合わせています。教員に必要なのは「専門性」ではありません。子どもを尊敬し信頼し、子どもの大いなる力を借りながら自らも成長していくような教職員像を確立してほしいです。	2－4に「教育委員会の取り組み」として、保護者、学校、教育委員会が一体となった仕組みを構築していくことや、その他の重点取り組みを記載いたしました。また、第5章に「資料編」として、現在の教育委員会の制度を掲載いたしました。 「誰一人取り残さない」とは、多様なすべての子どもたちに学びの権利を保障していくことと考えております。また、2－5「行動コンセプト」を中心に、大人の意識改革について記載しております。 世田谷区では、子どもも大人も一人ひとりが学びの主体となり、自分の人生をデザインしながら自分らしく学ぶことが全ての学びの基盤となる、という考えから教育目標を設定しており、個に応じた多様な学びを推進しています。 教員が、子どもをありのままに受け止め、一人の人間として尊重し、子どもたちからも学びながら共に成長することができるよう、意識改革も含め、インクルーシブ教育を実践するための専門性を向上させてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
9	p. 2 子どもを信じて待ち、子どもと対話し、寄り添うことを重視しているのが大変素晴らしいと思います。 p. 3 (全ての子どもたちが背景や) 能力に関わらず、共に学成長することを旨とする、とされているのが素晴らしいです。一方、p. 15の事例4-2でコース分けがあたかも好事例のように紹介されていて一貫性がなく、趣旨が理解されているとは思えません。先般のガイドラインシンポジウムの質疑応答で作成委員長が「一斉授業の中で知的障害児はどうしたってできるようにはならない、テストでも内申書でも良い評価は得られない、分けられている方が安心できる」という意見を紹介し、知的障害児は分離する方向を示されていたことも大変危惧しています。東大名誉教授(学校教育学)佐藤学氏の『学力を問い直すー学びのカリキュラムへー』を区職員・教育長・教育委員・ガイドライン作成委員の皆さまが熟読されることを希望します。佐藤さんは次のように述べています。「『習熟度別指導』は公立学校が立脚すべき民主主義に反する差別的教育だからです。一つの教室や集団の中で一人ひとりの子どもが進度や能力に応じて多様な活動を展開することと、習熟度や能力に応じた集団やクラスに子どもを組織することとは決定的に違います。この違いが『習熟度指導』を導入する人にはまったくわかっていません。それほど民主主義の感覚が薄いのです。公立学校は、教科を学ぶ所であるだけでなく、多様な考え方や個性を学ぶ所であり、多様な能力や個性をもった人とともに生きる民主主義を学ぶ場所なのです。」(上記著書p. 49-50)。知的障害児もインクルードした上で、どのような学びのあり方がすべての子が共に学べるあり方なのかを試行錯誤していくことが肝要ではないでしょうか(インクルーシブ教育を受けることは全ての子の人権です。知的障害児には人権がないとお思いでしょうか?)。委員長の言葉はさらに、個別最適化でICT教育でタブレットで自由進度学習でそれぞれに合った問題を解いて…と続いていました。今の学習指導要領は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることを目標としています。これは、協働的な学びは必ずセットである必要があると中央教育審議会で強調され盛り込まれたからです。個別最適化ということがタブレットで個々のレベルに合った問題を一人ひとりがひたすら解く、というイメージで語られる場面は多いですが、今はだいが違うイメージの新しい実践が紹介されるようになってきました。『「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指して』(奈須正裕/伏木久始 編著 北大路書房)でも協働の学びが強調されていて、発売されてすぐ通販サイトで教育分野のベストセラーになっていました。若い先生は、今の学校のあり方や学びのあり方に危機感を持っている方も多く、これから大きく変わっていくような勢いがあります。協働的な学びというのは、ドキュメンタリー映画の『夢みる小学校』をご覧になった方はご存じだと思います。大人が用意した正解を答えられるのが学びなのではなく、子どもが生活や体験から関心・疑問をもったことを、それぞれの得意や好きなことを活かして、協力しながら探求する学びです。具体的には、ログハウスを作る・農作物を育てる・家畜を飼う・劇を作るなどのプロジェクトを子ども達自身が選び作り上げる授業です。頭でっかちではなく、身体性を取り戻した学びともいえる体験学習です。通知表はなく、教員と子どもは対等であり、子ども同士が学び合い、教え合い、育ち合うことが重視されます。こちらの書籍でも、『夢みる小学校』で紹介されている子どもの村小学校の実践が載っています。子どもの村小中学校にはわかりやすい障害のある子はおらず、発達障害とされた子が割と多く通う私立学校で、大変自由に見える小学校ですが、現行の学習指導要領に則った授業をしているので、公立で不可能というわけでもありません。実際、今年の春にNHKスペシャル『学校の未来』で協働の学びを行う公立小学校がいくつか紹介されていました。校長先生がやってみようと一歩踏み出すことで実現していけるスタイルであることがわかります。ただ、一クラスが20人程度の児童数になったらより実現しやすいことは確かで、息子の学校の副校長先生も20人程度だったら教員に余裕が生まれる、とつい最近話されていました。私はこれらの学校のあり方、授業のあり方が、知的障害児もインクルードした上で、ともに学ぶことを実現できる一つの方法だという大きな期待を持っています。 p.5 本文1行目 2013年制定の「障害者を理由とした…」は「障害を理由とする」の誤りかと思います。訂正をお願いいたします(「者」が不要、した→する)。 p.6 (2) 社会モデル 「障害者が直面するバリアは、私たちの意識を変えることや…」に「制度を変えることが欠かせず」と追加してください。 (3) 人権モデル 2段落目 「せたがやインクルーシブ教育ガイドラインでは人権モデルを目指します。」と追加してください。 p.7 (2) 合理的配慮 「配慮」という語が一般的であるものの、「調整」がより適切であることを明記してください。accomodationに配慮という訳語はありません。配慮という語を使うところに日本人の障害者を下に見る差別心が表れています。 p.8 「望む場で学ぶことを目指している」を「原則として同じ場で学ぶことを目指している」に変更してください。 p.9 このような歴史背景の中で…の段落 「既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図っていきます。」「一人ひとりがそれぞれに合った学びを同じ学びの場でできる教育が、インクルーシブ教育です。」素晴らしいです。ぜひ徹底し、実現していきましょう。協力を惜しみません。 p.10 最終行 「学ぶ場を選択できる」を「原則として同じ場で学べる」に変更してください。特別支援学級や特別支援学校を選択するのは自由があるからではありません。選択せざるを得ない状況におかれ、追い込まれているからです。通常学級が安心・安全・自由な場であつたら、行きたくない子、行かせたくない保護者はいるでしょうか? 通常学級がそういう場になったら、特別支援学級・特別支援学校、さらには私立学校を選ぶ子・保護者もおのずと減ります。 p.11 3段落目 「すべての子どもが同じ場で仲間として共に学び、(中略)同じ場で共に学ぶ仲間が…」素晴らしいです。ぜひ徹底してください。 4段落目 「現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます。」この部分は法律や文科省令等について述べているのかと思いますが、そうであれば明記してください。世田谷区としては既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図ることを、ここでも明記してください。 p.12 図コンセプト5 差別事例も共有してください。 本文コンセプト2 「子どもたち一人ひとりが意志をもって決めた」知的障害のある子や言語障害のある子、その他意見表明の難しい子にも意志があることを明記してください。 p.13 3 「喜びや失敗を積み重ねて成長していく子どもたちを信じて伴奏し、見守っていくことが必要です。」 4 「つ	現在の区の条例では社会モデルの考えを基本として、施策展開をしております。現時点では人権モデルを紹介し、今後、区他の施策との整合性を図っていく必要があると考えています。 ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步つ進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要である内容を記載しております。 知的障害児も含め、子どもたちの持つ背景や特性に応じた個別支援を行い、協働的な学びにつなげられる、教員としての専門性を絶えず向上させるとともに、必要な環境整備について東京都への働きかけも含め、取り組んでまいります。 訂正いたしました。 既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、地域共生社会の実現に向け、一步步つ前進させていくことを記載しております。 私たち一人ひとりが、誰もが基本的人権を生まれながらにして持っていることを認識し、インクルーシブ教育の意味と意義を理解し、実践していくという意識に転換していくことを記載しております。 合理的配慮は固定的なものではなく、建設的な対話に基づいて支援の在り方を変更したり調整したりする柔軟さが大切であることを記載しております。 居住する学区の学校に行くことを基本としていることを記載しております。 居住する学区の学校に行くことを基本としていることを記載しております。 「現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます」は削除いたしました。また、2-2において、既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図ることを記載しております。 「2-5行動コンセプト1」において、子どもの自己決定を促すことが必要であることを示すとともに、子どもたちの中には意思表示が難しい子もあり、まず彼らが自分の意思を伝える方法を見付けるための支援が必要であることを記載しております。 インクルーシブ教育支援チームとして、元教員と教育支援スクールソーシャルワーカーがペアを組んで学校を巡回し、インクルーシブ教育の視点を持って、児童・生徒の支援や配慮に関する助言を行うことを計画しております。支援チームの専門性 事例の意図が伝わりにくいため他の事例に変更しました。に向けては、外部の専門家等による定期的なスーパーバイズを受けるなど、一步步つ取組みを進めてまいります。 事例の意図が伝わりにくいため修正し、新たに「子どもたちのつながり」の事例として掲載いたしました。 インクルーシブ教育支援チームとして、元教員と教育支援スクールソーシャルワーカーがペアを組んで学校を巡回し、インクルーシブ教育の視点で、児童・生徒の特性や状況を把握して支援や配慮に関する助言を行ってまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
	ながりを大切にすることで」素晴らしいです。ぜひ徹底し、実現していきましょう。協力を惜しみません。 5 「全教員が特別支援教育や…専門性を絶えず向上させていくことの必要性を…」全ての教員に研修も必要かもしれませんが、OP/OT/STが学校に常駐しその専門知識を教職員と共有することが必要ではないでしょうか。海外（アメリカ、カナダ）や日本でも実践例がありますので、ぜひ学んでいただきたいです。沖縄の事例『学校に作業療法を』（仲間知穂 著、こども相談支援センターゆいまわる 著 クリエイツかもがわ）岐阜の事例『すべての小中学校に「学校作業療法室」 飛騨市の挑戦が未来を照らす』（塩津裕康 監修、大嶋伸雄 他著 クリエイツかもがわ） p.14 4-1 2段落目「非常勤看護師が配置されるまでは、保護者に校内で待機していただきました。」これは良くない事例として明記してください。この事例のポイントで、「○支援する人材（看護師等）との連携」のところを「…人材の確保と連携」とし、不在や休みの場合他の人材が替われる仕組みを作ってください。大阪府豊中市が私立病院と連携して看護師を派遣する好事例がありますので、実践していただきたいです。 p.15 「特別支援学級の子でもできる遊び」の「でも」のところが非常に差別的な意識の表れであり、それを認識していないことの表れであり、差別を助長する表現であると感じます。話し合いを重ねていくうちに考えが変わっていったという事例だとは思いますが、もっとわかりやすく差別であることを明記していただきたいです。 p.18 ※のところ 「特別支援コーディネーター等から…」 特別支援コーディネーター経験者から実践例を共有することは大事だと思いますが、特別支援コーディネーターの役割と名称をインクルーシブ教育コーディネーターに変更してください。支援が必要なのはすべての子であるという意識が必要だと思います。全ての子が気軽に支援を求めることができる環境にしてください。	
10	世田谷区に私の妹家族が居住しているので、やむにやまれず、二つの意見を述べさせていただきます。ガイドラインの中に、特別支援学級に在籍している人数が660人、特別支援教室に在籍している人数が1782人とありますが、インクルーシブ教育の基本は、両者をゼロにしていく事こそ最大の目標だと認識しています。そのためには、今ある就学手続きを根幹から変えないと、実現できません。全ての児童生徒が通常学級に在籍するための制度的方策を作っていく事以外には手立てはありません。この部分に手を付けないでは「共に学び共に育つ世田谷の教育」は絵に描いた餅で。実現できません。解釈を変えることではなく、区の教育支援委員会を解体していただきたいです。以上が、1点目の要望です。2点目の要望は、看護師配置がある医療的ケア児の人数が14人という事ですが、この点について宿泊を伴うすべての学校生活において、保護者の付き添いが一切ないようにという点を明記していただきたいです。もちろん校外へのバスでの移動時には、リフト付き観光バスを完全に利用し、差額は行政負担としていただきたいと考えています。そして、エレベーター設置など学校のバリアフリー化を100%にしていきたいです。以上2点の意見を述べさせていただきます。 最後に、毎日の授業内容では、一時間のうち、10分以上は、共同学習が成立するようにしていただきたいと考えています。それをしない事には、障害のあるお子さんたちは、退屈で、他のお子さんたちと関われない授業になってしまいます。私の甥は、脳性小児まひでしたが、地域の小学校、中学校、高校で通常学級の中で、学びました。車いすの彼は、高校では、友達と映画を見に行ったり、家に遊びに来たりする関係性が作れるようになりました。それは彼が、通常学級に入って学校生活を過ごしてきた結果です。学校卒業後も地域で友達と日常的に会話を交わせるそういう姿を実現していただきたいと思います。	就学相談については、お子さんと保護者の意向を尊重して丁寧に進めるとともに、相談内容を就学後の支援に活かしていけるよう、教育委員会、就学先の学校、保護者とお子さんとの連携を密にまいります。 夜間の医療的ケアについては、夜間の健康状態を学校医療的ケア看護師が把握していないことから、保護者の方に丁寧な説明のもと、付き添いをお願いしております。今後、看護師による夜間の医療的ケアの完全実施について研究してまいります。 各学校で行われている交流及び共同学習を、週の授業時数の半分に近づけることができるよう取組みを進めてまいります。
11	この素案は区長が22年議会答弁した「前略～国連障害者権利委員会による勧告と『私たちことを私たち抜きで決めないで』というこの大変有名になった国連で論議してきた障害者権利条約の合言葉を十分踏まえて、勧告の趣旨をとらえながら、インクルーシブ教育や地域共生社会の実現に全力をあげてまいります」に沿ったものになっているとは思えません。 障害のある子どもの就学先は本人保護者の意向が優先されているのに、教育委員会や学校、教員から受けた差別的対応に苦しむ声が世田谷区の相談会にたくさん寄せられます。 就学に際しては本人保護者の意識を尊重するとなってから何年経っても本人保護者が願っていない方に誘導されたり、それに反して就学すると合理的配慮が提供されないと言うような差別があります。合理的配慮の不提供が差別であると言うことが、この素案の5頁1「差別」とは？に記入がない事も問題です。その定義無くしてどんな意識改革をするのでしょうか。 特別支援教育の多様な学びの場があるのにと言う意識に基づいた言動は、この素案にあるような意識改革だけでは教員自身の資質や個人差もあるのでなくならないし、その個人の当たり外れも出てきてしまいます。障害による差別的対応が人権侵害であるということにもこのガイドラインには触れていません。特に学校は公的機関なので差別解消法施行当初から合理的配慮の不提供は差別であったのに堂々で行われてきました。今こそガイドラインでそうならないように具体的に制度を変える必要があると思います。 シンポジウムで委員長は制度を変えるのは大変だと言いましたが、国の制度改定を待たなくても、基礎自治体で変更できるものはあり、「就学相談」「就学通知」「合理的配慮の提供」「共生社会とのつながり」等はしっかり書き込んで下さい。	ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要であることを記載し、「合理的配慮の提供」「共生社会とのつながり」に関する記載を修正しました。 教育委員会ではインクルーシブ教育を一步步進めるために、教育委員会及び学校の体制強化や、本ガイドラインによる学校現場の変革を目指して準備をしており、区長の答弁に沿ったものであると認識しております。 合理的配慮の不提供が差別であることについては、記載内容を検討してまいります。 障害による差別的対応が人権侵害であることについては、記載内容を検討してまいります。 教員向けのインクルーシブ教育ガイドラインである点を踏まえ、記載内容を検討してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
12	「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」を拝見いたしました。「世田谷のインクルーシブ教育の基本理念、『誰一人取り残さない教育』を基本に、すべての子どもを対象に、共に学び、共に育つための質の高い教育を保障していくこと」には、とても共感いたします。さらに、「エクスクルージョン（排除）されることもなければ、インテグレー（統合）やダンピング（投げ入れ）」といった見かけ上の同じ学びの場での学びではなく、一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場でできる教育が、インクルーシブ教育」であると明記されている事もとても共感いたします。インクルーシブ教育だからと言って、困り感を持った子どもが大人数の教室に入れられ、居心地の悪い思いをしているのでは、質の高い教育には繋がりません。 私は、区内の通常学級、支援学級、支援学校を見学したことがあります。知的障害を抱える子どもたちも、できないと決められて差別的に学習する機会を奪われるのではなく、義務教育にあたる基礎的な内容の初等・中等教育は受ける権利があると考えています（「誰もが（万人に）等しく教育を受ける権利」）。一回の授業では、理解できる範囲が限定的かもしれませんが、基礎的な理科や社会を含む学習は、ひいては自分の身を守る、さらには他者をも守る事につながっていくと思います。また、障害を持たない子どもたちにとっては、障害のある子どもたちが身近にいることで、どのような困難さがあるのか、どのように対処できるのか等を共有することができます。このことは、これからのインクルーシブな社会構造を考えたとき、共生社会を目指していく上で、とても大切なことになってくると思います。共に学び、共に育つことは、一回だけの車いす体験や、一時間だけの障害を持っている方のお話よりも、有効な道徳教育・人権教育になるのではと考えます。「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」には、知的障害を抱えた子どもの例えや事例がありませんので、これから補足してほしいと思いますが、例えば、教科書の文章には行間・語間を空けて読みやすくする、難しい言葉を分かりやすい言葉に置き換えるなどが、挙げられると思います。 ところで、この「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」は、世田谷区教育委員会が「先生方の教育実践の道標」となるように作成されたということですが、教育委員会内ではこのインクルーシブ教育の基本理念が十分に認識されているのでしょうか。私は、就学の際、教育委員会に教育相談をされたという保護者の方々のお話を多々聞いていますが、この教育委員会の教育相談が、保護者にとって時間的にも精神的にもとても負担になっているように思います。「全ての子どもが居住する学区の学校に行くことが当たり前である」という認識のもと、なぜ、相談をすると、教育委員会の判定をもとに、支援学級を勧められたり、支援学校を勧められたりするのでしょうか。このような対応では、残念ながら、世田谷区教育委員会がインクルーシブ教育を理解・推進しているようには、見受けられません。教育相談のあり方、判定の仕方、既存の制度を至急見直すべきではないかと思います。例えば、子どもとご家族の希望が教育委員会の判定に反している場合、3日間、希望する学校の体験が課されると聞いております。その学校体験が、その子どもを受け入れるにあたり、どのような支援・配慮が必要か検討する機会であれば有意義であると思いますが、その希望を拒否するための判断材料であってはならないと思いますし、そのような意図の体験であれば廃止するべきだと思います。本来、インクルーシブ教育を推進している教育相談とは、「全ての子どもが居住する学区の学校に行くことが当たり前である」という認識のもと、「子どもと保護者がより自由な意思で」選択した学ぶ場に、どんな支援が必要なのか、どのような配慮をすべきなのか、児童・生徒が自己肯定感を保ちながら「質の高い教育を」受けるために、どのように環境を整えていくのか、を相談する場ではないかと思います。また、教育委員会の職員の方も、スケジュール調整など多大な業務でご苦労をされていると思います。保護者の方からは、業務過多のようでも必要書類に関してもなかなか手元に届かない、などのお話も伺っております。ぜひ、この差別ともとらえられる、子どもを分ける教育相談・学校体験をやめていただき、そこに労力とお金をかけるのではなく、インクルーシブな学校現場での子どもたちの対応・質の高い教育に多く向き合ってほしいと思います。 「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」のインクルーシブ教育の基本理念は、世界の動向を見据えた、これからの共生社会への道しるべになっていると思います。ぜひ、この、世田谷区の「誰一人取り残さない教育」を基本としたインクルーシブ教育の基本理念をもとに、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、多様な背景の全ての子どもが、望む場で学ぶことを目指し」実行してほしいと思います。 （「 」は「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」からの引用です。）	知的障害のある子どもについての事例を加えました。 教育委員会事務局職員への理解促進も進めてまいります。 就学相談・体験入学については、これまでにいただいている意見も踏まえ、就学先について悩まれているお子さんと保護者のお話を伺いながら丁寧に進めてまいります。 個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、区は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまります。また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、望む場で学ぶことができるようにしていくことが重要であると考えております。

No.	意見・提案	区の考え方
13	今回、世田谷区がインクルーシブ教育ガイドラインを策定する準備を進めていることについて障害児保護者の立場から意見させていただきます。 ガイドラインの素案に目を通し、先月のシンポジウムにも参加しましたが、作成委員会、教育委員会が知恵を絞って作り上げたものには偏り、誤りがあり、内容も薄いものという印象です。 まず、「誰一人取り残さない教育」を基本にすべての子どもを対象に「共に学び、共に育つための質の高い教育を保障していく」ことが区のインクルーシブ教育の基本理念であれば、ガイドラインそのものに多くの文字数、枚数を必要としないと個人的には思っています。具体的な支援例等は専門的知識を持つ専門家の方々が「実践編」のような形でまとめ、ガイドライン自体はできるだけシンプルに、「なぜ、インクルーシブ教育が共生社会に繋がる教育を子供たちに授けることができるのか」ということをポイントに、現在障害を持つ子供が受けている差別を解消し、分離教育からの脱皮を図るのだという意識を区として明確に打ち出していくべきではないでしょうか？ 作成委員会は「交流」という例にも触れていましたが、「交流」という言葉にはそもそも異なるもの同士を混ぜるという意味合いがあります。ここに既に差別的意識が含まれているということを感じられないのでしょうか？この時点で国際基準のインクルーシブ教育の理念からは乖離しているとしか言いようがありません。 また、素案では「教員の意識改革」と掲げていますが、その前に「教育委員会の意識改革」が必要という印象をシンポジウムを通じて感じました。先日のシンポジウム閉会前の質疑応答で出た保護者、関係者からの心の叫びとも言える強い意見も教育委員会側はあまり聞く耳を持たない様子でした。このガイドライン作成の話し合いの場に当事者を迎え車座での対話を持つ意気込みを見せてください。でなければ「こんな内容なら作らないでほしかった」と言われるガイドブックに終わることが目に見えています。 インクルーシブ教育に疑問を持つ保護者、教員、関係者もいるでしょう。子供によっては特別支援学校、特別支援学級に在籍することで安心感を得られるお子さんもいらっしゃるでしょう。それをすべて否定しようという訳ではありません。しかし、基本はどの子ども地域の学校に通うこととし、希望すれば支援校・級の選択も可能、とするべきではないでしょうか？特別支援教育を推進すればするほど「分けることが当然」という空気が強くなります。 私事で言えば、息子が生まれ障害を持っていることがわかった時に「人生終わった」という思いに突き落とされました。それまでは自分なりに目標に向かって努力することで、多少の挫折はあれども、結果で報われる人生を送っていましたが、障害児を持つことで自分のすべてが否定されるような感覚とでもいいますか、、、。これは今になって思えば、この国この社会が障害者に冷たく「障害者を生産性のない無駄な存在なのだから社会から分けられて当然」と見ていることをそれまでの人生の中で感じていたからなのだと思います。この現実を誇れますか？そのような社会に生きていること、そのような社会を作る一端を担っていることを恥じませんか？このような社会は障害者だけではなく様々な社会的弱者に冷たい。不登校児の数も益々増えていくでしょう。そんな社会で「幸福度が高い国」と胸を張って言えますか？ このガイドラインは作成に関わる方々の人間力が試されるものだと思います。	本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践していく学校や先生方をサポートし、行動につなげることのできるものとして、策定するものです。 そのためガイドラインには、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、実践例など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要だと考えております。 障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、インクルーシブ教育を推進していくための一歩として大きな意義を有するものであると考えております。 ガイドラインの策定に向け、区民意見募集や作成委員会における傍聴者からのご意見、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通じて、様々なご意見を伺っております。 区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまります。また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、望む場で学ぶことができるようにしていくことが重要であるとと考えております。
14	世田谷区が「誰ひとり取り残さない」インクルーシブ教育に取り組んでいること、とても素晴らしい施策だと思っています。但し、先日のシンポジウムにもオンラインで参加させて頂いたのですが、当事者視線や意見が感じられないという印象が否めませんでした。 また、現場の先生たちへの負担が大きく感じ、もっと教育委員会が「幹」となって現場を引っ張っていったほしいです。いきなりパーフェクトなものでなくてもいいと思います。現場の声を吸い上げ、社会の動きも取り入れてアップデートしていった下さい。 障害を持つ子ども、外国ルーツの子ども、全ての世田谷の子どもたちが一緒に学び、多様性のある社会の中でどう共生するかを子どもたちが学べる世田谷区になってほしいと思っています。	ガイドラインの策定に向け、区民意見募集や作成委員会における傍聴者からのご意見、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通じて、様々なご意見を伺い、案へ反映いたしました。 教育委員会は、学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるための土台（基盤）を強固にするため、学校、区長部局、関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用と、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築や運用、合理的配慮への理解促進と提供、子どもたちの実態の把握や実態に基づいた教育活動及び支援がされるよう、取り組んでまいります。 ガイドラインの策定に向けては、区民意見募集のほか、学校への訪問による子どもや学校関係者へのヒアリング等を通じて、様々なご意見を伺いました。日々の活動の中で課題の把握、解決、実践を繰り返していくことで現場も変化してくことを踏まえ、ガイドラインもまたバージョンアップが図られるものであり、策定後も柔軟性をもって本ガイドラインの運用を行ってまいります。
15	副題はインクルーシブのガイドラインなので、「あなたはどうかしたいか」ではなく「共に学び、共に生きる世田谷へ」がいいです。自己決定権は「子どもの権利条例」（子どもの権利条約）の話。 「誰ひとり取り残さない」の意味は、同じ場から排除されてきた障害児、安心してられないマイノリティの子ども達を包摂するための言葉で、「誰も落ちこぼれない」という個人に寄った能力主義の言葉ではありません。できようが、できまいが、人々が助け合って生きるための言葉です。 教員の意識改革のみならず、制度が「原則分離」状態のままでは、教育委員会の責任が問われます。「行動コンセプト」は、「就学相談」「就学通知」「合理的配慮の提供」を明記するべき。現場の努力に丸投げ、意識改革だけではダメだと思います。 「交流及び共同学習」はインクルーシブ実践例ではなく、むしろ「別の場所の子ども」という意識を受け付ける差別事例です。親のつきそいや、心ない言葉、良かれと思っている差別事例を掲載しないと、「差別とは何か」がわかりません。当事者の忌憚ない意見、声を聞くべき。 国連の勧告を真剣に踏まえた、文科省の「インクルーシブシステム」とは違うということを明確に示したほうが新しいし、評価されると思います。文科省にそうとみっともないです。 9ページの特別支援学校や学級、不登校特例校がある図はインクルーシブガイドラインには不適切。すぐになくなることはないでしょうが、このガイドラインに書く必要はなし。	ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步つ進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要であることを記載しております。 副題は「子どもの主体的な成長を促す教育をしますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 「誰一人取り残さない」とは、多様なすべての子どもたちに学びの権利を保障していくことと考えております。 教員向けのインクルーシブ教育ガイドラインである点を踏まえ、記載内容を検討してまいります。 障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、インクルーシブ教育を推進していくための一歩として大きな意義を有するものであると考えております。 「2－1 インクルーシブ教育をより理解するための基礎知識」において、国連・障害者権利委員会の日本政府報告に対する総括所見を記載するとともに、本勧告の趣旨を内容に反映しております。 削除いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
16	最初の挨拶は外部の有識者ではなく、区長にするべき。区が外部に責任を放棄しているように見える。区長は議会でも「国連勧告を受けて真のインクルーシブを実現する」と言っていましたし、全国的な就学運動になる契機となった金井さんもよく知っています。人権獲得の歴史にも触れられる素晴らしい「宣言」（挨拶ではなく）を書いてくれると思います。書いてもらわないのは、もったいないです。 理念を説明する部分はガイドラインにして、インクルーシブ事例、差別事例を掲載する部分は増刷できるようなガイドブックにして、区の研究、教員の研修に役立たせるべき 差別の説明が短すぎです。他国のガイドラインでは、「直接差別」「間接差別」（一見、公平、平等に見える基準が差別になるもの）「知覚的差別」（思い込みによる差別）「関連差別」（本人以外、家族や関係者まで及ぶもの）「ハラスメント」「合理的配慮の不提供」「差別の申立を抑圧する差別」（トーン・ポリシング）差別があったときの調査機関の説明などが必要 教育長の挨拶には「障害のある、なしにかかわらず多くの子どもが同じクラスに在籍」とありますが、多くの子どもが分離され、いる親御さんも、ちょっとしたことで、支援級や支援学校がすすめられています。 インクルーシブ教育の教員の専門性とは、「差別をしない」です。人権獲得の歴史、障害者権利条約、国連勧告、差別事例の人権研修をすること。 9ページ「ダンピング」については、区の責任が重要。現場を助けるために区が制度改革や環境調整をいかにできるか書くべき。 3/18の委員会で教育委員会は「体験入学」を人権侵害と認め、ガイドライン策定のなかで、しっかり検討すると答弁しています。就学相談、就学通知の部分を変えるということをしっかり書くべき。 9頁では「新たな制度への再構築」とありますが、11頁では「現在の制度では何ができるか」とあります。世田谷の教育委員会が何をして、何に責任を持つかが書かれていない。制度改革、環境整備をすすめていくことをしっかり書くべきです。 世界の潮流は「インクルーシブ教育」であり、文科省の「インクルーシブシステム」は分離で差別です。恥ずかしくないものを作ってください。	本ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步つ進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要である内容を記載しております。 「はじめに」を新たに設置し、区長と共に区の教育の方向性を定めた「世田谷区教育大綱」との関わりを記載いたしました。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践していく学校や先生方をサポートし、行動につなげることのできるものとして、策定するものです。そのためガイドラインには、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、実践例など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要だと考えております。 差別の説明については、記載内容を検討してまいります。 本ガイドラインを活用し、教職員や支援員、教育委員会事務局職員のインクルーシブ教育の基本理念への理解を深めてまいります。 本ガイドラインを活用し、教職員や支援員、教育委員会事務局職員のインクルーシブ教育の基本理念への理解を深めてまいります。 ダンピングにならないよう、教育委員会の重点取り組みや学校における行動コンセプトを定め、一步步つ進めてまいります。 教員向けのインクルーシブ教育ガイドラインである点を踏まえ、記載内容を検討してまいります。 教育委員会の重点取り組みや現在の制度を記載いたしました。 すべての子どもを包摂する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していきます。既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一步步つ前進させてまいります。
17	大きな視点では良いことをおっしゃっていると思います。ただ、それが個々の事例となると私の目には問題点があると感じます。例えて言うなら、「正義」の大切さを説いてますが、その「正義」の指し示すものが違うように感じます。 4－1 「児童は定期的～保護者に待機していただきました」は入れるべきではないです。これは入れることによって、保護者が注射の為に待機することが当然のこととされかねません。配置されるまでは保護者の協力を仰ぐのが当然という状態を助長するものです。 このような事例で良いものとするのであれば、「入学前の〇月〇日の時点で、保護者と学校で連携し事前の打ち合わせがあり、非常勤看護師・支援員等の配置は入学時には準備がなされていた」というものだと思います。現状の入学直前に顔合わせするような状態を恥じてください。「新学期になってから手配しているので、まだ手配出来ていません。」というのを当然のようにしているこんなものを実践例にしないでください。 4－2と4－3 支援学級や交流学級に分離をするというのは、まさに” 大人が「～である」”（p 2 5行目）とこのガイドラインで否定している内容です。そんなものを好事例に持ってこないでください。良いことを言うておいて、解釈の部分で曲げようとししないでください。 4－3 「特別支援学級の子でもできる遊び」として、わざわざ特別支援学級があることを正当化する必要はどこにあるのでしょうか。ここは「誰でも出来る遊び」にするか、（わかりやすくする為に100歩譲って）「障害のある生徒・配慮の必要な生徒でも出来る遊び」などにすべきではないでしょうか。話の構造として、誰でも出来る遊びをやるのではなく、やりたい遊びを誰もが出来るように工夫するというのはいいものだと思います。	事例の精査を行い、記載を修正しました。 保護者の協力をお願いする記載については、修正を検討してまいります。 障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、インクルーシブ教育を推進していくための一歩として大きな意義を有するものであると考えております。 事例の内容や文言等について、整理・修正いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
18	障害のある子どもを小学校の普通学級に通わせている保護者です。 以下、ガイドライン（案）に関して記します。 ・冒頭の教育長あいさつですが、後半部分に「これまで以上にインクルーシブ教育を推進していく」と「インクルーシブ」の単語が登場しますが、インクルーシブ教育のガイドラインであるならば、初めにインクルーシブの指針や方向性を端的に明示すべきだと感じました。何のためのガイドラインなのか、わかりづらい印象を受けました。 ・ガイドラインの副題「日々問いかけていますか？あなたはどうか？」とありますが、これはインクルーシブの副題なのでしょうか。 インクルーシブで一番大切なのは「共に学び共に育つ」環境を整備することだと思います。障害のある子は問いかけられる場からも排除されてしまうことが多いと思います。親も子ども当たり前に存在できるインクルーシブな環境を整えることが第一に大切だと考えます。副題をつけるのなら「共に学び共に育つ」が入るべきだと思います。 ・実践事例をまとめた資料は必要不可欠だと感じますが、方向性を示すガイドラインとば別仕立てでいいと思います。いい事例、よくない事例は子供や保護者に対してじっくり継続的に聞き取りを行い、取りまとめ、共有して欲しいです。内容は更新していくことが必要だと思います。 ・実践例4-2.4-3の内容は特別支援教育の実践だと思います。インクルーシブの実践例として、普通学級に在籍し、共に学んでいる事例が必要だと思います。 ・障害のある子どもを小学校の普通学級に通わせている中で、実際に教員の意識改革の必要性を感じる場面がありましたので、一部事例を記載します。 ①「本人のために」と言って特別支援教育を進める。 小学校へ入学して早々、校長先生から「本人のためにも就職を見据えた学校選びをすべきである」と特別支援教育を勧められ、その後もしばらく学期ごとの面談でも特別支援教育を進められました。担任からも度々「特別支援を受けた方が本人の力を伸ばせるのでは」という言葉をかけられました。 世田谷区では就学にあたり親の意見が尊重されますが、就学した先では、「本人のためを思って」と特別支援学校を勧めることが実際に起こっています。 教員に悪気があるわけではなく、本当に本人のためにと考えて言っている様子ではありますが、親は望まない助言と考え方の隔たりに苦しむことになります。 障害があっても地域の学校に通う権利があること、学校には合理的配慮をする義務があるということは基本になると思いますので、周知徹底を望みます。 ②障害児の親に付き添いを求める。 世田谷区では親に付き添いを求めないことになっていますが、現場の先生はそのことを知らず当然のように親に付き添いを求めてくることがあります。安易に付き添いは求めてはいけなことを周知徹底してほしいと感じます。 校長先生や担任により対応が変わることはよくあります。どの学校であっても、どの先生であっても、基本的な対応にバラつきがなく、障害のある子が普通学級でも安心して学ぶことができるように、教員の意識改革を進めていただく必要があると思います。 インクルーシブ運動の発祥の地は世田谷区だと聞いています。 障害のある子どもを普通学級に通わせやすい環境を作っていただいていると感謝しておりますが、更に、世田谷区が都や国に先駆け、特別支援教育の充実ではない、国連勧告を踏まえたインクルーシブを推進し、インクルーシブが当たり前の社会を実現してほしいと切に願っております。	「はじめに」を教育長あいさつの前に設置し、区長と共に区の教育の方向性を定めた「世田谷区教育大綱」との関わりを記載いたしました。この教育大綱を受け、教育振興基本計画、せたがやインクルージョンプランにおいて、教育委員会と区は、インクルーシブ教育の推進を重点取組みとして位置づけ、その方向性、取組み内容を明らかにしております。 副題を「子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」といたしました。 教員が現状を正しく認識し、学校の積極的な取組みにつながるような内容、構成を検討してまいります。 事例については、内容や文言を整理・修正いたしました。 本ガイドラインを活用し、教職員や支援員のインクルーシブ教育の基本理念への理解を深めてまいります。 事例については、内容や文言を整理・修正いたしました。
19	まずは、このようなインクルーシブ教育のガイドラインを策定しようという区の前向きな姿勢に心から賛同します。世田谷区のガイドラインが是非、他の地域のロールモデルになっていくよう、国際的な基準からも引けを取らないガイドラインになることを切に期待しています。 以下、ガイドラインを読んでの意見・提案を記載させていただきます。 ○(p.6)『世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例では、 障害の社会モデルの考え方に基づいている』とありましたが、今国際的には『人権モデル』も考え方に基づいているのが一般的ではないでしょうか。世田谷区の条例はぜひ国際標準に基づいて欲しいと考えます。 ○(p.8)「すべての子供が居住する学区の学校に行くのが当たり前とっていない教職員がいる」というのは実体験を通じてその通りだと思いました。そのような意識を持っている先生方もいれば、通常学級に進みたいと希望している保護者に対して、学校見学の際に当たり前のように「特別支援学級」や「特別支援学校」を勧めてくる教員の方がいて、非常に残念に思いました。p.18に「自己研鑽」の記載がありましたが、意識改革は、自己研鑽や任意の研修だけでは難しいと感じます（そもそも意識が低いので自分自身で勉強しようなんて思わないからです）。インクルーシブ教育について、世界的に進んでる国の事例や、基本的なインクルーシブの考え方を、区は全教員の方に任意ではなく必須の研修として（もちろん業務時間内の研修として）機会提供していただきたいです。 ○(p.14以降)事例について：こちらの事例には、ぜひ当事者からの声や実体験も載せていただきたいと思いました。 ○(p.17)最下段に「第4`6回は特別支援教室や特別支援学級の教員から・・・」とありますが、その中に、” インクルーシブに取り組まれている通常学級の教員” の方も入れていただきたいです。私の子供の担任の先生は通常学級の1先生ですが、とてもすばらしい姿勢でインクルーシブ教育に取り組まれており、どのような子も同じ教室にいるのが当たり前ということをお子たちにも率先して態度で示してくださっています。そのことが、子どもたちにもとても良い影響を与え、クラス全体がとても優しく、素敵な教室になっていると感じます。 ガイドラインを実施するにあたり、先生方に理想だけを投げず、ガイドラインで目指す姿が実践できるような教職員のより良い労働環境の整備も非常に大事だと思います。（民間企業で働く身ですが、社員一人一人が身も心もゆとりをもって生き生きと仕事ができることは、良いoutcome, serviceを生み出すためにとても重要です） 本ガイドラインが素晴らしいものとなりますよう、祈念しています。	現在の区の条例では社会モデルの考えを基本として、施策展開をしております。現時点では人権モデルを紹介し、今後、区他の施策との整合性を図っていく必要があると考えています。 教員それぞれが役割やキャリアに応じて少しずつ力を高め、問題解決もできるよう、様々な研修を組み合わせ実施してまいります。 ガイドラインの策定に向け、区民意見募集や作成委員会における傍聴者からのご意見、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通じて、様々なご意見を伺い、案へ反映いたしました。 児童生徒が共に学び共に育つ実践をしている通常の学級、教育委員会の専門チームの実践例を共有する機会の設定について記載いたしました。 教員の働き方改革についても、今後の計画の策定を進めており、同時並行で進めてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
20	豊中市で元中学校の教員をしていました。 「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を読ませていただきました。「ともに学び、ともに育つ」教育の50年にわたる積み重ねをしてきた豊中市でさえ、このような「ともに」の素案を教育委員会としてパブコメ提案されてきたことに敬意を表します。とりわけ、教育長の申される「（わたしたち大人は）子どもが決めたことを子どもと一緒に実現するために、見守り、伴奏することが求められている」といった観点は、「子どもの権利条約」を踏まえられ、国連勧告に沿われたものだと思受け止めました。 ただ、「誰一人取り残さない」教育という観点がガイドラインの基本筋として記載されていますが、NHKバリバラコメンテーターの玉木幸則さんも指摘されるように、「上から目線」のたてかたであって、「誰一人取り残されない」という多様な背景をもつすべての子どもたちが尊重される教育の基本的な立て方が大事ではないかと思います。 また、第4章「実践のポイント」として6例を課題として挙げておられます。「例」ということですので、さまざま職場状況に合わせられながら、「ともに」の追求を具体的にのべられていて、教育委員会としての覚悟や決意を感じました。ただ、例2や例3の説明は、教育長が述べられている「世田谷区では現在、障害のあるなしにかかわらず、多くの子どもが同じクラスに在籍しています」からは大きく「ともに」の観点から外れていると受け止めました。 「交流学級」（最初から「交流」であって、「ともに」ではない）と「特別支援学級」と二つの教室が分けられていて、「別」であることが前面に打ち出されているように思いました。「単元や授業のねらいに合わせて調整を図ることが大事です」ともあって、その調整は「ともに」から外れ「別」での学びとなってしまいます。「ともに」の場での学習をすすめるための調整でぜひあってほしいと思いました。それは、例3の場合も同様です。「支援の子どもでもできる遊び」というところからの学級活動スタートのようでしたが、そもそも「ともに」一緒にクラスのなかで生活を営んでいるのであれば、「支援の子ども」という発想にはつながらないのだと思います。 まだ充分に読み取れていないいい加減さが私のなかにあって不消化となっはいますが、とりあえず、感じたところを意見として提出します。しかし、冒頭に書かせていただきましたが、「世田谷」でのこのような国連勧告にも沿った「ともに」のガイドラインを作成され、それも市民意見を堂々と募られるという教育行政の姿勢に「あっぱれ！」をお伝えしたく思います。練って練って、上から目線ではない、子ども中心の（子どもたちの意見を聞く、聴く、尊重する）、大人の一方的な上から目線ではない、そんな「世田谷」であってほしいと思い、意見提出しました。 ありがとうございます。	子どもたちは、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学び、共に考え、共に支え合い、共に育つことが当たり前であることを理解し、自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえ、教員がこれまでの対応を振り返り、新たな取組みにチャレンジしようとする際の課題に対し、参考となる事例を掲載いたしました。 学校、教員は子どもの年齢や発達状況等に応じて、「こうあるべき」と大人が決めるのではなく、子どもたちの自己決定を促していきます。また、喜びや失敗を積み重ねて成長していく子どもたちの力を信じて伴奏し、見守って行きます。
21	障害のある子とそうでない子が、同じ空間で育つ環境がないことをとても残念に思います。 イタリアの学校を見学した際に、共に学ぶ環境を目にして、障害のない子にとって、たとえば目の見えない子がいることを知り、関わり方を考えたりしったりすること、どうすれば一緒に遊べるかを一緒に考えることはとても大きな学びになることを聞きました。 今、障害のある子やそうでない子にとって、お互いに、そういった学びの機会を失ってしまっていると思います。 国連からの指摘があったように、分離教育の見直しを進めてほしいです。 そのためには、少人数学級の実施がとても大事だと思います。 先生が足りないという現状はとても心配ですし、学校を統廃合して他の目的に利用を進めているのは、子どもの通いやすさ、スペースの問題で、とても危惧します 学力の向上に重きが置かれている学校の現状も危惧しています 不登校の増加など、子どもに選ばれない学校現場があるなかでインクルーシブというのも不思議に感じ、時代にあわせた抜本的な計画の策定が必要なのではないかと感じます。	学級の人数や教職員の定数については法律で定められておりますが、各学校でインクルーシブ教育が推進されるよう、区として支援体制の拡充や人的支援の強化を図ってまいります。 区では、教員不足の問題に対して、教員の魅力を伝え、実感してもらうための大学連携や、区独自採用の実施など教員不足の解消に向け様々な取組を実施しております。 学校は児童生徒の学びの場であるとともに、地域住民の活動の場や、災害時には避難所としての役割を担う施設であり、円滑に改築等を進め、将来を見据えた適正規模の学校施設をつくってまいります。 世田谷区では、子どもたちに必要な力を、知識の習得のみではなく、豊かな表現力をもって、多様な他者と共感・協働しながら、主体的かつ創造的に問題解決に取り組む力としており、その育成に向けて取り組んでおります。 教育委員会の重点取組みや学校における行動コンセプトに沿った対応を進めることで、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を進めてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
22	私は世田谷区民で、2人の子どもを育てる親でもあります。 よりよいガイドラインになるよう、以下の通り意見を申し上げます。 具体的に示せるよう、冊子の順にコメントしていき、最後にまとめます。 ○表紙のタイトル 「あなたは どうしたい？」とたとえば知的障害者に問いかけても、戸惑うことが多いと思います。もちろん自己決定権は大切ですが、そのうえで一緒に考えていく、一緒に決定をつくりあげていくことが大切だと思います。「あなたは どうしたい？」と問いかけるだけ、当事者を尊重した気になってしまうことは避けたいです。インクルーシブ教育は、子どもの自己決定権を尊重するだけのものではありません。よって副題の変更を求めます。 ○第1章、第2章 その後も、似た内容が本編にでてくるため、削除か、冊子の後ろに回すのはいかがでしょうか。読んでほしいのは後半であり、こうしたあいさつや位置づけについては率直に言って、読んで学ぶが少ないです。 ○第3章 P.6 「(3) 人権モデル」は医療モデル、社会モデルと並立させるものではないと思います。この冊子でも社会モデルに基づくとしているのですから、削除でよいのではないのでしょうか。 ○3-3 P.11 図の意味が不明瞭です。とりわけ、特別支援学級、特別支援教室の位置づけを明確にしてください。なお、インクルーシブ教育という理念からして、特別支援という別枠は不要ではないかと考えています。この点においては冊子全体の理念についても同様です。 ○3-4 P.12 コンセプトのまず第一として「(能力におうじて) 子どもたちを分けない」を提案します。子どもの学び・発達・成長のために、その能力を劣った存在を振り分け、分離してきたのがこれまでの学校であり、インクルーシブ教育の理念の対極にあるものです。このことからの脱却にあたっては、きちんとこのことをまず明記すべきではないでしょうか。 ○4-2、4-3 P.15 まずこうした事例が分離を前提にしていること、そのうえで事例にもかかわらず具体性に欠けることが問題だと感じます。 インクルーシブ教育とは、「ガイドラインにしたがって○○すればインクルーシブ教育である」というものではなく、理念として目指しながら、試行錯誤しながら実践していくものではないのでしょうか。 私たちの社会、学校は、これまで能力に基づく区別は正当なもので「差別」(P. 5)にあたらないと考えてきました。しかし、私たちが障害のあるなしにかかわらず共に生きていく社会、障害者がその能力によって差別されない社会の実現には、根本的に教育のありかたを変えていく必要があるはずです。 そして「特別支援学校・学級・教室」は分離の発想に基づくはずです。 インクルーシブ教育を、子どもの自己決定権の尊重に矮小化することなく、きちんとその理念を明確に宣言することをもとめます。 以上、よろしくお願い申し上げます。	3つのモデルは優劣をつけるものではなく、それぞれのモデルが関連しあっているものであることから、3つのモデルを示しております。 副題を「子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 教員が現状を正しく認識し、学校の積極的な取組みにつながるような内容、構成を検討してまいります。 3つのモデルは優劣をつけるものではなく、それぞれのモデルが関連しあっているものであることから、3つのモデルを示しております。 図を削除いたしました。 既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一歩ずつ前進させてまいります。 事例については、内容や文言を整理・修正いたしました。 すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、他人との比較で優劣を付けるのではなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を基本理念として示しております。

No.	意見・提案	区の考え方
23	インクルーシブ教育における、国ならびに地方公共団体の責務を第一に掲げてください。 国連の障害者権利条約第24条においては、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」とあり「障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること」を締約国が確保することを求めています。 また2022年9月の国連障害者権利委員会の日本政府に対する総括所見では「障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。」が懸念され、「国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること。」が求められています。まず、このことを明記してください。 ガイドラインの表書きに「あなたはどうしたい？」とありますが、その「あなた」とは誰でしょうか？ 少なくとも「あなた」を「区」や「教育委員会」に置き換えるとすれば、「障害者が教育を受けるために必要な支援を一般的な教育制度の中で提供すること」は、「どうしたいか」に関わらず条約上の義務です。まずそれを明記したうえで、ガイドラインの各論に入ってください。	「国連・障害者権利委員会の日本政府報告に対する総括所見」、「『障害者の権利に関する条約』の批准に向けた国内の法制度の整備について」、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」について記載しております。 記載いたしました。 インクルーシブ教育を理解するための基礎知識として、「障害者の権利に関する条約」及びいただいたご意見の内容を記載いたしました。
24	私はダウン症の息子を小中高と普通学級に通わせていた経験から、障害があっても普通級で子どもを学ばせたいと思う世田谷区の親たちの相談に乗っています。 まず、よく聞かれる事は就学先となる地域の学校に挨拶に行くことと校長から就学相談を受けて下さいと、しきりに言われたので就学相談に行くと、相談員から子どもの就学にあたっての悩みを聞かれたので話すところ「勉強がついていけないとかわいそう」「オムツは外れてから」「お子さんのペースでは普通級は大変」「放っておかれることになる」など、親は普通級でどんな合理的配慮が得られるのか一緒に考えてもらえと思ったのに支援級、支援学校が適切と言われたことに困惑し、普通級では支援がされないと思い諦めるケースが多いと感じてます。このことは区教委もご存知のはずなのに何もガイドラインには記されていない。 就学相談だけではなく、就学通知、合理的配慮など、インクルーシブ教育の視点でガイドラインに記してください。 就学時健診においては、子どもを選別するようなことは人権侵害であり差別です。分離になる事はやめていくべきです。 シンポジウムでは委員長から「文科省は変えないと言っている、制度改革は大変だ」「世田谷区は特別支援教育も充実させなければならない」と発言されました。東京大学のバリアフリー研究会のセンター長は国立市のフルインクルーシブに関わっていらっしゃる時に区や学校で独自に進め、できる事があるとおっしゃっていました。それに比べて委員長の言っている事は、大変な制度改革はさておき、「教員の意識改革で実績を上げてインクルーシブ教育にしていこう」とも言っていました。学校はブラック企業と同じと言われている状況に、更に職務の追加はキャパオーバーとなります。全ての子どもたちに余裕のある対応を先生にしてもらうためにも独自の制度や予算の確保を考えて下さい。 世田谷区では特別支援教育の充実を目指しているのですか？特別支援教育は分離教育です。インクルーシブ教育とは真逆な考えです。この場で特別支援教育の充実というのはおかしい。 インクルーシブ教育を進める事は、障害のある子どもと親が普通学級に入りたいと思うような取り組みも必要です。 現在、普通級には障害のある子がおります。 この子たちに困っている事、心配な事などの聞き取りをしてから、それを元にガイドラインを考えて下さい。 私は2回ほど委員会の傍聴をさせていただきましたが、傍聴するだけで話を聞いてもらう時間などを一切設けてもらえなかった事はとても残念に思いました。委員会では特別支援教育関係の話が多く、なぜ障害のある子どもが在籍する普通級の先生がこの場にはいないのか疑問でした。 シンポジウムで、参加者から当事者を委員会に参加させてから時間をかけて作って欲しいという意見が出ていましたが当事者のいないガイドラインは的外れなものになって当然と思いました。 「こんなガイドラインはいらない」と言った参加者がいらっしゃいました。私も賛成です。 委員長の交代も望みます。特別支援教育の充実ではなく、区長もしくは他の先生が望ましいと思います。 以上、よろしくお願いいたします。	ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要である内容を記載しております。 教員向けのインクルーシブ教育ガイドラインである点を踏まえ、記載内容を検討してまいります。 就学時健康診断は、学校保健安全法に基づいて内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科等について行い、疾病等が見つかった場合は、あらかじめ必要な治療を勧め、学校での集団生活に備えることを主な目的として実施しております。また、就学にあたっての心配ごとについて相談のご案内も併せて行っております。引き続き、お子さま・保護者の方へ十分に配慮しながら、適切に健診を実施してまいります。 教育委員会の重点取組みとして、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化を行ってまいります。 特別支援教育について、記載内容を検討してまいります。 10月及び11月に通常の学級に在籍する障害のある子どもを含む、子どもたちへのヒアリングを行い、ガイドラインへの反映を行いました。
25	2023年に海外から引っ越してきました、13歳の障害児を育てている世田谷区の住民です。今回インクルーシブ教育のガイドラインを策定されるとのことで素案を読ませていただきました。日本における経験はありませんが、海外での経験からインクルーシブ教育に関する私の考えをご紹介しますと思っています。 息子は英語しかできませんが今は世田谷区の特別支援学校に通っております。しかしこれまでは海外三か国で定型発達をしている子供たちと共に教育を受けてくることが出来ました。自分より出来る子供たちから刺激を受け、色々なことに挑戦できる機会が与えられたと感じています。また息子が同じクラスや学校の仲間と与えることができたプラスの影響はとても大きなものだったと、学校の先生や友達から聞いています。子供と保護者が望むなら、障害のある子、ない子が一緒に学ぶ環境というのは双方ともにメリットしかないとは信じています。ただし、それを支える校長先生の強いリーダーシップを始め、先生方全員のその理念への共通の理解が必須です。その上で先生方、現場の新たな負担にならないようなサポート体制と仕組みの確立、専門のトレーニングの機会などがとても大切になってくると考えています。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など専門的なスタッフとの連携も必要です。個人の先生方の善意や努力に偏ったインクルーシブ教育はうまくいきません。また保護者にも負担になる仕組みも避けるべきだと思います。 ガイドラインの4章からの実践のポイントでは紙面が許す限り多くの事例を紹介していただきたいと思います。その方がイメージも湧きやすく、いかに個々人にあった合理的配慮でないといけないか皆様に分かっていただけたと思います。 より良い、包括的なガイドラインになりますようとても楽しみにしています。	教員の専門性の向上を図るとともに、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化等の取組みを進めてまいります。また、保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進を行います。 いただいたご意見を踏まえ、事例を整理いたしました。今後も、事例の収集を行い、様々な視点から追加し、内容を充実させてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
26	次男が知的障害で支援クラスに在籍しています。具体的にこのガイドラインに基づいての取り組みはどれくらいの期間を考えているのでしょうか。2022年に北海道から世田谷区へ引っ越してきてあまりにも特別支援教育が遅れていることに驚きました。インクルーシブからは日本で一番程遠いのが東京都ではないでしょうか。全ての小学校中学校に支援クラスがなく、兄弟や近所のお友達と同じ学校に通うこともできない、障害があるのに遠くの学校へ通わなくてはならない、親は送迎を余儀なくされまともに働くこともできません。支援クラスのある学校では玄関から隔離され、教室も通常級から離れ、全ての授業は支援クラスで行う有様です。数字やアルファベット、音楽や美術、技術家庭科などがものすごく得意な子もいるにも関わらず、知的障害児は全てにおいて遅れていると決めつけている内容の授業。連合運動会というまるで幼稚園児のイベントなど、ガッカリすることばかりです。このようなガイドラインを作る前に他の道府県ではどのような取り組みをしているかを知るべきではないでしょうか。とにかく私の知る北海道と比べると全てが遅れています。東京都はさすが日本の中心でインクルーシブ教育が進んでいる、と言われる様な劇的な変化を期待します。	現時点では「一歩ずつ」進めていくことを示しておりますが、取り組みを進めながら、ガイドラインそのもののバージョンアップを図っていくことが必要であると考えております。 教育委員会と学校は、すべての差別を取り除き、住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるような体制づくりや環境整備を進めてまいります。また、今後の特別支援学級等の整備については、「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、将来的に全校に設置することを目指していきます。 ガイドラインの作成にあたっては、他地区の取り組みも参考にさせていただいております。
27	【全体に対して】 ◆まずは、ガイドラインを作成し、インクルーシブを現に推進していこうと取り組んでくださっていることに感謝します。さまざまな視点からのフィードバックを受け、ブラッシュアップさせ、ぐんぐん育てていけるようなものになったら素晴らしいと思います。 ◆最初に「インクルーシブ教育」とは何か、行政的な定義（インクルーシブ教育が、障害がある／ないにかかわらず全ての子どもを対象とするものであることも含む）のほか、インクルーシブ教育を進めていく先にある世界観・インクルーシブな社会づくりのなかでのインクルーシブ教育の位置づけ、現時点での課題について、示してほしいです。 ◆対象である教職員のほか、学校評価委員会、教育のパートナーである保護者や学校拠点のコミュニティにかかわる地域の人たちにも読まれることを想定したガイドラインとしてほしいです。そのために、「保護者・地域にも理解のための資料としてほしい」等を伝えたくて、多くの人にわかりやすい説明にしてほしいです。 （例えば、インクルーシブ教育とはの説明は、P9 後半が該当しそうですが、世界的な歴史の流れという知識的な理解だけでなく、この課題が、机上の話でも他人ごとでもなく、まさに自分を含む全ての人に関連するという点について「なるほど」と腹落ちできるくらい、かみ砕いた説明がほしいです。） インクルーシブ教育の推進・実現は、学校内部だけでは成し得ないため、教員だけでなく、学校・保護者・地域でビジョンを共有し、課題の相互理解をすることが必要で、それがなくなるとかえって教職員の負担も増えると思います。 ◆インクルーシブとは全ての人を個々として尊重すること。そして、子どもはもちろんのこと、教職員も保護者も含む全ての人が、個々として尊重される存在であることを、記してほしいです。つまり、学校組織のなかで、ひとりひとりの教職員が尊重される環境も同時に推進されるべきであることを示してほしいです。全国の好事例を参照しながら、世田谷で取り入れられることを挙げ、具体的に学校の中で取り組めそうなことを示してほしいです。（逆に、世田谷では取り入れられなような好事例があれば、その原因と解消方法を検討してほしいです。） ・学級運営の困難が生じている場合 学級運営について、日常的に情報共有がされる環境によって、困った状況が大きくなる前に周囲から手が差し伸べられる。適性や個性が尊重されたうえで、経験等に応じてその時々を選択をサポートしてもらえる。人格を尊重されたうえでの意見や助言、補助が受けられ、ひとりよがりや孤立に陥らない環境がつくられている、等が重要だと思います。 →そのための案として、職員室の心理的安全性づくりのための管理職のファシリテート力アップ、学校教職員全体での相互理解をベースにしたチームワーク向上プログラム、学校内外での経験によって「なりたい教師像、ありたい自分」を更新していただけるようなキャリアパスポートづくり、保護者や地域との関係づくりをしやすくするようなコミュニティサークル活動の支援など。 ・学校施設のなかの風通しの良い関係づくり 教員間（学年担任、特別支援級、特別支援教室、専科、講師等）のほか、スクールカウンセラー、学校包括支援員や学校生活サポーター、給食職員、図書館司書、新BOP職員らそれぞれが、心理的ヒエラルキーを感じることなく尊重される環境は、学校のインクルーシブ教育の土壌としても重要だと思います。	ガイドライン策定後も、現場の変化に応じてガイドラインもまたバージョンアップが図られるよう、柔軟性をもってガイドラインの運用を行ってまいります。 教員が現状を正しく認識し、学校の積極的な取り組みにつながるような内容、構成を検討してまいります。 教育委員会の重点取り組みとして、保護者・学校・行政等が一体となった仕組みを構築していくことを示しております。また、ガイドラインの活用例として、保護者の理解や地域への発信についても記載しております。 インクルーシブ教育を一歩ずつ進めるにあたっては、学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるための土台（基盤）が必要です。教育委員会はこの土台（基盤）を強固にするため、学校をはじめ、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用と、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築や運用、相互に過度な負担を伴わない合理的配慮への理解促進と提供、子どもたちの実態の把握や実態に基づいた教育活動及び支援が実施されるよう、取り組んでまいります。 世田谷区子どもの権利条例も含め、関係する条例や計画それぞれの所管部署とも連携しながら、作成を進めております。 使用する言葉や表現については、インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会の各委員や、事務局の関係部署に確認をいただきながら作成しておりますが、策定の際に再度点検いたします。 研修や支援チームによる助言等の中で、他校の取り組みを共有するとともに、自校の取り組みを振り返り、各学校のインクルーシブ教育の推進を図ります。 子どもたち一人ひとりに応じた学びが実現されるには、子どもたちのことをよく知っている保護者との協力はもちろんのこと、学校・行政（教育委員会）の関係者などの対話を基にした環境の調整をし、それをもとに地域との連携を進めていく必要があると考えております。また、区内での実践については、教育委員会主催の研修や支援チームによる助言等の中で各学校に共有いたします。 各学校においては、令和7年度より教育課程にインクルーシブ教育を位置付けて取り組むこととしております。また、学校評価への反映について、地域への発信の活用例として記載しております。 サブタイトルを変更いたしました。 環境整備については、教育委員会の重点取り組みとして記載いたしました。また、保護者、学校、行政、地域との連携について

No.	意見・提案	区の考え方
	→そのための案として、学校施設内の関係図を作成し、それぞれが子どもの育ちをどのように支えているかを明るくわかりやすく示す。行事等で立場を超えた自然な交流を図る。こまめに定期的な連携会議を設け、各所属が輪番で進行していく、など。 ◆本年度スタートの世田谷区教育振興基本計画のみならず、本ガイドライン策定と平行して進む世田谷区子どもの権利条例の制定議論の推移もリアルタイムで共有していただき、世田谷区の子どもの権利に関する最新のスタンダードを反映できるように、進めてほしいです。 ◆使う言葉や表現が「インクルーシブ」に適っているか、専門家や知見を持つ人とともに再点検してほしいです。 例) ・子どもたちが〇〇することを目指す→子どもの行動は目指さない。環境をつくる、環境づくりを目指す。 成長するのは子ども本人の力によるものであり、大人は環境づくりをする、という視点を貫けたほうが良いと思います。 ・子どもを信じて→子どもの力を信じて 書き換え前／後でニュアンスが違ってくると思います。 ・「先生」→「教員」など 3月議会での前教育長答弁のとおり、今後の教員の役割が「教える」から「ファシリテートする」へ転換されることが目標とされている中、「先生」という言葉が口語ならばともかく、公的に使われるというのは、旧態的な教師観を連想させるようで、違和感を持ちました。 ・その他、細部にある言葉への配慮 少し想像することで解消されることは、できるだけ事前に解消したほうが良いと思います。 ◆「すぐ取りかかれそうな具体策」をステップ①②③などで示してほしいです。（①には、ガイドラインへの意見の再掲含みます） ステップ① まずはかたちから整える（学校・各教職員それぞれ取組む） そのために、学校で使われている言葉や表現、行動を点検・置き換えしてみる。そのために、推奨理由付きのガイドラインがあっても良いと思いました。（学校の目標やルールなどから、日々の文書などにも及ぶように。地味ですが、かなり印象が変わるはずですし、保護者などにも伝えやすくなると思います。） 例) ・子どもたちが〇〇することを目指す→子どもの行動は目指さない。環境をつくる、環境づくりを目指す。 成長するのは子ども本人の力によるものであり、大人は環境づくりをする、という視点を貫けたほうが良いと思います。 ・「子どもを信じて」→「子どもの力を信じて」 ・公に「先生」を使わない。 3月議会での前教育長答弁のとおり、今後の教員の役割が「教える」から「ファシリテートする」へ転換されることが目標とされている中、「先生」という言葉が口語や呼び言葉ならばともかく、公的に使われるのは、旧態的な教師観を連想させます。 ・その他、細部にある言葉への配慮 「人によっては傷つくかな、違和感を持つかな」と、少し想像することで解消されることは、できるだけ事前に解消したほうが良いと思います。人が言葉に対して不快感や怒りを持つとき、その多くは「少し想像すればわかりそうなことを、想像していないように感じられる」からだと思います。しかし、これを意識して日々取り組んでさえいれば、なお生じてしまう表現の配慮不足があったとしても、それは対話のきっかけ・手がかりにできると思います。 このような配慮は、すでに多くの教員方が個々に培った現場感覚で実践されていることも感じていますが、個人の資質のみに頼らず、校内のインクルーシブチェック機能（もっと言えば、併せて子どもの権利チェック機能も）を業務フローとして組み入れた入れることが効果的だと思います。 ・「指導」→文脈に応じて「問いかけ」「対話」「支援」などの言葉に置き換え 「指導」を辞書で調べると「ある目的・方向に向かって教え導くこと」とありました。学校文書でも保護者会でも、教員方がよく「…のように指導していきます。」と結びにするなど、とても使い慣れている言葉なのだと思いますが、インクルーシブの概念を取り入れようとしたときに当たり前のように「指導」という言葉が使われることには、違和感を覚える場面が多くあります。学校教育のうえでは「指導」と言える場面も多くあると思いますし、学校教育法でも使われている言葉なので、全てを置き換えることは難しいかもしれませんが、3月議会での前教育長答弁のとおり、今後の教員の役割が「教える」から「ファシリテートする」へ転換されることが目標とされている中でもあるので、意識して言葉を転換していったほうが良いと思います。 ・子どもと話をするときの配慮 他の子どもがいる前での呼び出し、人目につく場所での込み入った話などは、本人の希望がない限りはしない、といった指針があると、教員が、意に反して子どもの安心を損なってしまうことが減らせると思います。また、子どもと教員がじっくり話し合う際には、できない理由がない限り、子ども本人の意向に沿ってアドボケイト役をつけられるようにする、などの仕組みも必要だと思います。 ステップ② 身につけられることから身につける（教職員が協力しながら取組む） ・最初の心構えーまずはプラスマイナスゼロからー 「子どもの意見を上手に引き出すファシリテートの前に、まずは子どもの邪魔をしない。」 「大人が勝手に子どもに期待しない。大人軸の期待を指標にして評価をしない。」 最初から良い働きかけを目指さなくても、まずは、（図らずも）負の影響を与えがちな大人の作為を見直すことだけでも重要な一歩になることを伝える。 ・子どもの声を聴くー「あなたはどうしたい？」と問いかけるその前にー 例) 自分の良いやり方を見つけていくための最初の手がかりとして、問いかけのサイクル例をガイドラインに示す。 ----- →聞く → よく聴く → 待つ ←（繰返し）→ よく聴く → 一緒に考える → 「あなたはどうしたい？」と問いかける （また繰返し）→ ？ その後の子どもをよく見て、常に問いかけについてふりかえる ----- 例) 学校に、さまざまな表現を可能にするキャンパスをつくる。（言語以外の表現の可能性を広げる。） 言語コミュニケーションに限らず、子どもの言動を聴こうとするアンテナをたて、アート活動、畑、外遊びなど、言葉で表せ	は、教育委員会の重点取組みとして示し、それらが一体となった仕組みの構築について記載いたしました。 「先生方の不安」の文言は削除し、学校が安心してインクルーシブ教育を実践できるよう教育委員会の重点取組みを記載いたしました。地域に広げていくことについては、今後、取組みを進めていく中で区内の実践を収集し、事例として追加してまいります。 また、本ガイドラインは、インクルーシブ教育を一歩ずつ進めるため、学校や教員のサポートを目的として作成していることを記載しております。 教員が現状を正しく認識し、学校の積極的な取組みにつながるような内容、構成を検討してまいります。 教員の意識改革も含めた専門性の向上及び教育委員会事務局職員への理解促進を図ってまいります。 図を削除いたしました。 保護者、学校、行政、地域との連携については、教育委員会の重点取組みとして示し、それらが一体となった仕組みの構築について記載いたしました。 行動コンセプト3に「子どもがもつ力を信じて」を記載いたしました。 行動コンセプト4の「たまに会う友達」という文言は削除いたしました。 行動コンセプト5「教員の専門性の向上」に、専門性は一朝一夕で身に付くものではないこと、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる技術を習得することが重要であることを記載いたしました。 事例については、いただいたご意見を踏まえて整理いたしました。 事例については、いただいたご意見を踏まえて整理するとともに、文言についても見直しを行いました。

No.	意見・提案	区の考え方
	ないものを表現できる場づくりを子どもと一緒に進める。 ステップ③ 学校内外で共有・対話する（学校や学校運営委員会が取り組む） ・ 定期的に子どもの声を聴く専門家を交えて、グループでふりかえる ・ 教員同士（学年ごと週1回、学校内月1回程度、短時間でこまめに、実際にあったことや学んできたことを共有）、学校・保護者・地域の学び合いの場（学期毎に保護者会での話題提供、年1回程度、学校協議会の場での話題提供、年1回以上講師やファシリテーターを招いた講座やワークショップなど）づくりをし、インクルーシブ・インクルーシブ教育についての土台を共有するとともに、それぞれの課題を持ち寄り話し合いやすい土壌をつくっていく。 ◆（ステップ④として、）ブロックごと、地区ごと、あるいは全区で、学校を横断した共有・ふりかえりの場をつくっていたきたいです。 学校内での取組みのみに任せてしまうと、その学校の状況や管理職、地域連携の状況等によってかなりばらつきが生じてしまうと思いますが、興味があれば個人単位で動くことも可能な、オープンな横連携の場を開発してほしいです。 ◆インクルーシブ教育推進予算 インクルーシブ教育の推進は各校横並びにはできず、保護者や地域との連携にも左右されと考えています。学校・保護者・地域と、場合によっては子どもたち自身も参加し連携して、インクルーシブを推進していくことに楽しさとインセンティブをつけられるよう、学校や学校運営委員会ごとの試みや提案に対し予算をつけ、全区で成果を共有するしくみなどをつくってほしいです。 ◆学校評価への反映 インクルーシブ教育の推進状況が、学校評価に反映される必要があると思います。そのために、評価委員のための（インクルーシブ教育に限る必要はないと思いますが）理解促進や研修、または研修素材の提供も必要だと思います。 ？ 【各箇所】 タイトル ◆サブタイトルを見直してほしいです。 例）「一自分のことを自分で決める、サポートのための学校環境づくりー」 まずは、「一日々、問いかけていますか？「あなたは どうしたい？」と前面にあらわし、重要な視点を印象に残す、という点は良いと思いました。一方で、「あなたは どうしたい？」と問いかけているかどうか」に先立つ重要な課題（インクルーシブそのものへの理解、子どもに問いかけ、それに対応していくための環境やスキルなどを含む）がまだまだ多く、一足とびになってしまっていることも感じ、それによって世田谷区のインクルーシブ教育が表面的なかたちで浸透していつてしまうことを危惧しました。ガイドラインが環境づくり編、基礎編、実践編、などと分かれてており、そのうちのひとつである等ならばわかるのですが、現在地は、道のりの入口である、と感じさせるようなものが適切だと思いました。 P3 委員長あいさつ ◆「ともに学び成長することを目指す」→「ともに学び成長する環境づくりを目指す」 ◆「家庭や地域社会との連携も重要であり、互いに協力・連携し合いながらインクルーシブ教育の理念を共有することで」→共感します。しかしガイドラインへの具体的な反映が不足しているように思います。協力・連携し合いながらインクルーシブ教育の理念を共有するための具体的なアクションをガイドラインに入れてほしいです。具体的には、行動コンセプトへの「保護者・地域との連携」を独立追加し、行動計画をたててほしいです。（後記「行動コンセプト」部分に詳細記載） P4 ◆下から6行目「先生方の不安を解消」の内容が漠然としており、わかりにくかったです。どのような不安を持っているのか、不安の原因はどのように考えられるか、具体的に記載いただいたほうが良いように思います。 ◆「インクルーシブ教育を学校から地域に広げていく」ことは、とても素晴らしい目標だと思います。一方で、どの地域の中にも、インクルーシブの実践例や知見が既にいくつもあると考えられます。それらを、学校が積極的に取り入れていくことも併記してほしいです。学校が教えなければ、という概念から肩の荷を下ろし、ぜひ自らの「学ぶ姿勢」を子どもに見せ、教育に活かしてほしいです。 ◆下から2行目「一冊でインクルーシブ教育について把握できる」は、言い過ぎでは、と思います。インクルーシブとは、決まった答えのない問いの繰り返しの様なものだと思いますので、「インクルーシブ教育の最初の一步の手がかり」くらいが適切な表現ではないでしょうか。 ◆P5～第三章 順番を入れ替えたほうがわかりやすいのでは？と思いました。 3－2→3－3→3－1 3－1は、最初に出されることで、インクルーシブ＝障害者差別差別解消の文脈で狭義にインプットされてしまう恐れがあるように思いました。場合によっては1項を割かず、必要に応じて後から参照できる補足資料としても良いのでは？と思いました。 ◆P8～4行目 「多様な背景の全ての子どもが、望む場で学ぶことを目指しています。しかしながら、そのことが全ての子どもと保護者、教職員に十分浸透していません。」その原因は何か、これまでの取り組みの評価検証と併せて見解を示してほしいです。 通常の学級で学ぶことを難しいと思っている子どもと保護者は、なぜそう思うのか。なぜ、全ての子どもが居住する学区の学校に行くことが当たり前であるという認識が十分でない教職員がいるのか。それをあいまいにしたまま、ガイドラインを示しても、表面的な対応になってしまうのではないかと危惧します。 ◆P11～図の中にキーワードが無整理に並んでいて雑な印象を持ち、無理に図にする必要があるのかなと思いました。基本理念が何か、端的に伝わらないので、工夫をお願いしたいです。 ◆P12～ ・ 行動コンセプトに「保護者・地域との連携」を独立して入れるべきと思います。コンセプト2にのみ内包されるべきものではないと思います。学校が教えなければ、という概念から肩の荷を下ろし、教員が一手に抱え込むようなことをせず、ぜひ自らの「学ぶ姿勢」を子どもに見せ、教育に活かしてほしいです。 更に具体的な内容としては、 学校・保護者・地域が、インクルーシブ教育について、子どもを中心に同じ目線に立てるようビジョンを共有し、地域全体で土壌の底上げがされるような学び合いの場を設ける。／地域でインクルーシブな活動を実践している人たち招き、参加者が身近に感じられる生きた題材として話題提供してもらい、地域で連携した学び合いを深める。 ・ コンセプト3「子どもを信じて」→「子どもが持つ力を信じて」等」書き換えを提案します。書き換え前／後でニュアンス	

No.	意見・提案	区の考え方
	が違ってくると思います。 ・コンセプト4「たまに会う友達」→不登校等の子どもへの配慮に欠けると思います。 ・コンセプト5「教員の専門性の向上」→インクルーシブ教育の専門性は、一朝一夕に身につくものではないという前提をもっと明記したほうが良いと思いました。 ・「好事例の共有」→心理的に安全な場をもって、うまくいかなかった結果も開示共有できるような仕組みを要望します。 ・「学び続け、挑戦し続ける」→「ときに遠回りや失敗をしながらも」という要素を加筆してほしいです。 ・特別支援教育や特別な支援の専門性だけでなく、子どもにまつわる様々な専門を知り、教育もその一部であることを認識し、困ったときにどの専門家に協力を求めればよいかを知る。以上のことを教員に求められる資質として位置付けてほしいです。 ◆P14～ ・各論にしては雑であいまいすぎるように思いました。例えば4－1では、本人の意思はどうなったか、保護者の思い・願いに寄り添い耳を傾け思いに共感したその方法は？それによってどうなったのかが不明でした。この配慮が現時点での「好事例」であるすれば、配慮が浸透していない背景は、ただ担い手の理解が足りないだけではないはずで、人手・時間不足の壁をどのように解消しようとしているのかが不明なままでは「自校でも取り入れよう」となりにくいのではと思います。 ・事例紹介の細かな文言については、配慮に長けている、せたホッと報告書づくりなどの知見を借りたほうが良いように思います。 ・子どもたちの意見が盛り込まれたような事例も掲載してほしいです。 ・物理的な環境整備の話と、子どもの育ちのポテンシャルの話を、切り分けて理解できるようになっているほうが良いと思います。 以上、長文になりましたが、ご確認・ご検討をよろしくお願いします。	

No.	意見・提案	区の考え方
28	3-2 最後の段落。「子どもへの問いかけ」よりも、その前の大人、教師、教育委員会の意識と制度のほうに注力すべき。「インクルーシブ」のガイドラインです。また、その下に「特別支援学級」とありますが、「分離」が前提となっています。また最後の「学ぶ場の選択ができること」はインクルーシブとは真逆の発想。全員が行きたくなる「地域の普通級を目指す」です。 3-4インクルーシブ教育のガイドラインなので、「自己決定」は子どもの権利条例でよいと思います。「共に学ぶ」ための、教育委員会のすべきことを書くべき。就学通知、就学相談、合理的配慮の提供、人権研修。 4-1「保護者に校内で待機」が不要。ここに書いてしまうと、「つきそい」を強要する学校が出る。 4-2全員がレディネステストで分けることをインクルーシブガイドラインに書く神経がわからない。全くわかっていない 4-3「特別支援学級の子でもできる遊び」と分けていることが前提の記述でおかしい。障害のある子どもでよい 4-4ボランティアではなく、教員を増やす。なぜボランティアでよいと思っているのか 4-5ジェンダーアイデンティティの研修も大事だが、一番排除されてる障害児の権利について学ぶ。障害者権利条約、合理的配慮について、国連勧告など 4-6公民権運動の発端になった「ブラウン判決」は黒人の子どもだけが遠くの学校に行くことが差別と認めたもの。「地域」から排除されてきたのが障害児である。近所の普通級に通うことを基本とするのがインクルーシブ教育。「地域で生きる」ことが障害者権利条約19条。インクルーシブガイドラインに福祉タクシーのことを書くのは、まったくもって間違っている。	要件を満たした場合に、通学に要する福祉タクシーの実費相当額を支給することについては、地域の学校に通学をするための制度の一つとして、記載しております。 行動コンセプトの一つに教員の専門性の向上を挙げるとともに、教育委員会の重点取り組みとして、教職員・支援員等への専門研修の充実や教育委員会事務局職員への理解促進を記載いたしました。 また、区は子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本とし、その方針はすべての子どもに当てはまることを記載しております。 教育委員会の重点取り組みを記載いたしました。 内容を修正・整理いたしました。 地域の学校に通学をするための制度の一つとして、記載しております。
29	大学で教員をしています。障がいを持つ学生に対する合理的配慮などを考える機会があり、9月に開催された区のシンポジウムに参加しました。インクルーシブ教育について理解するととてもよい機会だったと思います。多くの歴史的な背景があり、インクルーシブ教育という考え方があるのだということがよくわかりました。 区として国よりも進んだ取り組みを導入しようとしていることは、世田谷区らしい試みでとても評価できるものだと思います。ガイドラインを読んでよくわからなかったのが、支援学校がインクルーシブ教育に含まれている点です。インクルーシブの意味と教育現場での実際との違いが、素人目線には理解しづかったです。また、司会の先生や会場からの意見にも合ったように、当事者の意見を積極的に取り入れることは、このようなガイドラインを作るためには必要なのではないかと感じました。 ガイドラインは、来年にできあがるようですが、そこで終わりにするのではなく、区におけるインクルーシブ教育がどのように変化しているのかといった報告会やシンポジウムみたいなものがあるとよいのではないのでしょうか。よりよい事例が集まって共有されることで、よりよいインクルーシブ教育が行われることを期待しています。	本ガイドラインは、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すとともに、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするために作成するものです。特別支援学校については、教員が現状を正しく認識できるよう、現在の制度として資料編に記載しております。 今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。 取り組みを進める現場の変化に合わせて、本ガイドラインもバージョンアップが図られるものと考えております。事例の収集をはじめ、対応のノウハウや実践を共有する機会をどのように設定するかについては、今後検討してまいります。
30	世田谷区が全国的にも先進的な取り組みとしてインクルーシブ教育ガイドラインを策定することに敬意を表しました区民として大変誇りに思っていることを表明いたします。 その上で「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」（以下素案）についていくつか意見を述べます。 1. 素案9ページに「担任する学級が通常の学級であるか、特別支援学級であるかに関わらず、」とあります。この文言に一番違和感を覚えました。特別支援学級は、国連障害者権利委員会が 2022 年 9 月 9 日に公表した「日本の報告に関する総括所見」から厳しく批判された分離教育に他ならないことは明白です。にもかかわらず上記の文言は世田谷区が分離教育の存続を肯定することを前提にしているとの印象を受けます。いますぐ特別支援学級を廃止しろという主張をするつもりはありませんが、最終的な目標として分離教育の廃止をガイドラインの中で宣言するべきだと思います。 2. 素案12-13ページの「行動コンセプト」について。これでインクルーシブ教育が導き出されるのか疑問、もっと具体的にやるべきこと、インクルーシブ教育実現にとって必要な取り組みを示すべきでは？インクルーシブ教育に必要な環境整備＝必要な人員確保や施設の改善に向けての方策にも言及する必要があると考えます。 3. 全体として、素案からはガイドラインとしては教員に向けたものに偏重しているとの印象を受けます。もちろん、実際に教育に従事する教員の意識の変革や技術・技能の向上は必要なことではあると思います。しかし素案に「実践のポイント」まであるのは盛り込み過ぎではと思います。 ここから、インクルーシブ教育＝現場の教員の問題、と矮小化されてしまうのではないかと懸念を惹起させます。 ガイドラインとは別にハンドブックなり策定するのが良いのではないかと思います。	区は、すべての子どもが居住する学区域の学校への就学を基本としています。また、保護者と子どもが望む学びの場で学ぶことができるようにしていくことが重要です。特別支援学級を希望される方もいらっしゃることもふまえて、ガイドラインをまとめております。 区では、居住する学区域の学校への就学を基本とし、保護者と子どもが望む学びの場で学べることとしています。特別支援学級を希望される方もいらっしゃることもふまえて、記載内容を検討してまいります。 行動コンセプトについては、内容を見直し、整理いたしました。また、必要な環境整備や人的支援の強化を含め、教育委員会の重点取り組みを記載いたしました。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すとともに、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするために作成するものです。
31	・まず、世田谷区のインクルーシブ教育の先駆的取り組みを高く評価します。 ・本素案がパブリックコメントを反映することにより、より良いものとなり、他自治体や地域の手本となるように望みます。 ・当事者からの現場感覚の意見が活かされてこそ、インクルーシブ教育・インクルーシブ社会への前進と考えますが、本ガイドライン策定のプロセスにおいて、障害のある当事者である子ども、保護者、支援者の方々から意見を聴く協議の場を設けましたか？ ・本素案は、学校や教員に対して、考え方の指導、マニュアルのように感じ、少し違和感があります。 ・ガイドラインは政策や施策の指針であることを考えると、まずは、教育委員会（教育長）としての思い（熱意）、姿勢、方針を明確に示されることが大切ではないでしょうか。 ・学校や教員（大人）向けであるなら、ひらがなルビは不要ではありませんか？（読みづらい）	ガイドラインの作成にあたっては、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもや学校関係者へのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等の機会を設定いたしました。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すとともに、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするために作成するものです。 ガイドラインの中では、冒頭のあいさつにおいて、教育長の考えを示すとともに、議会等においても、その方針や認識等を明確にしております。 誰もが容易にガイドラインの内容を読んでいただけるよう、策定後に学校へ配布するもの、ホームページで公開するものそれぞれに工夫してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
32	①内容が全般的に障害者権利条約の「インクルーシブ教育」の定義を踏まえたものになっていません。日本の文科省が行っているインクルーシブ教育は、国連から障害者権利条約の定義と異なっている、分離教育なので中止しなさいという勧告を2022年に受けています。ガイドライン素案は文科省の定義のままです。今の時点でこのガイドラインを作成する意味が見出せません。区長も「国より先にやりました」という本を書いています。ぜひインクルーシブ教育も国より先に条約に基づいたものにしてください。 ②インクルーシブ教育とは、障害の有無で分けないで同じ教室で学ぶものです。しかし、日本では教員も、保護者も、子どももそれは不可能だと思っている人が多いです。なぜなら普通学校、普通学級にそのような制度が整っていないからです。「普通学級に入るのはしんどい」「がんばらないといけない」と思っているからです。ですので、普通学級に行きたい、行かせたい、教員には普通学級に来て大丈夫だよ、と思えるような制度を教育委員会が作ってください。例えば合理的配慮の予算措置、人員配置など、何が必要かを調べて改革をするので大丈夫だよと教育委員会が姿勢を示してください。 ③障害のある子どもを普通学級に通わせた保護者や普通学級で受け持った教員にヒアリングをしてください。現行の制度の何がインクルーシブ教育の壁になっているのか、当事者から聞くのがインクルーシブ教育です。当事者は社会モデルの考え方では変革の主体に位置づきます。聞かずしてガイドラインなどありえません。 ④素案の内容については間違いが多いです。個人モデル、社会モデル、人権モデル、合理的配慮、ユニバーサルデザインの内容も例示も間違っています。これを世の中に出すことは恥ずかしいことです。削除してください。 ⑤事例も分離教育のもと行われたものが多く、インクルーシブ教育のものではありません。削除してください。 ⑥素案の内容はガイドラインになっていません。この内容を行って将来分離教育はなくなるとお思いですか？多忙化で疲弊している先生に無理難題を押し付けているだけです。制度改革が伴ってこそガイドラインです。出すならばパンフレットなどにして、専門家の監修を受けてください。	記載内容については精査し、修正しました。 これまでいただいたご意見をもとに、国連勧告の趣旨も踏まえ、インクルーシブ教育の歴史や基本理念をはじめ、教育委員会としての基本方針、これに基づく重点取組み等を掲載し、教育委員会として、インクルーシブ教育を一步進めるためのガイドラインを作成しております。 インクルーシブ教育の推進のための考え方や視点、支援体制の全容等を示し、実践していく教員と一緒に、世田谷区の教育の基礎を築き、インクルーシブ教育を本ガイドラインのもとで一步ずつ推進してまいります。 ガイドラインの作成にあたっては、学校への訪問による子どもや保護者、学校関係者へのヒアリングを行いました。 記載内容について、正確かつ分かりやすいような表現であるか精査し、必要に応じて修正いたします。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践していく学校や先生方をサポートし、行動につなげることのできるものとして、策定するものであります。 教育委員会としてインクルーシブ教育を一步ずつ進めるにあたり、ガイドラインには、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要だと考えております。 すべての子どもを包摂する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障してまいります。既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一步ずつ前進させてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
33	P2 教育長あいさつ 5行目 ～育ち暮らす環境も資質も人それぞれ～ 資質を性質に変更できないか？資質というのは他者評価の色が濃く、一人ひとりのそのままを社会として受容するインクルーシブ視点では性質という言葉の方が適しているように思う。 P6 人権モデル 概要を前提知識として周知するのは良いが、このモデルにおいては必要になってくるのは現場レベルでの取り組み以上に十分な予算と専門的前提知識を備えた人員の確保と配置であり、それはガイドラインとして現場に示しても達成できるものではなく条例等システム側からのアプローチが必要なのは。 P11 3-3世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念 提示されている図が、何を表しているのか不明。多様性を包括する世田谷区なりの地域共生社会を表したいのであれば、より丁寧に簡潔に図を作成しなおすべき。 P12 3-4 コンセプト1 子どもの自己決定権を引き出す以前に大人が大切にしなければいけない行動として「意思表示を無視しない・潰さない・歪めない」自己表明ができる場所としての安心感さえ得られれば大人が引き出すアクションはほぼ不要になると思われる。 P12 3-4 コンセプト4 「たまに会う友達」という関わりを学校で持つことの何が問題なのか不明、子どもたちの関係性の濃淡は大人がコントロールするものではなく、不必要にトラブルを頻発させてしまうような関係以外は自主性に任せるのが妥当。学校において求められる事が多い「仲良し」はむしろ多様性を抑えつける効果があり、それぞれが自他を尊重しながら見出した距離感が自然に認められることこそがインクルーシブにふさわしい。 P13 3-4 コンセプト5 教員の専門性を高めることに異論は無いが、同時に教員もインクルーシブな学校の一員であり大切にされるべきということを子どもたちや保護者にもわかる形でしっかりと示す事を同じ程度に重視するべき。 P15 4-3 事例 そもそも中休みにしか交流できない状態がインクルーシブではなく、特定の状態ででの交流の事例にしかっていない。 P16 4-4 事例 人依存かつボランティア精神に依存した事例であり、参考にならない。通訳支援は学校単体ではなく教育委員会・区全体として人材を確保または紹介可能にするシステムが必須であると考える。 P17 5-1 職員会議・校内研修等で 「どの教員であっても、どの授業、どの教育活動においても、同じ認識のもとで～」という文言が既に多様性を無視している。インクルーシブは正解があるものではなく「目の前にいる人を知り向き合って考え続け可能な配慮を常に調整する」という「状態」だと考える。もちろん最新の知見や多様な事例、基本的な前提は知識として共有するべきだが、それはその学校それぞれにある「状態」をインクルーシブという言葉で平に慣らすことではないのでは無いか。会議の実施例は具体的で良いがリード文を再考願いたい。 P18 5-2 自己研鑽で 教員の自己研鑽を推奨するのであれば、区全体として教員の事務仕事の削減、教員一人あたりで担当する児童数をより少人数に、日常的な補助職の増加などシステム部分を整えることが必須。何より子どもたちと向き合う時間すら確保できない状況を改善しなければ学校にインクルーシブな状態は生じづらい。 P19 5-3 保護者会で 5-4 地域への発信で 保護者や地域の人への発信については、そもそも保護者会にこない・来られない保護者が一定数いることから学校単体でも担当や教員の職務としてガイドラインに提示するのは無理がある地域もあると思われる。また道徳の授業を例として提示しているが、道徳は内容や理解によってはインクルーシブに反する思想が現れがちなので例としては危ういと感じる。 ●ガイドラインは最低限のベースとし、基本情報から新情報・新事例を参照できるサイトを設立するのはどうか ●ガイドラインに留まらず、この世田谷区らしい理念を現実の変化にさらに繋げるべく今後の予算や条例への反映を期待します	学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるよう、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化等の取り組みを行ってまいります。 子どもたちの意見が尊重され、安心して意見を言える環境をつくることができるよう、研修等を通じて教員の専門性を向上させてまいります。 教員や支援員等の態度や行動が、子どもたちの関係性に影響を与えることを踏まえ、子どもたちのそばにいる大人が子ども同士のつながりを大切にできるようにすることで、子どもたちが「どうすれば誰もが一緒に学校生活を送ることができるのか」を主体的に考え、行動することを促します。 学校と保護者の対話・協力を大切にしていまいります。 事例については、様々なご意見を踏まえて、整理・修正いたしました。 ここで言う「同じ認識」とは、子どもたちを全て同じ基準ではかる、といった意味ではなく、「人はひとりひとり違う」という世田谷区教育大綱の根本を共有することです。多様な子どもたちが共に学ぶこと、子どもの実態は日々変化することを前提として取り組みを進めてまいります。 教育委員会では、本ガイドラインと同時に、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を実行に移し、教員の働き方改革に着手していきます。なお、本プランでは定める緊急対策プランには、「配慮を要する児童・生徒への支援の拡充」を含んでおり、子どもたちの学びと育ちの充実と教員負担の軽減を図ることとしています。 保護者会に参加できない方や、地域の方にも、区HPや広報誌等を通じて広くインクルーシブ教育について周知してまいります。 道徳地区公開講座の実施例については、公開講座のねらいに照らしてし、検討し削除いたしました。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践していく学校や先生方をサポートし、行動につなげることのできるものとして、策定するものであります。 教育委員会としてインクルーシブ教育を一步步つ進めるにあたり、ガイドラインには、その方向性や考え方、また、学校現場における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要だと考えております。事例については、今後様々な視点から追加し、内容を充実させていきます。 教育大綱や教育振興基本計画に基づき、施策を推進してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
34	世田谷区インクルーシブ教育ガイドラインの作成をありがとうございます 「誰1人取り残さない」を打ち出してくださり感謝申し上げます。 多くの教員や保護者は医学モデルで見てしまいがちですが、しっかりと社会モデル と人権モデルを明記してくださりありがとうございます。 以下お願いがあります。 1 障害児や保護者の意見を取り入れるためにも、作成メンバーに入れてください。 2 誰1人取り残さないを普通級で実現するようにしてください。 そのための工夫を第4章の実践例で書いてください。 目黒区の合理的配慮事例集も参考にしてください。 https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/3046/r5_gouritekihairyo.pdf 3 4章には次も入れてください。 障害がある子やいろんな特性を抱えた支援がいる子が授業に参加できるようにどうしたら良いかを先生や子どもたちと一緒に 考える時間を持ってください。 4 インクルーシブ教育実現のために、保護者、学校関係者、福祉や行政の方と集まって対話して作っていくことも含めてく ださい。 5 p 5 差別の概念に「合理的配慮の不提供も差別」という記述をして、かつ義務化されてることを明記してください 6 差別の事例も明記してください。良かれと思って伝えることが差別のこともあります。 7 支援が必要な子には必要な支援をしてください。 8クラスで困ったときは先生含めて全員で対話をする時間を持つことを明記してください。輪っかトークです。	記載内容については精査し、修正しています。 区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴 取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。 事例の内容や文言等については、いただいた様々なご意見を踏まえ、整理・修正いたしました。 教育委員会の重点取組みの1つとして、保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進について記載いたしました。 合理的配慮の説明として、合理的配慮の不提供は差別とされていることを記載いたしました。 「どうすれば誰もが一緒に学校生活を送ることができるのか」について考えることを、行動コンセプトの内容として記載して おります。

No.	意見・提案	区の考え方
35	世田がめざす姿、素晴らしいです。 ではそのインクルーシブ教育を推進するにあたり区としては何をどうするのか、その世田谷区としての行動指針が示されていないと感じました。 既存の制度からより良い新たな制度への再構築をと謳いながら、実践のポイントでは特別支援級や支援校が前提になっていませんか。 現在も普通学級に在籍している児童は大勢います。事例をあげるなら、普通級でのその子たちへの支援の取り組みこそあげるべきではないでしょうか。発想が逆です。 また3-3インクルーシブ教育の基本概念にある地域共生社会の図ですが、特別支援学級・支援教室や不登校は違和感を感じます。次元が違います。 「通常の学級で学ぶことを難しいと思っている子どもと保護者がいることや、全ての子どもが居住する学区域の学校に行くことが当たり前でない教職員もあり、このような概念?発想を転換する必要があります」3-2なぜ今インクルーシブ教育なのかと言いながら支援級、支援校が前提のガイドラインに非常に違和感を感じます。 就学相談では最終的に就学先を決めるのは親ですとは言いながら、真摯に親の悩み迷いに寄り添っているのでしょうか。支援級・支援校判定に逆らって普通級を選択する親は強い圧力を感じ、辛い思いに不本意な就学先を選ばざるを得ない親もいます。 普通級に進んでも支援級に移れ支援校に移れと圧力をかける担任や校長が現実にあります。 支援級でもB0Pへの参加日数を制限されたり、中学では部活に参加させてもらえなかったり、これが今の現実です。それらにどう向き合うのか。これらを解決する気があるのか？ インクルーシブの基本理念を教員全員が理解し意識して行動できるよう会議や研修でこのガイドラインを活用するとのことですが、理念ばかり謳っても、お題目ばかり唱えても意識改革は難しいでしょう。皆さん理念は多分理解している。その上で信念を持って行動されているように思えます。視点が異なれば同じ理念の下でも行動は変わってきます。世田谷区はこうするのだという、世田谷区としての行動指針をキチンと出してください。 定期的な研修で教員の意識改革はもちろん必要ですが、新採や他区から異動された先生(校長も含め)への 世田谷区 の教育理念についての研修を是非お願いします。残念ですが、不適正就学だから支援されなくても仕方がない、という指導をする自治体が現にあるのですから。 世田谷区は親の希望した学校、学級に就学できる。誇らしいことです。ただ普通級に就学した児童に対する支援はまだまだ十分ではありません。受け入れるからには支援体制をキチンと作るべきでしょう。普通級でも支援級でも支援校でも、どこに居ても必要な配慮が正しくされるように、それが実現されるようなガイドラインを作ってください。 学校から地域へ広げる。素晴らしいです。世田谷区から東京都へ、そして全国へ広げるという気概を見せてください。	いただいたご意見を踏まえ、教育委員会の取組みを記載いたしました。 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえ、内容や文言を整理・修正いたしました。 教職員や支援員、教育委員会の職員のインクルーシブ教育に対する理解を深め、本ガイドラインの基本理念を理解し、その達成に必要な基礎知識を身につけるとともに、国内外で常にアップデートされていくインクルーシブ教育に対する知見を養ってまいります。 専門的で実践的な研修を区内全体で、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等の教員に対し、実施してまいります。 学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるよう、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化等を行ってまいります。
36	まずは、世田谷区がインクルーシブ教育を推進するためのガイドラインを作成してくださっていることに感謝いたします。 様々な意見を取り入れ、よりよいガイドラインにさせていただくことを区民として切に願っております。 ●全体を通して 教員の意識改革を目標としていますが、区としての制度改革についての方針が示されていません。インクルーシブ教育は、現場教員への意識づけのみで実現するものではないため、区としてどのような制度改革を行っていくのかもあわせて明示してください。 また、このガイドラインでは「インクルーシブ教育」をどのようなものと定義しているのかを明示してください。現在の世田谷区では、現場でエクスクルージョン、インテグレーション、ダンピングといったことが行われているにもかかわらず“本校ではインクルーシブ教育を進めています”といったことを謳う学校が存在しています。まずインクルーシブ教育とは具体的にどのようなことなのか現場の教員にはっきり理解できるように定義づけをお願いします。また、現時点での課題についても明確にし、どのような方向を目指すのかを示してください。 ●p.11の図について ただ単に思いついたキーワードを放り込んだような図で、何が伝えたいのかがよく分からなくなっています。この図、意味があるのでしょうか。それなりの紙面を占めるものなので、意味のある図にしてください。 ●p.17～18 <<例1>>、<<例2>>の第1回で、“校長が読み上げ”とありますが、これは意味がありますか。小学生に指導するわけではないので、貴重な会議・研修等の時間を校長がガイドラインをただ読み上げる時間に費やすのはもったいないです。その場で各自が黙読するか、そもそも大した量ではないのであらかじめ各自で読んでおけば他の活動に時間を使えます。 以上になりますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。	教育委員会の取組みを記載いたしました。学校をはじめ、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築に取り組んでまいります。 国連障害者権利委員会が2016年に「障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号」にて示した内容を記載しております。 図を削除いたしました。 研修については、いただいた様々なご意見を踏まえ、内容や文言を修正いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
37	・教育委員会は、就学相談にあたる全ての職員がインクルーシブ教育ガイドラインを理解し、まず第一に、通常学級で学ぶ権利があること、合理的配慮を保障することを説明した上で、特別支援学級・特別支援学校といった選択肢について説明するようにしてください。説明に偏りが出ないよう、十分に配慮してください。 ・教育委員会は、同じ学校内で、障害がある子・支援学級だからと不当な扱いを受けたり、障害のない子に対しては確認することのない、条件やルールを課されることがないよう、また合理的配慮を受けられているかどうかといった、各校における障害児の現状を十分に把握するよう努め、通常級に通う障害児を含む、障害児とその保護者から定期的に意見を聞き、ガイドラインの定期的なアップデートに役立ててください。 ・障害児に限らず、学校で人権侵害とも思われる事例に遭遇した場合に通報・相談できる第三者的窓口を案内してください。 ・区は、校舎建て替えの機会を待たず、区立の全小中学校にエレベーターを設置してください。 ・副題『～日々、問いかけていますか？「あなたは どうしたい？」～』は、インクルーシブ教育ガイドラインに相応しくない為、『同じ教室で、共に学び、共に育つ』といった、インクルーシブ教育がどういったものかが明確に伝わる副題に変更してください。 ・3-3にある『現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます。これまで進めてきた世田谷区の教育の知見を生かしつつ、住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりが望む学びが行われるよう、できることから一歩ずつ前に進めていきます。』は、3-2にある『世田谷区では「誰一人取り残さない教育」を基本に、すべての子どもを包容する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うために、既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図っていきます。』から後退した表現になっています。3-2の表現に合わせて、3-3の表現を変更してください。 例えば、3-3「現在の制度の中で」を「制度の見直しを含め」に変更する。3-3「できることから一歩ずつ」の「できることから」を削除する。 ・4-2, 4-3の事例について 4-2は「できないないによってコース分けをする」と書かれています。 4-3は『子どもたちははじめ、「特別支援学級の子でもできる遊び」を考えました。』とあり、“子どもたち”が支援者側の目線で話しているような、その話し合いに、当事者である“特別支援学級の子”が参加していないように感じられます。 どちらも交流・共同学習の事例であり、インクルーシブ教育実践の事例としては適切でないと思います。 4-2は、他の「分けない」より良い事例に、4-3は、「特別支援学級の子」から「障害のある子」に変更し、話し合いの場から障害のある子どもも本人が参加していると分かる表現に変更してください。	教育委員会事務局のすべての職員は、インクルーシブ教育に対する理解を深め、本ガイドラインの基本理念を理解し、その達成に必要な基礎知識を身につけるとともに、国内外で常にアップデートされていくインクルーシブ教育に対する知見を養ってまいります。 教育委員会として、研修の開催や専門チームの派遣の中で、学校の状況を把握し、必要な支援をしてまいります。また、ガイドライン策定後も、教育の質をさらに向上させるため、ガイドラインのバージョンアップを図ってまいります。 子どもの権利を守る仕組みとして、世田谷区子どもの人権擁護機関である「せたがやホッと子どもサポート」について記載しております。 既存校舎におけるエレベーター設置は、建物の構造上、設置可能性を確認するための地盤調査や建築基準法の適合化やエレベーターの納期に時間を要するなどの課題が多いことから各学校の状況に合わせ、できる範囲を明確にしながら、適切な学校整備を行います。 副題は「子どもの主体的な成長を促す教育をしますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 現在の制度を本ガイドラインに沿って活用するとともに、必要な改善を行い、本ガイドラインの趣旨に沿った取組みが推進されるよう、一歩ずつ前に進めてまいります。 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえ、内容や文言を整理・修正いたしました。
38	・サブタイトルの「日々問いかけていますか～あなたは どうしたい？」はとても良いと思うのですが、後半のガイドラインの活用例には全く「あなたは どうしたい？」という視点が反映されていないように感じました。 ・インクルーシブ教育の基本となるものは個々の人権の尊重であると思います。まずは全校で教員だけでなく、子どもも、できれば保護者や地域の大人も一緒になって「子どもの権利条約」について学ぶ機会を定期的に持つことが、インクルーシブ教育を浸透させるにあたり一番効果的なのではないかと感じています。 その他、素案について気になった点は以下の通りです。 ・「保護者・地域にも理解のための資料としてほしい」等を伝えたくて、多くの人にわかりやすい説明にしてほしいです。 ・インクルーシブとは全ての人を個々として尊重すること。そして、子どもはもちろんのこと、教職員も保護者も含む全ての人々が、個々として尊重される存在であることを、記してほしいです。つまり、学校組織のなかで、ひとりひとりの教職員が尊重される環境も同時に推進されるべきであることを示してほしいです。また、教員の取り組みが結果だけでなく「このような実践に挑戦した」という過程も含めて評価されて欲しいと願います。 ・「先生」という言葉を使わず「教員」としてほしい。「先生」という言葉が口語ならばともかく、公的に使われるというのは、旧態的な教師観を連想させるよう で、違和感を持ちました。 ・各項目の活用例が少なすぎる。かえて「これしかない」という印象を与えかねない。実践例は多い方がいいし常に更新され参照することができるようにできないか。実践例のサイトをつくるなど。その際、成功例だけでなく、失敗例も載せて欲しい。	副題は「子どもの主体的な成長を促す教育をしますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みを推進してまいります。 教員向けのガイドラインではありますが、保護者や区民の方への周知も行っていくことから、分かりやすい表現を工夫してまいります。 教育委員会として、支援チームが教職員による児童・生徒への支援の状況や過程等を継続的に観察しながら、学校をサポートしてまいります。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員向けに作成しているため、教育委員会から呼び掛けるための呼称として「先生」を使用しております。 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえ、内容や文言を整理・修正いたしました。事例やポイントについて、今後、様々な視点から追加し、内容を充実させてまいります。
39	世田谷区の職員の皆さま、とりわけ教育委員会・インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会・子どもの権利条例に携わる皆さまにおかれましては、障害者権利条約の一般的意見4号を熟読いただきたく、切にお願い申し上げます。 一般的意見4号は障害者権利条約の24条（教育）を実施するにあたって留意すべきことが具体的・詳細に記された権利委員会の正式な見解であることはご存知のとおりです。 障害児者、中でも知的障害児者も高等教育までインクルードされるべきであるということが明確に示されています。 区長が「世田谷区から国を変える」と明言してくださったように、世田谷区から今の日本の教育に激震を起こしてください。学校の先生方の子どもたちへの愛情と情熱と真摯さといった本領を発揮する機会を提供してください。先生方を支え裁量を尊重し子どもと直接関われる時間を大事にできるようにしてください。 変わるべきは教員の意識という前提がガイドラインにはありますが、先生方は変わり始めています。どの子も原則として通常学級籍にするという制度に変えてください。そうすれば自ずと世田谷区全体的に、さらには全国にもインクルーシブ教育の萌芽は波及していきます。「今」「目の前の」子どもたちがインクルーシブ教育を受けられるよう、すぐに変えてください。ご協力を惜しみません。	世界の動向や、国や都の法令や計画等を踏まえ、区の各種条例や計画と共に、学校から地域共生社会を進めていくため、教育委員会として、インクルーシブ教育の実現に向けて取組みを進めてまいります。 まずは世田谷区において今年度中にガイドラインを策定し、令和7年度からガイドラインに沿った取組みを実施してまいります。 区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまります。

No.	意見・提案	区の考え方
40	① 作成委員会には、当事者が参加していません。また、当事者からの意見聴取もされていません。障害のある子、その保護者、障害当事者の意見聴取を保障し、時間をかけて作成してください！ ②障害のある子が普通級に通学する際、最終的には本人・保護者の希望を尊重する。とありますが、就学前の療育の先生も、学校担任も校長先生も保健室の先生もスクールカウンセラーも、分離教育の方が本人のためになるという価値観で関わられてきます。親として通常級での共育共生を希望すると、本人にとって辛くて可哀想な選択をしている、と捉えられてしまっています。分離教育の方がその子のためという価値観を改めてほしいです。共育共生でも辛くならず楽しく過ごせる工夫と支援体制を切に希望します。 ③障害のある子が通常級で学ぶ際の支援員の配置制度がありますが、圧倒的に不足しています！支援員をもっと手厚く配置できれば、普通級で学ぶことを諦めずに済み、インクルーシブ教育が実現すると思います！学校で支援員の要請をしても、教育委員会の視察は数カ月後、結果も支援開始も数カ月後。さらに希望している必要量配置は叶わない現状。圧倒的に不足しています！例えば私の娘は、支援級判定でしたが、通常級に頑張って通学しています。勉学についていけないことやミスコミュニケーションなどから、学校や先生クラスメイト怖くなってしまい、母親分離不安が生じ、登校拒否になってしまいました。母親の私が朝から放課後まで付添い、勉強やコミュニケーションをサポートすることで何とか通学できるようになりました。今は母親でなくても、支援員がついてくれることで、通学できる状態です。授業やコミュニケーションのサポートをすることは、不登校予防につながります。しかし、現状は支援員の配置を希望しても叶いません。世田谷区の多くの学校が希望しており、優先度の高い児から配置しているからと。自傷他害などから安全を確保する必要性の高い児が優先度が高いという回答です。ガイドラインには、支援員の目的の1つとして学習支援も謳われています。しかし現状は学習支援のための支援員配置は難しく、また個人的にもつけられない状態です。もっと、支援を手厚くし、希望する場合には個人的にも支援員を配置できるようにし、通常級でも安心して学べる環境を整えてください！	今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。 すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育をめざします。 教育委員会の取組みとして、学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化を行ってまいります。
41	「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）」を拝読しました。元小学校の教員です。世田谷区が「誰一人取り残さない教育」を基本に、すべての子どもを対象に、共に学び、共に育つための質の高い教育をめざし、とりくみをすすめられていることに敬意を表します。共感するのは、子どもたちが自分のことを自分たちで決め、自分らしく生活することを大切に考えておられること。そして大人は子どもたちの力を信じ、見守り、待つことが大事とされていることです。このことは今日の学校教育が最も求めていることだと思います。ぜひともこうした理念の具体化に向け、とりくみを推進していただければと思います。一方でぜひ検討いただきたいことがあります。その一つは「差別」の「定義」にかかわってです。素案3－1の1で「差別とは」で差別を定義されていますが、「障害者の権利条約」の「定義」では「障害に基づく差別とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限」としています。このことから「障害」によって学ぶ場を分けることは差別だと考えます。この点について「素案」において明確に示していただけないでしょうか。二つ目です。子どもたちのつながりを育む上でまず大事なことは互いに知り合うことです。そして差別や偏見をなくしていく上で知ることは欠かせないと思います。日々の生活を共にし、ときには互いの思いや都合をぶつけ合いながら、互いを知ることが大事だと思います。「知る」ことを行動コンセプトのどこかに位置づけていただけないでしょうか。三つめは「専門性」についてです。素案の3－4行動コンセプト5に「教師としての専門性を絶えず向上させていく必要性」が示されています。専門性とは高度の知識や経験のことをさすのですが、今、求められているのは子どもたちから学ぶことであり、子どもたちから教えられながら教職員も育っていくものと考えます。「子どもたちから学ぶ」、このことを示していただければと思います。四つ目は4章実践ポイントにかかわってです。4－2で「個人作業は特別支援学級、様々な意見が出る内容の授業は一緒の教室」と学ぶ場を分けるのは、何か特段の理由があるのでしょうか。分ける教育から共に学ぶ教育への移行期、通過点との位置づけなのでしょう。それにしても不可解です。同じ場で学ぶことは何物にも代えられません。	記載内容については精査し、修正しています。 教育委員会と学校は、これまでの世田谷区の教育の知見を生かしつつ、すべての差別を取り除き、住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めていくことを記載いたしました。 多様性への理解を深め、偏見のない人間関係を育んでいくことをコンセプトに記載いたしました。 子どもたちからも学びながら、共に成長することができるようになることが必要であることを記載いたしました。 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえて、内容や文言を修正いたしました。
42	隣接区で特別支援教育支援員として勤務する者として、今回のガイドライン策定に大いに期待しています。ただ、当ガイドラインの目指す方向が現在の制度の延長線上にあるのか、それとも現在の制度を変えていこうとしているのかを読み取れませんでした。現在、世田谷区内の小学校に24の固定型特別支援教室があり、その数は通級型支援教室の4倍もの数になっています。国連勧告にあるとおり、この現状はインクルーシブ教育の理念に反するものです。世田谷区の施策は他区にも影響力があります。どうか当事者の希望に真摯に耳を傾け、すべての子どもが共に学び、共に育つための学校制度に変えていってほしいと願います。そのために、今回のガイドライン策定にあたっては以下の点を見直し、改定して頂きたいと思います。 ・9ページ目「それはまた、子どもと保護者がより自由な意思で、学ぶ場を選択できることにもつながっていきます。」（学びの場が分離されていること自体、インクルーシブ教育ではありません） ・10ページ目「現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます。」（「現在の制度をどのように変えていくべきか…」等のように変更する？） ・事例4－2、4－3（特別支援教室がある前提の事例なので、普通級で共に学んでいる事例に変更する？「共に学ぶ」≠「同じことを同じように学ぶ」であることに留意ください）	区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまることを記載しております。 既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り現在の制度を本ガイドラインに沿って活用するとともに、必要な改善を行い、本ガイドラインの趣旨に沿った取組みが推進されるよう、一歩ずつ前に進めていける人材を育成していきます 事例については、いただいた様々なご意見を踏まえて、内容や文言を修正いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
43	はじめに これまでの世田谷区教育計画・教育ビジョンは特別支援教育の中にインクルーシブ教育が入っていましたが、4月からの教育振興基本計画では、特別支援教育とは別の柱立てインクルーシブ教育が示されました。世田谷区が真のインクルーシブ教育の実現に向けてガイドラインを作成することは、全国に先駆けてのことであり、素晴らしいことと、とても期待をしています。p8からp11下から8行目「既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図っていきます。」の記述はその姿勢のあらわれと理解しています。是非、新たな制度への再構築を図るためのガイドラインにしてください。以下、より良いガイドラインの作成を願って、意見を述べます。 ①作成委員会には、当事者が参加していません。また、当事者からの意見聴取もされていません。区では、認知症条例や子ども権利条例では当事者が参加し、意見表明の機会がもっています。ガイドラインも障害のある子、その保護者、障害当事者の意見聴取を保障してください。 ②表紙の副題～日々、問いかけていますか？「あなたは どうしたいか？」～については、教員が子どもたちに問いかけているかという意味だと説明を受けましたが、そもそも、障害のある子は、問いかけられるその場に入ることができない、その場から分離されている制度になっているのが現状です。その差別を解消するためのガイドラインのはずです。副題を付けるなら「共に学び共に育つ世田谷の教育をめざして」ではないでしょうか。 ③p12 3－4 行動コンセプトについて インクルーシブ教育ガイドラインのコンセプトならば、教育委員会がまず自身のコンセプトを示すべきです。そこには、「就学相談」「就学通知」「合理的配慮の提供」「共生社会とのつながり」等について書かれてあるべき。全面書き直しを求めます。 区の広報には、はっきりと「教員向けのガイドラインです」と書かれています。また、教育長や委員長の挨拶でも、このガイドラインは教員の意識改革を目的に作成されたとあります。教員の意識改革ではなく、まず、教育委員会がインクルーシブ教育のための制度改革の姿勢を明示すべきです。障害のある子の保護者が読んでも、地域の学校に行けるのだ、行こうと思えるような、区の指針を示すガイドラインにしてください。 ④ガイドラインは、区の基本的な指針や方向性を示すものです。p 1 4以降の内容は、実践資料編としてガイドラインとは別に、ガイドブックとして作ることを提案します。 ⑤実践例4－2・4－3の内容は「交流及び共同学習」の例であり、特別支援教育の実践であり、インクルーシブ教育の実践例としてはふさわしくありません。普通学級に在籍し、共に学んでいる実践を掲載してください。 ⑥p 9には、2か所、「既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図っていきます。」と書かれています。しかし、p 11には「現在の制度の中で何ができるか…、できることから…、その積み重ねが、新たな制度構築へとつながる」とあり、矛盾しています。 ⑦図2 教育長の挨拶に、「世田谷区では現在、障害のあるなしにかかわらず、多くの子どもが同じクラスに在籍しています」と書かれていますが、何を根拠にそのように書かれているのでしょうか。たしかに、発達障害と言われるお子さんが支援教室に多く通級していますが、発達障害の子はもともと普通学級在席です。多くの知的障害のある子や重度の身体障害のある子は、就学相談の結果、分離された場で学んでいます。 また、「これまで以上に、インクルーシブ教育を推進していく」ともあります。本人・保護者の希望で普通学級で学んでいる子や親がどのような対応をされているのか、当事者の実態を知らないからこのようなことが書けるのだと思います。当事者の声をきちんと受け止め、ガイドラインを作成してください。 ⑧図4の図から、ガイドラインは「地域共生社会を進める」ためのものとして、位置づいているのがわかります。2022年9月22日の議会において区長は、「新たな条例制定（世田谷区障害理解の推進と地域共生社会の実現をめざす条例）を契機とし、国連障害者権利委員会による勧告と「私たちのことを私たち抜きで決めないで」というこの大変有名になった国連で議論してきた障害者権利条約の合言葉を十分踏まえ、勧告の趣旨をとらえながら、インクルーシブ教育や地域共生社会の実現に全力をあげてまいります。」と答弁されています。世田谷は共生社会を目指している、その実現のためのインクルーシブ教育という視点で区長の挨拶を掲載を望みます。 ⑨図p最後の部分 「この一冊で、インクルーシブ教育について把握できる構成となるように目指しました」とありますが、「インクルーシブ教育に完成形はない、インクルーシブ教育はプロセスだ」と言われています、そんな簡単に把握できるものではありません。そんな簡単に把握できるような世田谷のインクルーシブ教育だと誤解されますので、削除すべきです。 ⑩図5差別の概念に「合理的配慮の不提供も差別」という記述がありません。 ⑪図7 合理的配慮の提供は義務化されていることが書かれていません。 ⑫図9の図について インクルーシブ教育になぜ、特別支援学校や学級、不登校特例が入るのでしょうか。この図は、分けられた場を列挙しているだけです。インクルーシブ教育を示すものではありません。削除を求めます。	記載内容について精査し、修正しています。 今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。 副題は「子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 いただいたご意見を踏まえ、教育委員会の取組みを記載いたしました。また、区は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまることを記載いたしました。 本ガイドラインは、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すとともに、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするために作成しており、教員が改めてこれまでの対応を振り返り、新たな取組みにチャレンジする際の参考となるよう事例を掲載しております。 子ども同士のつながりを大切にした交流や合理的配慮の提供など、本ガイドラインの趣旨に沿った副籍交流が実施されるよう、本事例を掲載しております。 現在の制度を本ガイドラインに沿って活用するとともに、必要な改善を行い、本ガイドラインの趣旨に沿った取組みが推進されるよう、一歩ずつ前に進めてまいります。
44	正直、世田谷区ではまだまだ障害がある子も無い子も共に学ぶ状況には程遠い状況と感じます。我が子が通う世田谷区の小学校でも支援員の方々は非常に丁寧に対応して下さっていますが、校長先生は共に学ぶというお考えはないようです。 世田谷区インクルーシブ教育ガイドラインを読みました。 まず表紙の副題。「あなたは どうしたいか？」教員が子ども達に問いかけてるという事だが、そもそも障害児はその場に入れないし、理解できない子もいる。その差別をなくすガイドラインなはずなので、この副題はおかしい。 p5差別の概念に「合理的配慮の不提供も差別」の記載がない。 p9には「排除されることなく～」 「既存の制度からより良い新たな制度へ再構築を図っていきます」とあるが、新たな具体案は何も示されてない。 まだまだ、ガイドラインの内容には疑問点が多すぎる。 一番の問題は、このガイドラインの作成委員会に当事者が参加していない。当事者からの意見聴取もされていないというのは、おかしい。障害がある子や保護者の意見を集め、時間をかけて作成するべきです。	記載内容について精査し、修正しています。 副題を「子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。 合理的配慮の説明について、記載内容を検討してまいります。 教育委員会の取組みを記載いたしました。学校をはじめ、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築に取り組んでまいります。 今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。
45	公表したガイドライン素案に対する対案を持参	いただいたご意見を踏まえ、内容に反映いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
46	ガイドラインのP11【世田谷区は、「誰一人取り残さない教育」を基本に、・・・・子どもたち同士のつながりや学校の文化をつくっていきます】とあります。しかしながら9月22日のシンポジウムで素案について様々な問題が浮き彫りになりました。①「私達のことを勝手に決めないで」という当たり前のことが無視されています。作成委員会に当事者の参加がありません。障害のある子やその保護者の意見は時間をかけて丁寧に聞き取り作成してほしい。②ガイドラインの副題に「あなたはど うしたい？」はあまりに漠然としています。「共に学び育つための世田谷の教育をめざして！」はどうでしょう。③委員長はシンポジウムの中で「文科省は変えないと言っている」「世田谷区は特別支援教育を充実させなければならない」と発言しています。この発言の根底には国連の勧告を直視して世田谷のインクルーシブき教育の基本理念を策定しようという意識が欠けています。こういう状態だからシンポジウムの保護者の発言で世田谷の教育の実態が明らかになりました。障害を持つ子どもに「ここにいるべきではない」「特別支援教育の場がある」「手厚い教育が受けられる」と諭されます。差別されます。発言された方（お子さん）の担任は主任だったということです。こうして何年もずーっと障害を持つ子とその親は近所の友達から切り離され、悲しみや苦しみの中にあるのです。だからこそあの方の発言の内容に多くの方が涙し、同意し、拍手があったことを認識してほしいです。「支援学級」「支援学校適」という差別をなくしてください。本人の声を受け止めてください。誰もが地域の学校に入学できますように。お願いします。そのためのガイドラインをお願いします。	区は、すべての子どもが居住する学区域の学校への就学を基本としています。お子さんと保護者の意向に基づき特別支援学級を選択される方もおられ、区では学校教育法に定められた特別支援学級が差別に当たるものではないと考えております。
47	世田谷区内のお子さんも診ている医師です。 皆様が作られたガイドライン、日本では画期的な施策で、世田谷区がパイオニアであることを知り、敬意を表します。 しかしインクルーシブ教育は民主社会で当然の教育理念とシステムなので、民主国家である日本で今迄なされていなかったのは不可思議でもあります。 内容を拝見して、まず気になったのは、障害モデルの分類と定義です。特に、医学モデルと医学・医療は全く違うということ を、教育学の先生方はご存じでしょうから釈迦に説法とは思いますが、医学モデルは、「医学によって障害が消えて正常になるか正常に近づければ障害問題はほとんどが解消する」という「思想」であり、実際の医学・医療行為とは別物です。しかし医学モデルが医療行為と同一視され、誤解による弊害が生じたことから、医学モデル排斥を見直す思想が1980年代から海外先進国で高まってきています。国連でも単純な分類と相互関連の欠如に異議を唱えています。 日本の教育現場では医学モデルと医学・医療行為が同一視されているので、疾患をもつ子どもや疾患のリスクが高い子どもに（すべての子どもには多少ともリスクがありますが）対する理解が不十分になっています。私は多くの小学校を親からの要望で訪問していますが、医師からの助言は受け入れられないことが多く、子どもたちの心身の健康に対して大きな懸念をいただいております。これは多くのご本人とご家族が困っておられる問題の基盤でもあります。医療ケアが必要な子どもに対しても、教員の方々が医療者と密に連携していくべきなのに、教育界では支援技術だけで十分と思われるのと、医療ケアの専門である看護大学教授は嘆いておられます。 医学モデル批判が人々の苦しみを予防したり治療したりするのを妨げている問題に対して、曖昧で誤解されがちな「医学モデル」という名称の代わりに「正常化モデル」という内容を示す名称を海外の専門家が提唱しています。それは、医学モデルというのは医学・医療が問題ではなく、正常化だけを目指す思想であり、そのことが問題だからという理由です。 一方、社会モデルにも限界があるということが2000年代初頭から指摘されています。社会モデルだけでは、障害ある人たちが差別されることなく、納得のいく良い生活ができるとは限らない、という実態から生じた批判です。 国連も指摘している通り、医学モデルVS社会モデルという構図は、多くの調査研究から得たエビデンスの結果から、すでに時代遅れになっています。このような単純すぎる思想は複雑な現代社会には合わないのです。 なお人権モデルは障害ある人が人権擁護の対象となることで主体性を欠くという意見が出されていて、議論が必要とされています。	合理的配慮の説明や事例に知的障害の視点を追加いたしました。全教員が障害特性等の状況を把握し、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる専門性を向上させることができるよう、研修等の取組みを進めてまいります。 ガイドラインに記載はいたしません、子どもや学校関係者からいただいたご意見を踏まえ、作成を進めてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
	私は医学モデルvs社会モデルという思想が実態と違うのではという疑問をいただき、多くの論文を調べましたが、特にまとまっていて納得がいったのは昨年出された次の論文です。 Zaks, Z: Changing the medical model of disability to the normalization model of disability: clarifying the past to create a new future direction. Disability & Society, 1728 .2023 貴ガイドラインを拝読して、とても不思議なことに気づきました。それは知的障害という範疇に含まれる子どもたちへの対応が含まれていないことです。知的障害の子どもと言っても、ご存じの通り一人ひとり違います。知的レベルだけでなく、性格も生活の背景も経験も大きく違っています。その多様性をどう受け入れて、一人ひとりに適切な教育を考えて実施するのもインクルーシブ教育の多様性と共生理念に含まれるのですが、容易なことではないので、学校の先生方には多くの分野を含む勉強をしていただく必要があるでしょう。 先生方の自己研鑽には、人間という複雑な存在と子どもの心理や潜在能力を見抜き指導するための多くの学びが必要と、イタリア人と結婚した障害のある子のお母さんは語っていました。イタリアではインクルージョン教育を50年前に開始していますが、その実施のために学校教員の方々は猛烈に勉強してますよと。イタリアはとても良い幼児教育もなされていて、それを学ぶため訪れる日本からの先生は多いのに、学校の先生は学校見学に来られていないですねとも言っておられました。そういえば学校訪問に行ったときに、校長先生のお部屋に専門書が見当たらないのは不思議だと常におもっていました。 私は勉強家の先生数人と親しくしているので、学校の先生に何ができるか教えていただいています。そのため学校の先生方へのお願いは医師の机上の空論ではないのです。 ちなみに、スペシャルニーズと特別支援は意味が異なります。Specialの訳は特別ではないのです。つまり、「special」は集団内で特に際だっていることに使われ、「特別は」文字通り、集団から別の場にあることを示しているからです。 ところで作成されたガイドラインには、生徒さん達、学校のOBOGの方々（特に学業優秀でなかった方々）の意見がどのくらい反映されているのかを記載していただきたいです。インクルーシブ教育の主役は生徒達ですので。 最後に、下記のサイトを参考にさせていただきたく、紹介いたします。 ※International Guidelines for the Education of Learners with Down Syndrome - DSi - July 2020 インクルーシブ教育において各個人の特性を熟知する必要性とその方策が詳細に書かれています。 ※「ダウン症のある子どもの算数スキルを発達させるためには」（スコットランドダウン症協会制作の指導書の翻訳） インクルーシブ教育を行う上でダウン症のある子どもの共通特性をふまえた具体的な指導方法です。http://juyoh.net/ 次の書籍も参考になりそうです。 ※「学力喪失」（今井むつみ著）インクルーシブ教育でも必要な基本が書かれています。 ※「13歳から鍛える具体と抽象」（細谷 功著）小学校で「具体」があらゆる面で納得いく教育がされているでしょうか。それなしに「抽象」が入り込んでいないでしょうか。トルコの教育では具体と抽象がしっかり教えられていることをNHKの番組で知りました。日本ではどの学校に行っても、具体→抽象でなく、双方が混然と教えられています。	

No.	意見・提案	区の考え方
48	インクルーシブ教育をうたうなら、まず、拠点校だけに支援学級を設置するのではなくどの学校にも支援学級を設置すべきです。配慮が必要な児童生徒がなぜ学区の学校に通えず、バスなどを利用しないと通えない学校を指定されることがあるのか、以前からとても疑問でした。健常児でも小学校にバスで通うことはかなりの負担であると思います。障害があるなら尚更であることは明らかです。自分で通える歩いて行ける学校であるべきです。学区の学校に通う、通常なら当たり前の権利がないこと自体がインクルーシブ教育に反していると思います。まずはそこから変えるべきです。それができてから初めてガイドラインが生まれるのではないのでしょうか。	現在、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の改定を進めており、長期的にはすべての学校に特別支援学級、特別支援教室巡回教員拠点校を設置をしていきたいと考えております。
49	まずこのような機会をいただきまして誠にありがとうございます。 私の娘は世田谷区立中学校特別支援学級へ通っております中学〇年生です。 海外より日本へ引越してきて数年が経過します。 〇〇小学校の支援級へ最初通い、世田谷区の支援級の在り方がだいぶ違い、障がいのある子供達が一人一人伸ばされていく環境ではないなと最初だいぶ戸惑いがありました。 中学に入り、さらに衝撃を受け、ずっとモヤモヤを抱えて生活しましたが今年の6月に校長先生へアポを取り直接お話に伺いました。インクルーシブ教育が国連からも勧告を受けている日本で、私は以下の状況が改善の余地があるのではないかとお伝えしました。 1) あまりにも普通級と交流がないので英語だけでも普通級へ通わせてほしい と中学入学後間も無く担任の先生へ申しましたところ、うちの娘は時計を読むのが苦手なので自分で普通級へ時間になったら行かれないでしょうということや、普通級で他のお子さんの足を引っ張るようなことがあればご父兄からの苦情がくる可能性があると言われ却下されました。 ちなみに我が子は叫んだり泣いたり、人に危害を加えたり一切しない子で手はかかりません。数字が苦手でIQが足りないだけです。(我が子はその時点では英検4級を受けておりまして、受かりました、その後3級も、準2級もものすごく親子で努力して合格しました) 今年1年生で入ってきたお友達が部活に入りたいと先生にお伝えすると、ちょっと無理ですねという対応をされ、親御さんがとても戸惑っておられ、他の子供に迷惑がかかるようなことがあったら自分が全て責任を取ると交渉してようやく入れてもらいました。 つまり普通級と支援級が分断されており、コミュニケーションがない中で支援級の子供が部活動へ参加するというのもとてもハードルが高い状況にあるということです。みんなで一緒に学ぼう、という環境は整っていません。 2) 一番衝撃的だったのが運動会です。 まずテントの配置が、支援級だけ一番端っこでボツンと離れています。なぜ??と私は何度も見直すほどです。アメリカだったら大騒ぎになるでしょう。写真も動画もございまして、お送りできます。 これについても校長先生に、なぜ支援級が真ん中だったりもっと疎外感ない配置になっていないのかということをお伝えしました。担任の先生は長年こうだから、音に過敏だったりする子もいるとかおっしゃってましたが、端っこでも真ん中でも音には大差はありません。真ん中で走っていたり競技をしているわけですから。 そして普通級と交流があると言い張られる”混合リレー”4色あるうち、緑色に全ての支援級の子が入っています。そこに人数合わせで数名の普通級のお子さんが入っています。ここを混合と呼んでいる訳です。 残り3色は支援級の子は入っておりません。混合ではないんです。よーいどん! さあ緑色は勝つことができるでしょうか。もちろん最下位です。まっすぐ走れない子や歩いてしまう子がいっぱいいる緑色ですから。 混合リレーと呼ぶからには全ての色に支援級の子供を入れるべきではないのでしょうか。それこそがインクルーシブだと思えますと申しました。 3) 宿題は数行の日記だけ。漢字も間違いだらけ、特に文章を上手にしようというような目的はない。 例えば音読の宿題を毎日出す、この子は算数が苦手だからこのプリントを一枚出すなど小学校でもリクエストすれば対応してもらえました。でも基本的にほとんど勉強をさせない、諦められているのかというくらいその子の可能性を伸ばそうという働きかけが見られない。 1年生の時も宿題を出してほしいと申しましたが、ドリルとかご家庭で用意したものをこちらでたまに見るくらいはやりますが、、というお話でそれも立ち消えました。 もっとその子の可能性を伸ばそう、この月はこんな取り組みをしましょうというようなシンガポールの日本人学校の支援級ではその子その子で学習の目標設定もあり、宿題も毎日音読など習慣化させてくださってました。 なので私が仕事から帰って、彼女の唯一少しでもできる英語を伸ばそうを必死で教えてきて、英検という目標を設定して乗り越えてきました。このお話を全てした後、校長先生が ”インクルーシブ教育は分かりますよ。私も理想はそうあるべきだと思います。でもお母さん、大前提として、ここは日本なんです”と一言目におっしゃいました。私は仕事を半休とって会いに行ったのですが、相当ショックでした。 ”我々は日本の教育方針、世田谷区の教育方針に従って運営しているので、お母さんの望むほとんどのことは残念ですが実現できません”と。 世田谷区にはインクルーシブ教育の概念がないのかとその時思いました。 いろいろな話をしましたが、その後OKが出たのは普通級の英語に通いたければどうぞということだけでした。 支援級の子だけに一方的にベネフィットがあるわけではないです。普通級との交流が普通級の子にとってもかえがえのない経験となります。相手を思いやるだとか、この子はこういう特性があるとか、世の中にはたくさんの個性や特性のある方がいらっしゃると思います。自分に何ができるのか、勉強だけして帰るところが学校ではないです。相手を理解して、支え合ってということとても貴重な経験ができるはずの場所です。 現状はインクルーシブからかけ離れていますので、ポリシーとして掲げるだけでなく具体的に支援級の子供達の可能性が最大限に伸ばされていく環境であるように、案を講じていただきたいです。 そして、支援級がただ学校の片隅に居候しているような構図では全く交流とは言わないです。 運動会で混合リレーがある、ボッチャ交流会がある。それだけです。 子供達の可能性はどの子も無限大にあります。読み書きが本当にできない、記憶も定着しない娘でも頑張って一生懸命コツコツやったら英検準2級に合格したのです。先生が子供達の可能性を信じてくださらないと、最初からそれは無理ですね、とか他の子の迷惑になる、親からクレームが来る、あるいは時計が読めないから普通級へ通えないなど、それは少しのサポートが	本ガイドラインの策定を通じ、学校管理職をはじめとして、教員の意識改革を図ってまいります。 通常の学級と特別支援学級の子どもたちが、共に学び、共に育ち、かけがえのない経験を共有できるように、交流及び共同学習の推進等を進めてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
	あれは可能なことです。支援員の方ももっと質を上げて、世界水準に合わせたインクルーシブ教育を目指していただきたいです。もっと普通級と積極的に交流がある環境にしていきたいと思います。 貴重なお時間ありがとうございました。	
50	医療的ケア児を含む重症児の普通校における教育については、だれでも安心安全に教育を受けるための「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定中ですが、一番大切なことは、本人の能力に応じた教育がきちんと受けられることだと思います。 現在障害のある児童生徒の多くはきめ細かい特別支援教育を受けていますが、地域の普通校を選択しても、教育のレベルが下がることのないようにするためには、社会モデルを理解していただきながら、医療的ケアを始め、ソフト面、ハード面の様々な配慮が必要かと思います。 障害があってもなくても同じ仲間として教育を受けることは、個に応じた教育内容とともに、皆で多様性を認め合うことの大切さを学ぶことにもなります。 地域の普通校を選択する障害児はまだ少なく、対応も始まったばかりですが、将来は、普通校でのインクルーシブ教育が当たり前になり、安心して選べる世田谷区になって欲しいです。	子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制作りや環境整備を進めています。 医療的ケアをはじめ、支援が必要な児童生徒に対する人材や環境の整備について、引き続いて取り組んでまいります。 インクルーシブ教育は、全ての子どもたちが背景や能力に関わらず、共に学び成長することを目指すものであり、これからの時代の教育に向けて、多様性を尊重し、誰一人取り残さない教育環境の整備の基盤となるものであると考えています。
51	・3-1 社会的モデルの説明文に「障害を」あるいは「障害者が抱える困難を」などを入れた方がいいのではないのでしょうか。（社会モデルは障害を～から生じると捉える） ・3-3の図には特別支援学校が入っていません。都立学校なので仕方ないとは思いますが、区内には都立や私立の特別支援学校に通っている障害児も住んでいます。都立特別支援学校には居住地域の学校に複籍を持つことができる複籍制度があり、複籍での直接交流や間接交流は障害のある子にとっても障害のない子にとっても、互いのことを知る大変貴重な機会です。しかしながら、複籍があっても交流の機会が少ない現状があります。都立学校の制度とはいえ、受け入れるのは地域の学校です。複籍交流も「せたがやインクルーシブ教育」の一環と捉え、ガイドラインに含めることはできないのでしょうか。ガイドラインに複籍交流を推奨することが明記されれば、地域の学校に受け入れてもらいやすくなるのではないかと考えられます。事例としての取り上げてもよいです。 ・教員にも、子どもたちにも、障害理解を深め、いろいろな障害特性があることを知っていただきたいです。学校と地域の障害福祉施設との交流なども、事例として含まれるとよいと思います。 ・事例はこれから増やしていくとのことですが、研究発表された事例など、現職の教員からも好事例を出してもらうことに期待しています。 ・「全教員が特別支援教育や多様な背景と支援の方法についての知識を技能を持ち、教師としての専門性を高め、実践を重ねていく」という行動コンセプトはすばらしいと思います。	記載内容について精査し、修正しています。 障害の社会モデルについて、わかりやすい記載に修正いたします。 副籍交流については、事例及び資料編に記載いたしました。 全教員が障害特性等の状況を把握し、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる技術を習得することができるよう取組みを進めてまいります。また、外部機関も活用しながら、子ども同士が同じ学校、学び舎等の仲間として共に学ぶことで、多様性への理解を深め、偏見のない人間関係を育みます。 学校関係者も含め、いただいたご意見を踏まえて、事例を掲載いたしました。今後、様々な視点から追加し、内容を充実させてまいります。 一朝一夕に身に付くものではありませんが、教員それぞれが役割やキャリアに応じて少しずつ力を高め、問題解決もできるよう、様々な研修を組み合わせて実施してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
52	●インクルーシブ教育とはすべての児童生徒が「同じ場＝通常級」で学ぶことではありません。場所の平等ではなく、学ぶ権利の平等であるはずです。 もちろん、できるだけ多くの児童生徒が通常級で共に学ぶことを目指すことは大切です。 けれども、そのためには一人一人の特性や困難に合わせた支援や配慮が欠かせません。 その環境が整っているとは言えない現状で、特性や困難を持つ児童生徒をすべて同じ場で学ばせるのは、本人にとって苦痛や忍耐を伴います。不登校につながるリスクが高く、学ぶ権利の侵害であると考えます。 ●自閉スペクトラム症など発達障害のある子が、「同じ場」で「共に学ぶ」ためには、環境調整が欠かせません。全体的に、発達障害の子どものニーズへの視点が薄いので、以下について、事例や資料に入れていただけないでしょうか。 ・聴覚過敏、視覚過敏の児童生徒のイヤーマフ、サングラスの着用やクールダウンスペースの整備活用、触覚過敏の児童生徒の制服以外の着用、味覚・嗅覚過敏の児童生徒の給食時の別室対応やお弁当の持参等、感覚特性に配慮した対応の標準化 ・すべての児童生徒の特性に合わせたICT機器の使用許可 ●インクルーシブ教育を推進していくにあたり、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員、学校生活サポーター、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内委員会などの位置づけを明確にしてください。 ●インクルーシブ教育を議論する際に、留意しなければならないのは、学校の重要な柱である「教科教育」を、どう実践していくかという点です。知的障害や学習障害のある子が、通常学級で学ぶことは、本当にその子のニーズなのでしょう。実際に、通常級に入ったものの授業が理解できず座っているだけ……というケースも耳にしています。彼らには、生きていくための知恵やスキルを学ぶ権利あります。 「共に学ぶ」＝「同じ場で学ぶ」で学ぶという極端なミスリードにより、その子にとって必要な「学び」の機会を奪うのは本末転倒です。 ●残念ながら、発達障害が背景にある不登校の子どもの多いことが知られています。また、不登校から長期のひきこもりになるケースも少なくないという報告があります。不登校児童生徒の教科学習へのアクセスの保証、多様な学びの場の確保など、不登校の子どもの支援についても明記してください。 ●以下、気づいた点です ▽6 P（2）社会モデルの部分 ※知的発達の場合、配慮があっても完全には解消できない場合もあるので、軽減を追加情報伝達の工夫などにより解消できると考えます。 ↓ 情報伝達の工夫などにより解消《または軽減》できると考えます。 ▽6 P（3）人権モデルの部分 ※行事等が苦痛な発達障害の子が参加を強要されないように、下記に修正お願いします。 例えば、障害のある児童生徒も学外での学校行事等に参加できるための ↓ 例えば、障害のある児童生徒も《本人の希望に応じて》学校行事等に参加できるための ▽7 P（2）合理的配慮の部分 ※知的障害・発達障害の事例も入れていただきたいです。 ▽8 P 3－2 なぜ今、インクルーシブ（教育）なのか ※「全居住する学区の学校に行くことが当たり前」は、ミスリードになる可能性があると感じました。「本人が望む場合」と入れていただきたいです。発達障害の子の場合は、必ずしも居住する学区の学校を希望するお子さんばかりではありません。 全ての子どもが居住する学区の学校に行くことが当たり前であるという認識が十分でない教職員もあり ↓ 本人が望む場合は全ての子どもが居住する学区の学校に行くことが望ましいという認識が十分でない教職員もあり ▽9 P ※「同じ場」が強調されることによるミスリードが懸念されます。以下、修正案 一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場でできる教育が、インクルーシブ教育です。 ↓ 《共に学ぶことをめざし必要な配慮を行い、一人ひとりがそれぞれにあった学びを選択できる教育が》インクルーシブ教育です。《決して、すべての児童生徒が通常級で学ぶことではありません。場所の平等ではなく、学ぶ権利の平等です。》 ▽9 P 3－3 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念 ※繰り返しになりますが、「同じ場で学ぶ」ことを強調する表現は、ミスリードになるので、削除していただきたいです。発達障害の中には、感覚過敏や情報処理が苦手で、通常学級など刺激が多い場所で学ぶのがツライ子どももいます。 世田谷区では、すべての子どもが同じ場で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していきます。 ↓ 世田谷区では、すべての子どもが仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していきます。共に学ぶ仲間が もしくは、下記で 世田谷区では、すべての子どもが同じ場で仲間として共に学ぶことをめざして、必要な環境整備を進めます。同時に、さまざまなニーズに応じた多様な学びの場も確保し、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していきます。 ▽10 P ※表の中の「ギフトッド」は必要でしょうか。この中では、異質な概念なので、唐突な印象を受けました。もし、入れるのであれば説明を入れたうえで、2 E 教育（ハンディキャップと才能両方に対応する特別プログラム）についても触れた方がよいと思いました。 ▽11 P 3－4 行動コンセプト ※「子どもたちの自己決定を促すことが必要です」の部分ですが、知的障害や発達障害など意見を表明するのが難しい子ども	記載内容について精査し、修正しています。 世田谷区のインクルーシブ教育の基本方針は、すべての子どもを対象に、共に学び、共に育つため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していくことを示しております。 区は子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針はすべての子どもにあてはまることを示すとともに、多様な背景をもつすべての子どもが望む場で学ぶことができること、子どもたち一人ひとりに応じた学びが実現されるには、保護者、学校、行政等と連携した一体的な取組みの推進が必要であることを記載しております。 教育委員会の重点取組みとして、一人ひとりの感覚特性に応じた環境整備や配慮について記載いたしました。 学校を支える体制として、資料編に記載いたしました。 子どもたち一人ひとりに応じた学びが実現されるには、全教員が障害特性等の状況を把握し、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる技術を習得することが重要です。また、子どもたちのことをよく知っている保護者との協力はもちろんのこと、学校・行政（教育委員会）の関係者などの対話を基にした環境の調整をし、それをもとに地域との連携を進めていく必要があると考えております。 不登校児童・生徒への支援については、資料編に記載いたしました。 知的障害の事例を記載いたしました。 区は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針はすべての子どもにあてはまること、また、すべての子どもが望む場で学ぶことができるようにしていくことを記載いたしました。 図を削除いたしました。 子どもたちの中には意思表示が難しい子もいること、彼らが自分の意思を伝える方法を見つけるための支援が必要であることを記載いたしました。 事例については、様々なご意見を踏まえて、整理・修正いたしました。発達障害については、関連する内容として教育委員会による環境整備の取組みにおいて、また、不登校については資料編に記載いたしました。 発達障害の支援について、特別支援教室等の記載を検討してまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
	について、意思決定支援やアドボケイターの必要性についても触れていただきたいです。 ▽13P 第4章 インクルーシブ教育 実践のポイント ※ここに発達障害の子と不登校の事例を入れていただけないでしょうか？ 必要であれば、提供することも可能です。 ▽19P 第6章 資料編 ※同じく、発達障害の支援について、情報を入れてもらえないでしょうか。 聴覚過敏、視覚過敏の児童生徒のイヤーマフ、サングラスの着用やクールダウンスペースの整備活用、触覚過敏の児童生徒の制服以外の着用、味覚・嗅覚過敏の児童生徒の給食時の別室対応やお弁当の持参等、感覚特性に配慮した対応の標準化、すべての児童生徒の特性に合わせたICT機器の使用許可など。 どうぞ、よろしくお願いいたします。	
53	就学相談で「特別支援学校進学が相当」という判断が下され、自分の子どもは特別支援学校に行っています。今回のインクルーシブ教育には特別支援学校進学が相当の子どもは例示されていませんでしたが、このインクルーシブ教育の構想に含まれていないのでしょうか。なんだか中途半端な、尻切れトンボな印象です。支援学校の保護者に対して直接、この区の構想についての計画のお知らせも、シンポジウムのお知らせも、もちろん意見の募集もなく、残念です。インクルーシブな世の中、学校になって欲しいと思いつつ、教育委員会の判断や、我が子の状態と区立学校の受け入れ状況が合わずに仕方なく支援学校に行かせている人もいます。支援学校の先生に感謝し、本人に合った教育を受けさせてもらっていると思っけていても、一般社会からの隔離、置いてきぼりを感じずにはいられないと、思っているという人もいます。 私も、特別支援学校に通うことに抵抗感があったのは、バスに小一時間乗って遠方の学校に行くことで、地域との関わりがなくなる、地域の住民でいていないものとされてしまうことです。同じ年の子どもたちは、保育園では我が子のような重度、中度の障害児を認識しながら、小学校からは目につかなくなって、その結果障害がある人は世の中に何%もいて、人の手を借りながらもみんな同じように生きている、ということを忘れてしまい、自分だっていつ障害者になるかわからないだし、障害があってもなくても平等で生きやすい世の中であればならないのだ、と言う発想が乏しくなることを恐れていました。未来の社会を作る子どもたちには、そこをわかってもらわないと障害がある我が子が生きる未来が良くならない。 毎年緑の封筒に物々しく、あなたの副籍は〇〇小学校ですと、わざわざ送ってくださいますね。本当は〇〇小学校に行きたかったところ、仕方なく特別支援学校に行くことになったんだし、何もしてくれるわけでも無いのになんだか変な感じ、嫌な感じだなとは思っています…。副籍交流という制度で地元の学校とつながりが持てるのはうれしいので、〇〇小学校の特別支援学級で副籍交流をさせてもらっています。現場の先生はとてもウエルカムな感じで受け入れてくださいます。しかし昨年、大根掘りにさそってくださって喜んでいたのに大根が少なかったので、6組以外は大根掘りが中止になった、うちの子どもも副籍なんだから交流も中止にしてくださいと連絡がありました。別に大根を持って帰りたいわけではなく、6組のみんなが掘って楽しんでいるところを傍らで見るだけでも良いのに、校長先生の判断でどうしてもだめだということのようでした。学芸会も同様に校長先生の判断で、6組の演劇の発表を楽しみにしていたのに、インフルエンザが流行しているから各学年両親しか見せていないのだ、（6組は20数名で体育館は空いているけれども）副籍のうちの子どもは見に来ては行けないということで交流中止でした。副籍ってというのはずいぶん意味の無い籍なんだなと思いました。私は就学相談時に感じた地域での障害児の疎外感を再び感じました。 一方で、地域の方が行っているサマースクールは去年は締め切りが過ぎたと言うことで断られましたが、今年度は申込書をいただき、講座を一つ受けさせていただきました。好きな写真や絵をパウチするという内容で、学年もいろいろ混ぜってザワザワした中で、親同伴ですが我が子も自然に入らせていただけてとても良かったです。地域の子どもとして扱ってもらえることがうれしいと思いました。 交流制度というのはそもそも国、都が決めたことですので、世田谷区が変えられることではないかもしれませんが、私の副籍交流の感想から言わせていただきますと、形式はともかく、特別支援学校に通う障害児を、学区域に住んでいる子どもとして認めて欲しいという気持ちです。立派な封筒と副籍認定書みたいなのを送ってくださるなら、ちゃんと地域の子どもとして扱って欲しいです。運動会や学芸会のような地域の学校の行事のお知らせ・お誘いをいただいたり、大根掘りのような勉強以外の部分でできそうなことを一緒にやらせて欲しい。学区域の子どもとして人数に入れて発表されたい。普段は特別支援学校に通っていますが地域の大事な子どもとしてできることは極力、地域の小学生と同等に扱って欲しいです。 インクルーシブが全くできていないかということ、実はできない難しいと言っているのは学校教育だけで、区の新ポップや保育園はすでにインクルーシブなので、福祉の世界はもうずいぶん先を行っていると思います。現場の職員の方の子どもの個性に対する考え方受け止め方が、全然違うと感じます。もちろん教育と福祉では目的が違いますが、対応の仕方は参考にしていただきたいと思います。我が子も保育園、新ポップと利用させていただいていますが、疎外感は教育現場に比べたらほとんどなく、本人もとても楽しそうです。保育園や新ポップのような場があってもなお、障害児本人の状態により、参加できないひともいますので、参加を見送る自由ももちろん必要ですが、とても行かせられないと言う親だって、受け入れ体制さえ大丈夫なら行かせてみたいと思っている人はたくさんいると思います。遠慮とか引け目とか障害児側もいろいろ心は複雑ですので、副籍や地域の学校への進学希望が無いからといって、それでよしと思っている訳でもないことを忘れないでください。	特別支援学校に通われている児童・生徒については、地域指定校（学区域の学校）との復籍交流があり、通常の学級や特別支援学級に在籍する特別支援学校に就学・進学相当の児童・生徒もあり、すべてインクルーシブ教育ガイドラインに包摂しております。 引き続き、区立小・中学校、都立特別支援学校と連携し、復籍交流を通じて、学区域の学校・地域の子どもとして、共に学び、共に育つ環境を整えてまいります。 ガイドラインに基づき、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していけるよう、教育委員会、学校と取り組んでまいります。
54	当事者である子ども達はもちろんのこと 現場を担って下さっている先生たち どうかそこを置き去りに進めることのないように 子ども達と先生達が主体的に進められるように (特に、現場の先生達が、やらされ感でやるのではなく、主体性のある行動に繋がられるような巻き込み方を)切に願っております。	学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるよう、教育委員会の重点取組みについて記載するとともに、事例については教員が主体的に考えることができるよう工夫いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
55	長文失礼致します。 多様性の尊重について論じられていますが、ハーフやクォーターなどの理解が未だに日本では大分後回しにされているのはお気づきでしょうか。まだまだ移ろいがちで、豊かな心の子もたちを様々な性の話で迫り混乱させる前に、「変わらない自分そのもの」を日常的に否定されている子どもたちと家庭の存在があることはご存知ですか。是非世田谷から良い方に変えていくのはいかがでしょうか。 流暢に日本語を話せても、なぜ初対面で親の出身を聞かれるのでしょうか。本人が意図して話し始めたらよしとするものですが、日本人同士では普通、開口一番でそんなこと聞きませんよね。両親が離婚していたり、言いたくなかったり、言いづらいという場合もあります。海外でしたら、その一言で訴訟になることもあります。話題など他にも沢山ありますから、そんなこと言わないのです。そもそも日本人でもあり、言葉も流暢で、障害の有無に関わらず、見た目で区別され、呼び名でも区別され、悲しい思いをして傷ついている人が実は意外と多くいます。より豊かな教育環境の整備をされるのであれば、地域社会の大人の理解も深めるべきでしょう。初対面でいきなり「ハーフ？」は思慮が足りないのではないのでしょうか。ダブルと言えればいいわけでもありません。少しでも反論すると、では「あいの子」だ、と罵る人さえいます。髪や目や肌等見た目が日本人と何か違うからとか、それがかわいいからで、実は褒めの詞だとか言い張る相談員や大人も実際いますが、言われる本人が傷ついてしまったら、褒め言葉でもなんでもありません。どのような言葉が心無い発言なのかを個々が理解できるように力添えをしていくことが、より豊かな教育環境を整備することに繋がるのではないのでしょうか。そのために、子どもひとりひとりが自身の境遇や背景を含めた、自分のことが好きになれるような教育を進めていくことも必要だと強く感じます。どんな髪の色でも、唯一無二の子どもたちは素敵ではありませんか。 例えば、多様性を尊重するということは、柔軟さが必要ですが、そもそも自分自身を好きでなかったり受け入れられていないと、他の人のことを受け入れるのは、もっと難しいのではないのでしょうか。新しい分類の名前を生み出すよりも前に、今こそ、この国の未来の人材を国際レベルに引き上げるために、日本の素晴らしさを教育現場で教えることも必要なのかもしれません。 そもそも、この国と日本人とはなんなののでしょうか。みんな違ってみんないいは虚幻だったのでしょうか。区別したり分類したりして、それを子どもたちに押し付け誘導していくのは、豊かな教育現場もとより多様性の尊重には繋がらないはずです。まずは大人たち自身が、自己と日本という国の理解を深め、好きになり、様々な情報から自身で考えられるようになる必要性があるのではないのでしょうか。	学校や地域において、子ども同士が同じ学校、学び舎等の仲間として、共に学ぶことで、多様性への理解を深め、偏見のない人間関係を育みます。そのためにも、全教員が障害特性、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、海外での生活や文化等の状況を把握し、専門家の知見を得ながら子どもの成長に結びつけることのできる技術を習得すること、また、子どもをありのままに受け止め、一人の人間として尊重し、子どもたちからも学びながら共に成長することができるよう取組みを進めてまいります。
56	インクルーシブ教育の実現には教職員の増員が必要だが、近年の教職員志望者数は減少を辿る一方で、現状の体制維持ですら難しい状況です。 まずは教員確保・増員の方策を検討することの優先度が高いように思います。	教員の定数については、東京都教育委員会により定められておりますが、支援員の配置の拡充や学校への助言等を行う教育委員会内の専門チームの充実など、学校現場への支援体制を拡充してまいります。
57	・教育ガイドライン(素案)なので、「教育」現場での改革の内容が中心となっていることは、承知の上でご意見したいと思います。 ・この間、障害者等をめぐる法制度が大きく変化してきました。ガイドラインの背景にもある障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行などがありました。現状、障害者差別が減少したり、権利が拡大しているという実感があまり持てていません。区民の感覚からすると、障害者と行政との間での事象としてとらえられているか、全く認識されていないのかのいずれかのような気がします。 ・「教育ガイドライン」については、教育現場(生徒・先生・保護者)だけの問題にならないように、行政を巻き込みながら、区民に対する具体的な関係づくりを目指して頂きたいと思います。 ・また、昨今教育現場では、先生方の長時間労働など負担についても問題視されています。今回の教育改革の中で、その点も検討されることを望みます。	教育委員会と区が連携し、学校を支援しながらインクルーシブ教育を推進するとともに、地域の方々にも理解促進を進めてまいります。いただいたご意見は今後、ガイドラインの案の作成の際の参考にさせていただきます。 教員の働き方改革についても、今後の計画の策定を進めており、同時並行で進めてまいります。
58	区内で農福×教育の夢育て農園という取り組みを行っています。意見を2つ出させて下さい。 ① 全体として、出口が明確でなく、また出口の方向性が感じられません。 残念ながらインクルーシブ教育の面で、現在の世田谷は先進地とはとても言えないと思います。組織内に知見が蓄積していない状況で、当事者やその家族の意見を徹底的に聞くとか、外部の先進地を調査するとかせずに、行政手続き的にガイドラインを定めること自体に無理があると感じます。それでもガイドラインを定められるのであれば、上記のようなアクションに繋がるようなガイドラインとして頂きたいと思います。具体的な出口のイメージとしては、例えば、初年度は、区立学校の校長先生クラスに、先進地で先進事例を学んで来て頂き、レポートを提出して頂く 2年度目は、初年度にできたレポートの報告会を開催し、そこに世田谷の当事者や当事者家族を招いて意見を聞きながら、先進事例から学んだ世田谷らしい取り組みのあり方について議論し、具体的なアクションプランを作成する 3年度目は、このアクションプランの実行を始める 喜んで協力させていただきます。 ② 障害者の生涯教育の視点がない 障害のある人、特に知的障害のある人は、特別支援学校を卒業すると学びの場がありません（18歳の壁問題）。人より成長が遅いの、人より早く学びを終えるというのはとても残念です。夢育て農園ではそうした成人した知的・発達障害のある若者を対象に農福×教育事業を行っています。文部科学省も障害者の生涯教育に旗を振っており、農水省や文科省や法務省から夢育て農園は視察を受けています。（農水・厚労・文科・法務4省が共同で運営しているノウフクアワード2023チャレンジ賞受賞）。是非、世田谷区も取り組んで頂きたい。しかし、このガイドラインには触れられてもいません。この問題を取り残さないで頂きたい。これに取り組むためには、都の所管である特別支援学校との協働の視点や、区議の持論である教育と福祉の協働なり、垣根を下げるという視点が外せないと思います。しかしおそらく教育委員会もこの問題にどう取り組むのか、イメージが湧かないと思います。これについても是非、①の調査や有識者＆当事者からのヒアリング事業の中に含めて頂きたい。喜んで協力させて頂きたいと思います。	ガイドラインでは、区におけるインクルーシブ教育の基本理念や考え方、今後の目指す姿を定める予定です。ガイドライン策定後のインクルーシブ教育については、ガイドラインと各種計画（世田谷区基本計画、世田谷区教育振興基本計画）等に基づき推進し、取り組んだ施策について適宜、効果検証を進めてまいります。 本ガイドラインの趣旨に応じて実施されるそれぞれの子どもに応じた学びが実施されることにより、全ての子どもが生涯学び続けることにつながると考えます。また、関係機関との連携の面で特別支援学校のセンター的機能の活用を想定しています。

No.	意見・提案	区の考え方
59	障害のある人と障害のない人が共に過ごす環境、時間が必要。障害のない人たちが、日常で障害のある人たちの生活を意識する時間は果たしてどれ程あるのか疑問。 「公立の学校では、障害のある子(身体障害、知的障害)を各クラス〇人在籍」という決まりを作る。近くに自分とは違う人たちが居るという環境を当たり前にする。 事前にマニュアルを作成しておくことは必要なことだと思うが、どうすれば一緒に学校生活を送っていけるのか共に考え、トライアンドエラーで作り上げていくしかないと思う。	全ての児童生徒が通常の学級を前提としながらも、通常の学級以外の学びの場を選択される方もおり、一律に基準を設けることは適さないと考えます。
60	世田谷教育委員会の日々の教育活動に敬意を表します。 この度のインクルーシブ教育ガイドライン素案について2点の意見です。 ①国連勧告に沿った方向性を基準にするために、障害児教育の場合は普通学級と一緒に学ぶことを前提として組み立てていただきたい。 ②合理的配慮の説明部分については「個別の支援や調整」となっており、その後の具体的例も固定的な説明になっています。合理的配慮のみそは固定的なものでなく、建設的対話にもとづく変更と調整部分にあります。それを明確に明記する必要があります。障害者差別解消法の内閣府リーフレットや障害者権利条約にも明らかなです。	ガイドラインでは通常の学級で学ぶことを基本としながら、個々が望む多様な学びの場についても確保していくことを示しております。合理的配慮については、建設的対話に基づく変更と調整であることは認識しており、子どもに何を求めているかを問いかけながら、建設的な対話を行うことが明確になるように記載内容について検討してまいります。
61	私は横浜に住んでいる車いす使用者です。「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」（素案）＜以下、素案とします＞を読み意見を申し上げたく、世田谷区のホームページから失礼いたします。 私は生後まもなく病気にかかり、親の必至の奮闘により一命を取りとめました。が、歩行ができなくなり松葉杖を使って普通学校にも行き地域生活もして参りました。足が松葉杖に耐えられなくなってからは電動車椅子を使っております。 私は自分の経験から、障害のある子が同世代の子と共に学ぶことは、成長の過程でこそ保障されなければならない、待たないで保障されなければならないものと思い、共に学ぶ教育を進めています。 世田谷区民ではないのに、素案に意見を申し上げたいのは、世田谷区の小中学校の教育が積極的に障害のある子を受け入れてくれていることに感銘を受けているからです。とりわけ普通学級で友達と共に生きたい学びたいと願っていたお子さんの想いに対し裁判を受けてまで拒否した川崎市とは対照的に、このお子さんが世田谷区に引っ越されたあと、世田谷区がすんなり地域の普通学校の普通学級籍に受け入れたことは記憶に新しいです。これからももっと受け入れて、インクルーシブ教育を進めていただきたく思っていたところ、素案を発表され意見を募集していると知り、内容を拝見しました。 日本の文部科学省は、障害者権利条約を批准していながら、国連の障害者権利委員会からの勧告を拒否しています。分離教育路線を捨てることができないからですね。それなら批准すべきではないのにおかしな話です。そんな文科省の教育行政の中で全国の各教育委員会は唯々諾々、あるいはしぶしぶと従っているようです。世田谷区教育委員会もご苦労されていると思います。素案にもそれはにじみでていて胸が痛くなりました。 です。で、この素案には大いに不満なので大幅に変えていただきたいのですが、早急にできないのであれば、一点だけ変えていただきたいことがありますので、意見を申し上げます。それは7頁の「合理的配慮」についてです。 「合理的配慮」とは、障害者が他の人 と平等に機会を享受できるようにするための個別の支援や調整を指 します。これは、特定の状 況に応 じて行われるもので、過度の負担を伴わない範囲で提供されます」と書かれています。が、この「提供」という言葉にひっかかる懸念を禁じ得ません。 ここに挙げられている例は、聴覚障害のある子への手話通訳やノートテークの提供ですが、すんなり読んでしまうと、教育委員会や学校側が判断して「提供してあげる」ように読めてしまいます。しかし、聴覚障害といっても、その子その子にとって何が必要かはみんな違います。当該の親子とじっくりどんなことが必要なのか話し合いが前提になると思います。「調整」とはそういう過程を指されているとは思いますが、うっかりすると読み飛ばされてしまいます。話し合い抜き調整は「おしつけ」になってしまいかねません。そうなると親子共に苦しむことになります。 14頁の医療的ケアの必要な子の事例では「保護者と話し合って」とありますが、是非この事をすべてに徹底されますように書き改めていただくようお願いいたします。	合理的配慮の説明について、記載内容を検討してまいります。 ガイドラインでは、子どもに日々問いかけることや、保護者との相互理解が重要であると位置づけ、子どもに応じた学びの実現においては保護者の協力、対話を通じて、保護者、学校、教育委員会が一体となって連携して取り組むこととしております。
62	障害児2人（小学生）を育てている母親です。 世田谷区で子育てをしていて思うのは、子どもたちが育つ場所が、健常児と障害児ではっきり分かれてしまって、そもそも一緒にの場所にいないことが残念、ということです。 障害を持つ子には、健常児にはない療育や通院などが必要で、親の負担もとても大きいです。世田谷区は、人口が多い分、病院や療育施設は充実しているのですが、それが皮肉にも小さい頃から子どもたちを分断してしまうことにもなってしまっているとも感じていました。 そもそも子ども同士の交流が、場所の分断によってないのに、インクルーシブ教育は無理だと思います。特に赤ちゃんのころから小学生までの子どもたちが一緒に育つことはとても大事だと思います。 親と一緒に過ごす時間が多くなる分、子どもの育ちとして、障害を持つ我が子の発達もこれでよかったのか、健常児との交流をもっと自然に持たせてあげたかった、たぶんその方が発達にも良い影響があったのに、と後悔もあります。世田谷で障害児の子育てをしていると【隔離】されている感覚になります。 もちろん障害のある子どもには適切な支援が必要ですが、あまりにも親の負担が大きすぎるのも問題だと思います。 みんなが同じ場所に通い、障害のある子には例えばそこに療育の先生が入って健常児との活動の中で特別に配慮が必要なこと、療育などをその場で行う、無理なら少し場所を変えて少しの時間だけ特別な支援をする、など、できるだけ同じ場を共有することができると思う（うれしかった）です。 保育士さんには、なかなか療育的な保育は難しいと常に言われていたことが違和感でした。それならば同じ場を共有し、そこに療育の先生が直接入ってやり方を指導したり共有すれば、子どもにとって場所を移動する時間のロスもなくなり、子どもたちの間で起こるトラブルに子どももその場でやり方を教えてもらえるので、1番いい方法だと思います。	区立保育園、幼稚園においては、障害等の状況に応じて介助員を配置し、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが共に育てるように取り組んでおります。 区立小・中学校においては、お子さんと保護者のご希望により、通常の学級、特別支援学級を選択されますが、お子さんの状況に応じた支援を行いながら、共に学び、共に育つように引き続き取り組んでまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
63	このたびのシンポジウム「共に学び、共に育つ学校を考えよう！」をZoomにて視聴させていただきました。今年度より『帰国・外国人教育』に携わる代表者の方が話し合いの場に参加されていることに新たな視点が広がったことを感じ、新鮮な驚きと共に御礼を申し上げたいと思います。 海外での生活を経験した後日本に転入したり、ご家庭で日本語以外の言語で生活している児童生徒は、全国で5万人を超えていると伺った記憶がありますが、公立の学校で、学習につながる言葉についての何らかの手立てを受けている児童生徒はほんの一部に過ぎないのではないかと感じています。世田谷区では4校の支援校がありますが、そこでの支援を受けている子ども以外にも、多少なりとも学習や学校生活に不安を感じていたり、支援のある学校に通わせるのに不自由を感じていたりするご家庭は潜在的にもっと多くあるように思います。 経済が成長し海外との行き来が日常的に盛んに行われ、また、地球規模の災害が日本や身近で感じられる昨今では、多様な言語を乗り越えて共に学び、共に考ええ合う時代に入っていると思います。帰国・外国人の子どもたちが単に日本に適應するだけでなく、在校生にとっても海外での生活を経験した子どもたちから多くを学び広い視野で共に未来を考えることができることは大きな財産です。インクルーシブ教育を考えると、環境や言語の違う地域に移り住んだ子どもたちが学びの手を止めることなく、また在校生も多くのものを得て、安心して言葉の壁を乗り越えて共に成長していく環境を整えていくという視点を入れていただければと思います。そのためには、今回のようにいろいろな立場の大人の方々が状況を共有し考えていくことは大切なことだと思いました。勉強させていただきました。ありがとうございました。	学校においては、日本語の習得に関する支援に加えて、教職員や子どもたちが互いに言語的・文化的背景に関心をもって理解しようとする姿勢を保ち、温かい人間関係をつくることのできるよう配慮する必要があることを記載しております。
64	私は市内在住の女性です。現在、他区の中学校で非常勤講師をしています。令和3～4年は世田谷区立中学校で非常勤講師を務めさせていただきました。 令和4～5年に大学に在学し、「インクルーシブ教育の実践」というテーマで修了論文を書きました。同時に大学で特別支援教育概論を学びました。 1994年のサラマンカ宣言以降、各国でインクルーシブ教育を進め、2022年9月に日本は国連権利委員会による条約の達成状況の審査を受け、厳しい総括所見改善勧告を受けました。特に強調されたのは、「脱施設」「インクルーシブ教育」が進んでいないことで、教育に関しては「国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること」とされました。日本がすすめてきた分離教育を解消する緊急な措置が必要だと指摘されたと私は考えています。 私は世界の潮流は、インクルーシブ先進国のイタリアのように特別支援学校や教室をなくして、全ての児童生徒が同じ場で学ぶこと（イタリアでは北部中心にリハビリテーション・サービスを提供する特別学校が存在していることは承知しています）を求めていると考えます。しかし、イタリアや他国と日本ではマンパワーに違いがあります。 2018-2019年度のイタリアの小中学校に在籍する支援を必要とする児童生徒数は約177,000人（児童生徒総数の3.9%、ちなみに幼稚園から高等学校まで含めると223,000人（2012-2013年度）橋本鈴世氏による）です。（別の統計で）担任ではない支援教師は173,000人、支援員は54,000人います。支援を必要とする側と支援をする側の人数がほぼ同数です。それに加えて社会的協同組合（非営利組織、構成員428,713人/2016年、市民の社会統合およびコミュニティの利益を追求することを目的とする）及びボランティアの活躍があります。医療的ケア児など送迎を必要とする子の送迎をボランティアで受け持っているそうです。 教員の養成にも大きな違いがあります。支援教員の資格を取得するには、幼稚園・小学校の場合は大学卒業後、大学や民間の養成施設で60単位のコースを履修し、400時間の教育実習を受ける。中学校・高等学校については、大学（3年制）卒業後、修士課程2年、支援教員養成コースの2年（支援教員不足のため1年に短縮）の受講が必要となります。したがって、中学校で支援教員になるには、7年（最近では6年）の大学教育を受けなければなりません。教員不足の日本で同じような体制を整えることは困難です。 いわゆる「合理的配慮」とは、すべてのこどもたちが場を共有してのことだと考えます。 今年度から国立市が東京大学の小国教授とタッグを組み、フル・インクルーシブを実践しようとしています。私は昨年その住民説明会に参加しました。参加者は主に小学校で特別支援に携わっている教員・支援員と、現在またはこれから国立市の小学校に通う、支援を必要とする児童の保護者でした。通常学級に子どもを通わせている保護者はいませんでした。そこで話題になり印象に残ったことは、「学校に関心を持ってほしい。」「教員で手が回らないことがある、だから、時間のある時に学校に来てください。着替えが遅い、行動が遅れるといった児童がいたときには、その子を見守るボランティアをしてほしい。」といった内容です。国立市がどのような段階を経てフル・インクルーシブを実践するのか私は知りませんが、目標にはまだまだ時間がかかると思いました。 私が知っている単学級の学校には、支援を必要とする児童生徒が多く在籍しています。世田谷区では単学級はほとんどありませんが、できたら一つの学校が実験的なモデル校となってフル・インクルーシブを進めることができたらいいと思います。今回、私が未熟な知識を承知の上で敢えて意見を申し上げたいのは、このことです。 私は、教育行政に関して知識はありません。生意気な意見、失礼をご容赦ください。	現在のところ、モデル校の指定は考えておりません。すべての区立小・中学校において、インクルーシブ教育を本ガイドラインのもとで一歩ずつ推進してまいります。
65	4章インクルーシブ教育 実践のポイント4-2、4-3は特別支援教育の内容である。インクルーシブ教育は特別支援教育とは全く違うものなのでここに挙げられるのはふさわしくない。 実践のポイントには当事者とその保護者の話を聞いて、これをやったら3章のインクルーシブ教育と世田谷区の目指す姿に合致しない、アウトだというNG例を挙げた方が先生達もわかりやすいし、これまで受けてきた子どもと保護者の辛い経験がこれからの人達に引き継がれないように今後に生かされる事が必要だ。	事例については、様々なご意見を踏まえて、整理・修正いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
66	色々の人が同じ場で学べるインクルーシブ教育ガイドラインにぜひとも期待しております。 少人数クラスが良いですよとの理由で支援級や情緒クラスを勧められることがあります、それはただの選別、分離であり望む少人数クラスではありません。 高学年を40人学級から35人学級にしてくださったように、色々な人が学ぶ場での少人数があればそちらも検討出来ますが、特別支援はそれとはまったく違います。 色々な人がいるのが学校であり社会である、公立の小中学校はそれも学べる大変貴重な場だと思っています。全ての子どもがこれらの経験をし、それをもとに豊かな社会を作っていく世田谷区であることを切に願っております。大変期待しています。	子どもたちは、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学び、共に考え、共に支え合い、共に育つことが当たり前であることを理解し、自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。
67	ガイドライン素案について意見を述べさせていただきます。 3-3にある地域共生社会の図ですが、これはあまりにもインクルーシブの概念からかけ離れていて、現状の社会（学校）の寄せ集めではないかと思えます。 文化や言語、障害や病気や特質などの違いは、誰もが持っている特徴・違いのうちの1つというようなイメージの図にしてほしいです。 現状では、障害をもったこどもが地域の小学校（普通級）にいくのは、ハードルがあまりにも高く、自然に地域の学校に行く構造にはなっていませんし、そもそも、特別支援学級自体、真のインクルーシブの概念とは違うので、その辺りをもう一度考え直してほしいです。	図を削除いたしました。 区では、居住する学区域の学校への就学を基本とし、保護者と子どもが望む学びの場で学べることとしています。今後、ガイドラインに基づい他インクルーシブ教育を一歩ずつ進めてまいります。
68	国連の勧告を受けて、共生社会に向けてのインクルーシブ教育のガイドラインを作成することが自治体として全国初の試みであるなら、世界に恥ずかしくないものを作ってほしいです。日本政府のいうインクルーシブ教育システムは「切れ目のない学びの場」として、「場」を分ける支援学校・支援学級も含めています。 国連の権利委員会からは支援学校・支援学級を廃止して、「場」を分けないインクルーシブ教育をするように求められています。そのためには、教育委員会が意識改革をすることがまずは第一にすべきことだと思います。「障害」のある子どもがクラスにいただけで、教職員は「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる」ことに否応なくに向き合っていくしかありません。向き合ってもともに生きていくことでしか教職員の意識改革はできません。教職員の意識改革にノウハウなんかありません。現に豊中市では1978年に「障害児教育基本方針」を策定しました。そこから、教職員たちが目の前の「障害」児とどのように向き合っていくかを試行錯誤しながら、「ともに学び、ともに生きる」教育を作り上げてきました。 国連の障害者権利条約では、「Nothing About Us Without Us」がスローガンです。にもかかわらず、ガイドラインが当事者抜きで作成されたこと自体が、教育委員会が障害者権利条約を全く理解していないという証です。教育委員会こそが意識改革が必要ではないでしょうか！！ 一度犯した過ちは簡単には消すことができません。立ち止まって、新たに「障害」当事者を入れた作成委員会で、再度、作り直すことを求めます。	教育委員会の重点取組みとして、教育委員会事務局職員への理解促進を図ってまいります。 今年度、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただいたものと認識しております。
69	表紙の副題～日々、問いかけていますか？「あなたは どうしたいか？」～について 教員が子どもたちに問いかけていこうということだが、そもそも、障害のある子は、問いかけられるその場に入ることができず、その場から多くの子ども達は分離されている。その差別を解消するためのガイドラインにしなければならないが、その認識があるのか甚だ疑問で、この副題でインクルーシブ教育を追求できるだろうか。 副題を付けるなら「共に学び共に育つ世田谷の教育をめざして」だと思う。	副題を「子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？共に学び、共に育つ教育をめざして」に変更いたしました。
70	せたがやインクルーシブ教育ガイドラインが すべての子どもが居住地の校区の学校で 一時も分けられることなく とともに学ぶことがあたりまえとなるために活用されることを望みます 多様な学びを 個別支援と理解することは 場を分けることにつながります 子どもを教育に合わせるのではなくて 子どもに合わせた教育になることがインクルーシブ教育であり とともに学ぶこと教育そのものの見直しにつながってこそインクルーシブ教育の意義があると考えます 全国で学校へ行きにくくなる子どもが増えていること 支援学校の増設が進んでいることと考えを合わせて 世田谷のインクルーシブ教育が進むことが望ましいと考えます 私の住む豊中市も 半世紀近くともに学ぶを実践していますが「インクルーシブ教育」という言葉がひとり歩きをしているように感じます「誰をも分けない」ためのインクルーシブ教育となりますように	子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本とし、その方針はすべての子どもに当てはまることを記載しております。
71	世田谷区がインクルーシブ教育ガイドラインの作成に取り組んでいることは他自治体に先駆けて素晴らしいことと思います。 素案を読んで感じたのは教員向けの学習指導要領みたいだなと思いました。確かに現場の先生方に理解してもらうのは大切ですが一番大切なのは当事者の方々の声ではないでしょうか。 障害をもつ子どもたちその保護者から意見を聴いて欲しいと思います。そして障害をもたない子どもたちその保護者からも広く意見を聴いて欲しいと思います。お互いの理解を深める機会にもなるのではないかと思います。もっともっと当事者の声を反映させてください。	ガイドラインの作成にあたっては、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもや学校関係者へのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただき、内容に反映いたしました。

No.	意見・提案	区の考え方
72	先日のシンポジウムに参加させていただきました。 ありがとうございました。 その中で出た話として、気になった点が一つあったのでお伝えしたいと思います。 ガイドラインを導入した後、その成果を評価して、学校や先生達から報告書を出してもらう。という言葉が委員長から出ていたのですが。それではどんどん現場は疲弊していくのではないかなあと危惧しています。 私は区立小に子どもたちを通わせていますし、支援員として学校の中に入る機会も多いですが。子どもたちも先生もとても忙しいです。 何かを増やすのであれば、何かを減らすことを考えて欲しいなと思います。 公教育で全て完璧に誰もが満足するように。としすぎな気がします。 やはり、何が大事なのか。子どもたち、先生たちにとって何を優先すべきかを検討していただけたらと思います。 もう一つは、ガイドラインに成功例と失敗例を載せるとありましたが。。インクルーシブとは生活そのものだと思いますし。失敗とか成功とかわかる必要も無いのでは？と思います。 大きな目標（中央大学の先生もおっしゃっていましたが）を見失わないようにそこを強調して繰り返し伝えることの方が難しくならず、皆に理解されて浸透するように思います。 全くの素人がつらつらと書き綴ってしまいました。貴重な機会を作ってくださいありがとうございました。また何かの機会に参加させていただくのを楽しみにしています！	ガイドラインの策定後の効果測定等の取組みについては、学校や教職員に過度な負担のないように留意していきます。 事例については、内容や文言を整理・修正いたしました。
73	私の家は大田区にありますが、世田谷区立小学校に通える特別地域にあり、子どもは世田谷区に通学しています。 昭和の時代、私の通った小中学校には障害を持った人はいませんでした。分けられた教育を受けたのです。これを読んでいるあなたはでしょうか。おそらく障害を持った人は学校にいなかったのではないのでしょうか。 分けられた教育を受けると世の中で障害を持った人は特別な人で、自分とは違う世界の人と感じるようになります。どのように付き合っていくのか分かりませんし、近くにいると平常心ではいられなくなります。よく分からない人には不安を感じます。人は、自分と違う人たちを排除する習性があるのです。分けられた教育を受けたあなたも私も、心のどこかにそのような習性があると思ったほうがよいです。 多様な社会を実現させるには、幼少期から「健常者も障害者もその他いろいろな人がいる」インクルーシブな世界を通常のことと体感して、生活してこないと実現しません。なぜなら、違う人たちを排除しようとする意識が働くからです。分けられた教育は分断を生むのです。いつも同じ教室に一緒にいないといけないのです。 特別支援学級も算数の少人数クラスも差別を生む元になります。分けることによって、優越感と劣等感のような差別を自然と持ってしまうからです。インクルーシブ教育は良いのですが、インクルーシブ教育システムはダメなのです。	区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針はすべての子どもにあてはまること、また、すべての子どもが望む場で学ぶことができるようにしていくことを記載いたしました。 様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。
74	障害を持つ子の親として「インクルーシブ教育」には関心があり、悲願でもありました。 今回シンポジウムに参加して感じたことが2つあります。 ①「共に学び、共に育つ学校をみんなで考える」と言うタイトルと「素案」内容が結びついていないという違和感です。 作成委員長の考えとして、 今回のインクルーシブ教育の対象者には、知的障害者が含まれていないと思われる発言がありました。 中央大学教授は、国連から通達されている内容には、特別支援級や特別支援学校そのものをなくすべきと言うことをおっしゃっていました。 現在が、世界批准に近づけるための準備段階とするならば、特別支援級や特別支援学校の存在については期限を明示して、段階的に解消していく提案が盛り込まれていなければならないと言う考えを示されていました。 バリアフリーのとらえ方について言及されていたことが違和感の解消となりました。 ②今回のディスカッションを聞いていて、今年の4月に新たなメンバーが起用されたのは、世田谷区教育委員会の方々の中でも、現素案のままで進めていいのかと言うお迷いがあるからではないかと感じます。 中央大学教授のご指摘は、素案に補足すると言うよりは、バリアフリーのとらえ方そのものに言及されていらっしゃいました。 世田谷区が「誰一人取り残さない教育」を基本とするならば、知的障害者も含まれることを明示していただきたいとします。今後の協議の中で中央大学教授のご指摘が反映されることを願います。 現在の教育環境では、障害者のことをよく知らないまま、大人になってしまうように感じます。同じ環境の中で日々接することで、相手との距離感や自分なりの関わり方を身に付けられるのではないかと思います。障害者がターゲットとされる痛ましい事件を減らすためにも、お互いが大人になって初めましてとならない教育環境づくりとなることを願います。	ガイドラインでは、合理的配慮についての説明および事例において、知的障害のある子どもへの支援を記載しています。 また、子どもたちが様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学び、共に考え、共に支え合い、共に育つことが当たり前であることを理解し、自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていくことを基本理念として作成しています。
75	支援学級、支援学校が存在する限り、分離教育である。最終的には支援学校、支援学級を廃止して、全ての児童生徒が普通学級で学べるようになることが、障害者権利条約の言うところのインクルーシブ教育である。世田谷区では、ぜひ全ての児童生徒が普通学級で学べるように制度を整え、教員の意識を変えて行って欲しい。	住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めていきます。また、教員が子どもをありのままに受け止め、一人の人間として尊重し、子どもたちからも学びながら共に成長することができるよう、教員の専門性を向上させてまいります。
76	学校をサポートする取り組み、大変素晴らしいと思います。より良いものにするため、以下の内容も取り組んでください。 性教育サポートも掲載する。現在の性教育研究は豊かに深まっており、自分と他者の命を尊重することに基礎付けられており、性教育は、インクルーシブの基盤ともなる重要な領域です。学校が不安なく取り組めるよう、実践事例などを豊富に入れてください。 また、特に特別支援校では、子どもたちが安心して成長できるように、最先端の実践を取り入れ紹介するなど、サポートを強めてください。 外国ルーツの子どもへの対応サポートも掲載する。日本語教育や日本の習慣を学べるようにすることはもちろん、多文化共生の考え方を周知して、アイデンティティや母語学習の尊重も必要なことという理解の深まるサポート内容を掲載してください。	本ガイドラインに性教育の指導事例は掲載されませんが、毎年、全幼稚園、小中学校の人権教育担当教員等を対象に、人権課題（性自認・性的指向等）に関する公開授業と授業参観後の研究協議を実施しています。公開授業の学習指導案は、特別支援学級設置校を含め全校へ共有し、自校の実践に活用できるようにしています。 帰国・外国人児童生徒等及び日本語指導が必要な児童生徒についてのサポートについて、区の取組みを記載するとともに、事例にも反映させております。

No.	意見・提案	区の考え方
77	まずは、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインを策定していただきありがとうございます。 これを基に世田谷区のインクルーシブ教育が一層実りあるものになることを願っております。 9月のシンポジウムにも参加させていただき、区の皆様はじめ参加者の皆様の言葉は大変重みのあるものと感じました。 素案を拝見し、少し意見を述べさせていただきます。 国連からの勧告にもある通り、分離教育をやめ普通教室で学ぶことを希望することもたちはすべて受け入れられるよう体制の確立をしてください。そのためには、教員の意識改革に期待するものではなく、分離教育のない教育体制の確立をしてください。 国連勧告と文科省がとらえているインクルーシブ教育に乖離があることはシンポジウムの中でも委員長が認めていらっしゃいました。 区長は2022年9月の世田谷区議会で「国連勧告の趣旨をとらえながら、インクルーシブ教育や地域共生社会の実現に全力を挙げてまいります」と発言されていらっしゃいます。ぜひこの発言のとおり、進めてください。 策定までのタイムスケジュールを見るとかなりタイトになるとは思いますが、このガイドライン策定にあたり当事者を反映させたものにしてください。 インクルーシブ教育ガイドラインは2022年に国連・障害者権利委員会から出された勧告以降策定される自治体はおそらく初めてと思われ、全国の自治体に先んじたものを策定されることを希望します。よろしくお願いします。	区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまることを記載しております。住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めてまいります。 区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただき、ガイドラインに反映しております。
78	憲法を遵守したガイドラインを作成してください 憲法には「属性で差別してはいけない」という条項があります 「例示」には「障害」とは具体的には書かれてはいませんが、「障害」も「属性」である以上、「障害があることを理由とした差別＝違う取り扱い」は憲法違反となります 障害のある子が全く就学できなかった時代から養護学校へ就学する時代を経たことは理解しますが、だからと言って、障害のない子とは違って「分けられた場＝特別支援学校や特別支援学級」に就学させることは「差別」です 「分けられた場・分けた場」を廃止しない以上、憲法違反ですので、まずは、憲法を遵守した制度に変更してください 海外留学をされ英語も堪能な文科省の方と電話で話していた時、私が「もし黒人専用の学校を作ったら」と話しかけたところ、「え～！それは差別です」と絶叫するように仰いました。そこで、私が「だったら、障害だったら、いいのか？」と尋ねたところ、更に絶叫するように「あ、そうか！」と仰いました。海外で暮らす内に、黒人差別はいけないとの意識は持たれたようですが、日本の文科省に勤務している内に日本の「分離教育制度」が当たり前になってしまい、「分離は差別」という意識・感覚を無くさせてしまったようです。このように文科省の方でさえ「制度」が変わらなければ意識は変わりません まずは、「分離の場の廃止」を行い教師の意識改革ができるようにしてください	本ガイドラインは、すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、 他人との比較で優劣をつけるのではなく 他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育をめざして作成いたします。
79	学校教育法施行令を遵守したガイドラインを作成してください 教育支援委員会の在り方 説明するまでもなく学校教育法施行令は「認定就学者から認定特別支援学校就学者へ」と変更になりました 従来の「認定就学者」の解釈では、「事情がある場合」は「地域の学校への就学」が認められたのですから、「認定特別支援学校就学者」も「事情がある場合」は「特別支援学校への就学」が認められるべきです。つまり、基本は「地域の学校への就学」となったわけですが ガイドラインには、この「地域の学校へ就学することが基本です」という学校教育法施行令を遵守した文言を記載し、これに沿ったガイドラインを作成してください 学校教育法施行令が改正された時、文科省の方に説明していただきました 「教育支援委員会では、障害では振り分けません。支援を話し合う場です」という説明でした 従来の「就学指導委員会」は廃止し、全ての子が「地域の学校へ就学する」ことを基本とした「教育支援委員会」に変更し、名称通り、「支援方法」を話し合う場としてください 学校が「ウェルカム」という姿勢であり、「支援方法」の話し合いを重ね、信頼関係を築けた後の就学であれば、子どもも保護者も安心した生活が送れるようになるでしょう	区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、すべての子どもにあてはまることを記載しております。住み慣れた環境の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めてまいります。 「就学支援委員会」においては、日常や相談におけるお子さんの様子、保護者の方の意向、専門委員会での様子をもとに、お子さんの就学先や支援のあり方について考えております。
80	学習指導要領に遵守したガイドラインを作成してください 学習指導要領が変更され、「個別最適な学びと協同学習」となりました。学習指導要領の変更の元になったOECDでも「異質な者と出会い」「協働する」社会変化に合わせた「新しい能力」が求められています。既に社会はグローバル社会ですし、多様性の時代です。 グローバルはインクルーシブということです。世界には多様な人が居り、その人たちを排除せずに共に生きることが求められているのに、日本の「教育」だけが寺子屋時代と同じ「一人の教師が立って、多数の子どもが習う」形式を継続しています。 海外の人から見ると、かなり異様な光景に写るようです 効率を重視するあまり異質な者を排除する内に、教育全体が息苦しく不登校15万人などという「失敗」となってしまいました 人は、誰一人、同じである訳がないのに、「障害だ」などと言って異質扱いして排除する内に、「障害のない」と言われる子さえ同質性を求められることに息苦しくなっていました。同質性を求めながら、「個性」まで求められるのですから、もう勝手も良いところです 学習指導要領を実践する学校も出てきており、協同学習で学校が楽しくなり、不登校がゼロになったという実績もでてきます 変化を嫌い、前例踏襲ばかりしている時代遅れの日本の教育も学習指導要領に沿えば「インクルーシブ教育」が標準であることが分かります 変化を恐れず、学習指導要領を実践する挑戦が、教師を活気づけ、子どもが楽しい学校となる筈です まずは、教育委員会が学習指導要領を実践するかが問われます 教育委員会の意識が変わらないのに、教師だけに意識変化を求めるのは無理です	本ガイドラインは、世界の動向や、学習指導要領も含めた国や都の法令、計画等を踏まえ、区の各種条例や計画と共に進めていくため、教育委員会として、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すものです。 自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。 学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるよう、教育委員会として、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用と、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築や運用、子どもたちの実態の把握や実態に基づいた教育活動及び支援が実施されるよう、取り組んでまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
81	目黒区在住で知的障害を持つ小学生の保護者で、通常級に通学しております。 世田谷区のガイドラインは、近隣の区にも影響を及ぼし、私たちの権利にも影響しますので意見を書かせていただきます。 ガイドライン中に知的障害を持つ子供への合理的配慮についての言及や、日本の分離教育への国連勧告についての言及がなく大変残念に思い失望いたしました。 また、個々の事例の紹介が、基本的に分離を前提にした表現であることも遺憾に思いましたし、なかでも「特別支援学級の子でもできる遊び」というなんとも差別的な表現があり、びっくりいたしました。 障害（知的障害を含む）を持つ子供の人権が守られるようなガイドライン作成をお願いいたします。	合理的配慮の説明や事例に知的障害の視点を記載いたしました。 国連勧告については、障害者権利条約の第24条「教育」について、障害者権利委員会から要請された6項目を掲載いたしました。 事例については、様々なご意見を踏まえ、内容や文言を修正いたしました。
82	委員長を解任・変更してください ガイドラインは憲法・障害者権利条約・教育基本法・障害者基本法・障害者差別解消法・学校教育法施行令・学習指導要領を具現化したものであるべきです それなのに「学習指導要領は浸透していないからガイドラインに反映しない」という主旨の発言をした委員長は適任ではありません ガイドラインこそが学習指導要領を浸透させるために有効です 理屈にもならないことを言う人が学者だとは信じられませんが、委員長に不適格であることは確実です 解任していただき「理論的」な発言ができる人選を行ってください 「特別支援学級を廃止しろ、という意見もあるが」と言い、ただ特別支援教育を存続させようという考えの方ではなく、インクルーシブ教育の専門家に變更してください。特別支援教育は「個人モデル・医学モデル」であり障害者権利条約を批准した国として止めるべき施策です	本ガイドラインは、世界の動向や、学習指導要領も含めた国や都の法令、計画等を踏まえ、区の各種条例や計画と共に進めていくため、教育委員会として、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すものです。
83	「点数のとれない」と言われる子の学習機会を保障するガイドラインを作成してください 「点数がとれない」と言われるお子さんたちと出会ってきました。彼ら彼女らに感心することは学習意欲の高さです みな、勉強が大好きなのです 今の学校は「点数」という結果が出ない子を排除しがちですが、彼ら彼女らの学習意欲の高さを知ったら、「この子たちこそ学校にふさわしい」と思わせられると思います 点数という結果には出なくても、「知らないことを知ることができることが楽しい」「難しいから楽しい」と言うことを聞くと、この子たちこそ、きちんとした学習の機会が確保されるべきであると思います そして、競争しようなどとは考えていないのに、家庭でも勉強する姿は見習うべきだと思います。純粋に勉強が好きなのです。「点数」のみを価値としない、人権尊重の教育となるようなガイドラインを作成してください	障害をはじめ、子どもの特性を教職員がチームとして把握し、最適な個別指導計画に基づいた指導・支援ができるよう取り組みを進めてまいります。また、学習においては、教師が用意した正解のみにたどり着くのではなく、子どもたちが生活や体験から関心や疑問をもったことについて、それぞれ得意なこと、好きなことを生かして協力しながら探究する学びが行われるよう、活動を工夫してまいります。
84	学校教育法施行令を遵守したガイドラインを作成してください 就学通知の発出の変更 学校教育法施行令が改正され「地域の学校への就学が基本」となりましたので、「就学通知の発出」も変更するべきです まず、地域の全ての子どもに「就学先は地域の学校」という就学通知を発出してください 「障害という属性を理由とした振り分け」はしないことに変更された以上、就学前健康診断で「障害を発見する」必要はありません そのため「就学前健康診断のお知らせ」と同時に「就学通知」を発出し、「通常学級での支援の仕方や変更調整（合理的配慮）についての話し合い」を時間をかけてするべきです 豊中市や芦屋市などでは、既に、長く実施されていることですので、不可能なことではありませんし、学校教育法施行令を理解しておられれば当然のことです このような制度変更が無ければ、教師の意識など変わる筈はありませんし、教師の意識の在り方に責任を押しつけることもあり得ないことです 意識改革は制度改革から始まります まずは、教育委員会が制度を変えられるのが問われます。制度改革を初めてください	法令では、区市町村教育委員会は、10月1日現在の住民基本台帳に基づき10月末日までに次年度の就学予定者の学齢簿を作成し、翌年1月末日までに保護者へ入学期日、就学すべき学校を通知することを規定しています。 世田谷区においては、法令に基づき、入学期日、就学すべき学校を記載した就学通知書を、入学する年の1月に対象のご家庭にお送りしています。 一方、10月から11月にかけて実施している就学時健康診断は、健診日時の確認等のため9月上旬に実施の詳細について保護者に通知しています。 就学通知書は10月1日現在の住民基本台帳に基づくことから、就学時健康診断の通知と同時に送付することは難しいと認識しておりますが、就学時健康診断の通知には、受診会場として指定された小学校がお子さんの通学区域の小学校であることを明記してお知らせしています。
85	子どもたちの意見が取り入れられていないように感じる内容で、残念でした。 また、少数派の子ども達を差別したような表現などもあるように見えました。 ガイドラインは今後も当事者の意見もとりいれながら修正できる機会を設けて、都度更新できるものであってほしいと思いました。	区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を通して、様々なご意見をいただき、ガイドラインに反映しております。また、策定後も、教育の質をさらに向上させるため、ガイドラインのバージョンアップを図ってまいります。
86	障害のある子が普通級で学校生活を送るために必要な合理的配慮(調整)として、支援員についての内容が記されていません。 障害のある子どもの保護者から支援員の行動についての問題が多く聞かれます。誰のための支援員なのかと、担任は障害のある子どもを支援員任せにしてしまう。支援員は子ども同士のやり取りの壁になり、監視役のような存在になっている事が多い。これではインクルーシブ教育にはならないので、支援員の役割や心構えといった内容が必要だと思います。	子どもの支援にあたっては、子ども同士のつながりを阻むことがないように、支援員等が適切な支援を実施していくことが必要であると考えており、研修等の充実を図ることを教育委員会の重点取り組み3に位置付けております。

No.	意見・提案	区の考え方
87	3ー4行動コンセプトについて コンセプト4はインクルーシブ教育では必要な内容ですが、それ以外の1から3は子どもの権利条例でやっていくことかと思 います。特に5の表現は不適當です。障害がない子どもでも必要な支援はあるはずですし、障害のある子どもにとっては特別な 支援ではなく、学校生活において個別の支援は必要なのです。そんなに特別と言う表現が必要でしょうか。 また、専門性というのが何をさしているのかよくわかりませんが、インクルーシブ教育の中では障害の特性に詳しくなるよ り、その子どもをありのまま受け止めることが大切なことだと思います。 4ー6学ぶ環境の整備 特別支援教育修学奨励費の通学費は地域の学校に通う場合でも支給されるのですか？ここに挙げる例としては適切でないと思 います。特別支援教育の充実もやるとおっしゃっていたので、そちらの項目ではないですか。 このようにここでも特別支援教育の内容が挙げられていますが、本当にインクルーシブ教育を目指そうとしているのか疑問を 感じます。 個別と言われる合理的配慮をなるべく全体的なものにするのが環境整備だと思うので、もっとそれに見合う例をあげてくだ さい。	世田谷区では、国連の「子どもの権利条約」に基づき、「世田谷区子ども条例」を制定しています。本ガイドラインは「世田 谷区子ども条例」の内容を踏まえて策定しており、理念を共有する部分があります。 また、インクルーシブ教育を現在の制度を最大限活用して一歩ずつ進めていくため、現在の特別支援教育の制度について資料 として記載しています。
88	国連障害者権利委員会の勧告に基づき、教育振興基本計画においても初めて、特別支援教育とは独立して扱われたインクル ーシブ教育です、教育委員会としても満を持して発表された力のこもった素案であると、そのご苦勞に感謝申し上げます。しか し、そうであるからこそ、お伝えしお考えいただきたいことについて、筆を執りました。 1.まず、区として一発目の方針発表が、教師向けのガイドラインであることについてです。様々に異なる背景を持つ人々の 共生社会を目指す基礎を育む教育現場における取組みについての第一発目の発信が、教師向けのガイドラインの格好であるこ とに、残念さを感じます。教師のみなさんに、いきなり「あなたは どうしたい？」といわば高みから問いかけるよりも前に、 まず教育委員会としての格調高い真に共生社会を育むための宣言のようなものを謳いあげていただきたかったと思います。こ れでは、教師たちは高みから指示される格好になり、その忙殺の日々から自発的に意欲的に、好意的に取り組む気持ちになる のでしょうか？教育大綱は大変格調高く作られています。しかしそのままでは、絵にかいた餅です。その格調高い少々抽象的な 優れた方向性に、インクルーシブ教育という各論で思想的理論的具體性を与え、現場とのつながりを作る役割を、まず果たし ていただきたいのです。教師だけではなく、教委の方々の覚悟、また区民みんなにとっての認識になるような宣言を区の財産 として持ちませんか？ 終わりの方にまさに実践へ向けてのガイド部門が併記されていますが、これなどは、インクルーシブ教育を可能にする世田谷 区教委の宣言とは別に、実践編ブックレットとして作るべきものではないでしょうか。 2.教育現場である教室には、どの程度、障害のあるお子さんが在籍しているのでしょうか？教育長さんのあいさつには、すで に「障害のあるなしにかかわらず、多くの子どもが同じクラスに在籍しています」とありますが、どのような困難を抱えるお 子さんや親御さんが、どういう体験をしているのか？「差別」あるいは嫌な思いはしていないのか？当事者の体験や意見を、 教育委員会はどの程度聴きとられたのでしょうか？共生社会の作り上げていくに当たって、いま最も大事なのは、「当事者の 声を聴くこと」です。それ抜き、また形だけの聴き取りは、今や新しい制度作りにとってありえません。これからでも遅くな いと思います。障害のある子どもたちや、その傍にいる親たちが感じていることを、ぜひ時間をかけて聞き取って、人間的な 深みのある素案をまとめ直していただけたらと願う次第です。	本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践していく学校や先生方をサポートし、行動につなげることのできるものとし て、策定するものであります。 教育委員会としてインクルーシブ教育を一歩ずつ進めるにあたり、ガイドラインには、その方向性や考え方、また、学校現場 における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要だと 考えております。 区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴 取等を通して、様々なご意見をいただき、ガイドラインに反映いたしました。
89	この度、インクルーシブ教育ガイドラインに関するパブリックコメントを提出させていただきました、世田谷区在住の小学校 2年生の息子を持つ保護者です。締切を過ぎてしまったにもかかわらず恐縮ですが、昨日（10月10日）に文教委員会の会 議を傍聴し、直接教育委員会の見解を伺うことができましたので、改めて意見を述べさせていただきます、書面にて送付させ ていただきます。 会議では、議員が就学相談や転学の際に、子どもや保護者が希望しないにも関わらず体験入学が強制される問題について質疑 されていました。その際、教育委員会のセンター長は、体験入学は強制ではなく、子どもや保護者が傷つかないような対応を 検討したいとおっしゃっていました。 私自身、2022年度の息子の就学相談において〇〇小学校を希望しましたが、教師から理不尽で排他的な対応を受け、やむ を得ず特別支援学校を選ばざるを得ない状況となりました。しかし、特別支援学校の授業内容は息子には退屈で、授業中に独 りでドリルをさせられ放っておかれることに納得がいかず、その後学区の〇〇小学校への転学を希望しました。ところが、体 験入学を3回も求められ、仕方なく1回受けましたが、「本人の能力を確認するため」との理由で、不安な初めての環境の中 で息子を独りにし、追い詰めるような状況に置かれました。これが、ほんの1年前のことです。 体験入学は強制ではないとのことでしたが、私たちが実際に体験したこととは大きく異なっており、教育委員会のトップの 方々と現場の教職員との間で連携が取れていないように感じました。 私は、普通級、支援級、特別支援学校と分けられたシステムの中で、「インクルーシブ教育」を名乗ることに意味があるのか 疑問を抱いております。本来のインクルーシブ教育とは、子どもを区別することなく、学校がすべての子どもを受け入れるこ とだと思います。しかしながら、現状のシステムや人員不足があることも理解しております。それでもなお、少なくとも子ど もや保護者が希望する学校へ進む際に、体験入学という名目での人権侵害を行わないよう、現場の教職員や教育委員会担当者 に対する徹底した指導をお願いしたいと思います。この点を、ぜひインクルーシブ教育ガイドラインに盛り込んでいただけま すよう、心からお願い申し上げます。	ガイドラインには、教育委員会としてインクルーシブ教育を一歩ずつ進めるにあたり、その方向性や考え方、また、学校現場 における行動指針や、教育委員会としての学校環境整備や体制の考え方など、直接、学校運営に関する事項の掲載が必要であ る内容を記載しております。 体験入学については、お子さんと保護者の意向を尊重して、進めてまいります。

No.	意見・提案	区の考え方
90	障害施策の障害児者の捉え方についてもいつも思う事ですが、今回のインクルーシブ教育においても「本人と保護者がより自由な意思で、学ぶ場を選択できる」とあります。選択が出来る本人ばかりではないということに触れる表現を目にすることがありません。その場合、保護者のみの選択になってしまい、とても子供に対して申し訳なく思っています。就学相談に行った時も、迷いなく特別支援学校を進められました。それでも、一応普通校の授業を見学しにも行きましたが、就学前の教育委員会の相談の在り方からがインクルーシブ教育の一步目にならないでしょうか。すみません、ガイドラインに則したコメントではないかもしれませんが、思うことを書かせていただきました。	就学相談については、これまでにいただいている意見も踏まえ、就学先について悩まれているお子さんと保護者のお話を伺いながら丁寧に進めてまいります。
91	先日の教育委員会主催のZoomによる公開討論会を視聴いたしました。まず気になったのは、「教える側」（教員、教育委員会、大人）からばかりの視点で書かれていて、「学ぶ側」からの視点が抜け落ちているように思われました。それは、委員会に当事者、その保護者がおられないことにつながっているのではないのでしょうか。フロアからの発言者がすべて反対の意見表明をされたことの意味を真剣にとらえるべきだと思います。原稿のものでは決してインクルーシブ教育につながるとは思いません。	本ガイドラインは教員向けのガイドラインではありますが、区民意見募集やシンポジウムを実施するとともに、学校への訪問による子どもへのヒアリング、関係団体からの直接の意見聴取等を行い、いただいたご意見をガイドラインに反映しております。
92	先日、このガイドラインについてパブコメを送りました。インクルーシブ教育を進めることに同じ障害児を持つ親が強く反対することで、教育委員会が二の足を踏むのではないかと懸念しています。あくまでもこのガイドラインは普通学級に行く権利を保障するもので、支援学級、支援学校を希望できなくなるものではないと説明して下さい。将来的には支援学級は無くすべき、と思いますが。反対派は自分達の選択を否定されたように感じて反発していると思います。負の感情的なものを感じますが、それも仕方ないように思います。ただ、共生社会の大事な一歩になるインクルーシブ教育を教育委員会には是非進めて下さい。宜しくお願いいたします。	区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針はすべての子どもに当てはまることを示すとともに、多様な背景をもつすべての子どもが、望む場で学ぶことができるようにしていくことを示しております。
93	いろいろな人と同じ場で共に学べるインクルーシブガイドラインに期待してます。差別のない社会になって欲しいです。	多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障していきます。すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一歩ずつ進めてまいります。
94	インクルーシブ教育ガイドラインが全国展開されるのを期待しています！	まずは世田谷区において今年度中にガイドラインを策定し、令和7年度からガイドラインに沿った取組みを実施してまいります。
95	以前よりインクルーシブ教育に興味を持って勉強会などに参加してきました。この度世田谷区としてガイドラインをを作成して前に進めて行くことを知り大変嬉しく思っています。子どもたちが親御さんが安心して子どもの教育、育ちを応援していただけることを目指して教育に携わる人だけでなく、社会として個人の人権を尊重し、インクルーシブ教育を実現していく為のガイドラインになることを期待しています。	すべての子どもを包摂する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うため、多様な子どもたちを「誰一人取り残さない教育」を実施し、学びの権利を保障してまいります。既存の制度からより良い新たな制度への再構築を図り、すべての子どもが地域で共に学び育つことが当たり前であるとの認識に皆が立てるインクルーシブ教育を実践し、地域共生社会の実現に向け、一歩ずつ前進させてまいります。
96	世田谷区教育行政のインクルーシブ教育への積極的な取り組みに敬服しています。まさに先進的で国の教育行政をも先導するものです。私は山梨県に住むインクルーシブ教育の進展を願っている者ですが、この取り組みに大きく励まされます。どんどん進めて下さい。	まずは世田谷区において今年度中にガイドラインを策定し、令和7年度からガイドラインに沿った取組みを実施してまいります。
その他の意見		
97	いつになったら、共生社会になるんだろう？当たり前隣の手話を理解し、点字を読める、どんな障害があっても存在を否定されず、バリアなく、関われる日がいづ来るのだろう。点数で、人を推し量る教育、学校は、点数を育てる場所なのか？人を育てる場所なのではないのか？当たり前どんな人も同じ学舎でどうして過ごさなくて、共に生きる生活、お互いを理解し合えるのか、国は、文科省は、教育委員会の人たちに聞きたい。お互いを知る機会なくして、教育する現場のバリアを取っ払い、差別なく、どんな子も机を当たり前前に並べて学べる日は、いつ来るのだろう。同じ人間なのに、離れ離れに仕切られる教育現場の不自然さにおかしいと感じる感覚が無い。それを当たり前にしてきたからだ、その罪を正して直ちに、目覚め、共に生きることを始めないと、差別やイジメや自殺は、なくなる。その事に早く気づいて欲しい。やまゆり事件が二度と起きない様に	自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていきます。いただいたご意見は今後、ガイドラインの案の作成の際の参考にさせていただきます。
98	性的指向及びジェンダーアイデンティティについての教員研修が行われていることを初めて知りました。どのような内容の研修をしているのか、公開されるご予定はございますでしょうか？（子どもがどのような教育を受けるのか気になります。）また、とてもセンシティブなテーマで、学校教育においてどのように扱うか、生徒の学年によっても慎重に検討する必要があるという感想を持ちました。いじめの原因となるケースも聞きますし、理解のない教員の発言で生徒が傷つくこともあると聞きます。小学生ではこれくらいの内容を伝えましょう。高校生になればこのような内容も理解してもらえるように努力しましょう。など、具体的な指針が出ているのでしたら知りたいです。	毎年、全幼稚園、小中学校の人権教育担当教員等を対象に、人権課題（性自認・性的指向等）に関する公開授業と授業参観後の研究協議を実施しています。公開授業の学習指導案は、全校へ共有し、自校の実践に活用できるようにしています。また、区立中学校において、2、3年生を対象に、産婦人科医や助産師による出張リプロダクティブヘルス・ライツ講座を保健所と連携して実施しております。指針として、厚生労働省では、性的指向や性自認は本人の意思で選択したり変えたりできるものでも、矯正したり治療したりするものではないとしたリーフレットを作成、周知しており、区教育委員会もこの見解に立ち、児童生徒への対応を行っているところです。

No.	意見・提案	区の考え方
99	このように区内在住だけでなく、在勤者にも窓口を開いていただき、誠にありがとうございます。 上記の通り、私は世田谷区立中学校に勤めております。 本校には学校生活サポーターさんが必要な生徒が2名おり、ほかにも多様な、支援があった方がよいと考えている（考えられる）生徒も多くおります。公立中学校（町の中学校）のため、これはいわば当然の環境だととらえています。 学校生活サポーターさんは2名の生徒にそれぞれ週30時間、35時間が必要で、時数分の費用支出は支援教育課様よりいただいております。またサポーターさんの中の一人は、支援教育課様よりご紹介いただきました。 しかしそのほかのサポーターさんは学校や、地域のつながりで何とか見つけられたという現在です。生徒の一人は自閉傾向であるため急な変化への対応が難しく、サポーターさんの交代がないように何とか一日続けて来てもらえる日をお願いしているところ です。もう一人は週35時間を10名のサポーターさんが交代して支援しています。これは周辺大学へ募集をかけたリ、TEPROへ連絡したりと、何とか来ていただくことができています。そのいわゆる「シフト」は、現在副校長である私が調整しています。大学生などは前期後期で都合が変わり、またほかの方もそれぞれのご都合があるため、その都度連絡を取りながら・・・と行っているところです。 ★そこでなのですが、この「サポーターを見つける」「その方々の都合を調整する」という仕事を、保護者に担っていただくか、教職員ではないどなたか（例えば学校コーディネーター（仮称）として、SCやICT支援員のように学校を巡回する方など）に担っていただくことをお願いしたいと思っています。 本校は現在、サポーターさんが必要な生徒が2名ですが、学び舎小学校と連絡を取ると、今後そこを卒業し、本校へ来る支援が必要な生徒はまだ増えるという見通しです。2名分の週30時間、35時間でもその手配に割く時間は多く、また穴をあけられない、ミスができない内容のため、その分負担感も大きいです。月曜日の担当が見つからない場合は土日も何とか連絡を取ってご都合のつく方を見つけているのが現状です。これ以上の増員となると、この業務をミスなくこなしながら、その他すべての校務を整理することはおそらく不可能です。 一方で、これはここだから書くのですが、保護者の方ではサポーターさんは「いつでもいるものだ」「我が子に合った対応をしてもらえるものだ」「保護者は支援の必要のない生徒の保護者同様、生徒の校内対応について基本的には何もしないものだ」という、いわばお客さん状態なのを感じてしまいます。「我が子もみなと同様の教育環境を」の要望は、これもまた当然のようにしてくるのですが。 生徒・保護者、学校、地域、行政について、権利や責任、範囲や現状での限界、目指す完成形やそのスケジュール感などを示しながら、「これを目指しているけれどいまはこの段階だから理解してください」という伝え方があると、みなで「共に歩もう」となるのではないのでしょうか。 この、「仕事の分担」を、こういった「ガイド（案内）ライン（線引き）」に明記していただくよう、強くお願いをと思っております。 もしご来校いただくご都合がございましたら、補足の説明などさせていただきたく思います。 「どの学校でも、どの生徒でも、どの教員でも持続可能な仕組みを」、これからみなさんと作っていきたいです。 ここまでの素案作成、誠にありがとうございます。今後の調整もまた、どうぞよろしくお願いいたします。	学校生活サポーターの確保や活動調整が学校の負担である点については認識をしており、より多くの方に希望していただけるよう、学校や大学等に向けた周知ポスターの作成や電子申請による応募フォームの改善などに取り組んでおります。また、民間活力の活用についても研究しております。 本ガイドラインは教員向けのガイドラインではありますが、教員以外の方が読まれることや、教員以外向けの周知資料の作成も検討していることから、今後の参考にさせていただきます。
100	子どもの自主性を重んじた不登校児等の大衆からはみ出した児童に対するフリースクールの創設。大多数である一般大衆はそのままでいいが道を踏み外した児童に対しては個別にそれぞれ(各々)の特性に応じた教育方法が必要である。そこでフリースクールである。	ほっとスクール（教育支援センター）については、地域バランスを考慮し、5地域に整備を進めてまいります。また、新たな学びの多様化学校の開設を進めてまいります。
101	学校改築において、不登校児等に対するサポートルームを展開(創設)したい。また、地域住民に溪流公園、子どもたちに森を提供したい。それから、旧正門を復活させて、不登校児等が登校し易くしたい。	学校改築・学校改修に合わせて、「ほっとルーム」の整備を進めてまいります。
102	中野区では、区内全域の小中学校の不登校児を、1つの施設に収容しようと不登校児用フリースクールを計画している。世田谷区でも1施設の創設をなさったら如何でしょうか？施設建築計画案作成承ります。	ほっとスクール（教育支援センター）については、地域バランスを考慮し、5地域に整備を進めてまいります。また、新たな学びの多様化学校の開設を進めてまいります。
103	司会者の態度についての抗議文 「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」制定に向けたシンポジウムにオンラインで参加いたしました 終わりに近い部分での世田谷区教育委員会事務局の方の態度に抗議いたします 会場から「このような内容ではいけない」など、内容を良くするための意見が出たことについて、司会者が「期限が決まっている」と高圧的な態度で発言されたことは、障害のある当事者として聞いていて「心に暴力を受けた」と感じました 意見を聞く場で、「どのような意見が出ようが構わない。期限を守ることが大事だ」との発言は、意見を聞くこと自体を否定する発言であり問題です なおかつ、高圧的・暴力的な言い方で言うことは、「ああ、こういう態度で、教育支援委員会で保護者の意思を尊重せず、教育支援委員会が決定した就学先を強制しているのだろう」と想像することが容易です 公務員は、説明するまでもなく、区民のために働き、区民に雇用されている立場です。高圧的態度など、区職員としては、あり得ない態度です。ましてや教育公務員としては失格です。公務員には、区民に考え方を強制する権利はありません この高圧的・暴力的態度を反省されるならば、謝罪文を区のHPに掲載してください 念を押しますが、障害のある人や、その保護者は、見下される存在ではありません。差別的態度（障害のない人とは違う取り扱い）は止めてください それとも障害のない人にも、あのような高圧的・暴力的態度をしているのですか？障害のない小さい人にも、高圧的・暴力的態度をしているのですか？ そのようなことがあるのなら、人間として、公務員として失格ですので退職されることを希望します 教師に暴力を振るわれた経験がある区長がいる世田谷区で、高圧的・暴力的態度の教師・教育委員会職員が存在することは許されません これも「分離の場」を継続するための暴力ならば「分離の場の廃止」を要望します	シンポジウムへのご来場ありがとうございます。いただいたご意見は、今後のシンポジウム等の運営に生かしてまいります。